



(別紙)

関係法令等の定め

1 地方自治法

地方自治法100条14項本文は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる旨を定める。同項ただし書は、上記の場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨を定める。

2 本件条例（町田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年町田市条例第17号））

(1) 平成27年町田市条例第46号による改正前のもの（以下「改正前条例」という。乙31）

ア 1条（趣旨）

この条例は、地方自治法100条14項及び15項の規定に基づき、町田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

イ 2条（交付対象）

政務活動費は、町田市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

ウ 3条（交付額及び交付の方法） 1項

政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に月額6万円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの区分による期間ごとに交付する。

エ 5条（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）

政務活動費を充てることができる経費は、市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等（以下「改正前政務活動」という。）に要する経費とし、町田市規則で定める使途基準（後記3(1)イ）に従って使用するものとする。

オ 6条（経理責任者）

5 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

カ 7条（収支報告書の提出）

（ア） 1項

10 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書を添えて議長に提出しなければならない。

（イ） 2項

1項に規定する収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

キ 8条（残余金の返還）

15 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

20 (2) 平成27年町田市条例第46号による改正後のもの（平成28年4月1日から施行。以下「改正後条例」という。甲2の1）

ア 1条から3条まで、6条、7条2項

改正前条例1条から3条まで、6条、7条2項と同じ。

イ 5条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

25 政務活動費を充てることができる経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下、「改正

後政務活動」といい、改正前政務活動と併せて単に「政務活動」という。)に要する経費とし、別紙3の1.の表の「項目」、「内容」及び「例示」の各欄記載の使途基準(以下「改正後使途基準」という。)に従って使用するものとする。

5 ウ 7条(収支報告書の提出) 1項

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添えて議長に提出しなければならない。

エ 8条(残余金の返還)

10 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

オ 附則(経過措置)

15 改正後条例の規定は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

3 町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年町田市規則第9号)

20 (1) 平成28年町田市規則第10号による改正前のもの(以下「改正前規則」という。乙32)

ア 1条(趣旨)

この規則は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

イ 7条(使途基準)

25 改正前条例5条の規定により規則で定める使途基準(以下「改正前使途基準」といい、改正後使途基準と併せて「本件各使途基準」という。)は、別紙

4の1. の表の「項目」、「内容」及び「例示」の各欄記載のとおりである。

ウ 10条

収支報告書を提出する場合において、領収書を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書で代えることができる。

エ 11条（会計帳簿の保存）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 平成28年町田市規則第10号による改正後のもの（平成28年4月1日から施行。以下「改正後規則」といい、改正前規則と併せて「本件規則」という。）（甲2の2）

ア 9条

収支報告書を提出する場合において、領収書等を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書又は交通費支払証明書で代えることができる。

イ 10条

改正前規則11条に同じ。

ウ 附則（経過措置）

改正後規則の規定（7条2項の規定を除く。）は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前規則の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

4 本件各使途基準の運用指針

(1) 平成19年10月4日から施行されたもの（別紙3のとおり。以下「改正前運用指針」という。乙33）

町田市議会は、改正前条例及び改正前規則の定めに基づき、各会派の政務調査費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るために必要な事項を定めるも

のとして改正前運用指針を策定し、留意事項等として、以下のとおり定める。

ア 調査活動費に係る留意事項

(ア) 管外視察の交通費は実費とし、経済性、効率性（金銭的、時間的）を考慮するものとする。

管外視察等は、あらかじめ「視察の実施について」と題する書面を提出し、視察後30日以内に「視察報告書」を議長に提出する。

個人視察の場合は、議員個人名により会派視察と同様に「視察の実施について」と題する書面、「視察報告書」を議長に提出する。

海外視察を実施する場合の届出等は管外視察と同じ扱いとする。

(イ) 宿泊料は実費とし、町田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額を限度とする。

(ウ) 自家用車の燃料費は1人当たり年額12万円以内とする。

燃料費に洗車料、ワックス、メンテナンス費用は含まないものとする。

(エ) 交通費は原則として、領収書を徴収する。鉄道、バスで領収書の徴収が困難な場合は、支払証明書に「交通費支出記録簿」を添付するものとする。

(オ) 駐車場代の支出に当たっては、領収書に使用目的（会議、現地調査等）を簡潔に記入するものとする。

(カ) タクシー代及び有料道路通行料の支出に当たっては、領収書に目的等を簡潔に記入するものとする。

イ 研修・研究・会議費に係る留意事項

(ア) 研修費は、会派が研修会等を開催するためにかかる会場費、器材借上料、講師謝金、又は他の団体の主催する研修会、講習会等への出席者負担金とする。

(イ) 会議費は、会派が調査研究を目的として開催する勉強会や意見交換会にかかる会場費、器材借上料、講師謝金とする。

(ウ) 会派が研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会、講

習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付するものとする。

(エ) 宿泊を伴う研修会への参加は調査活動費で支出するものとする。

ウ 資料購入費に係る留意事項

5 (ア) 参考図書、新聞、雑誌等定期刊行物の購入費、追録代、電子メディア・電子コンテンツ購入費等とする。

(イ) 書籍、雑誌、その他の資料は、名称、冊数、単価等を領収書に記載するものとする。

(ウ) 調査研究に適さない図書等の購入は不可とする。

10 エ 広報費に係る留意事項

(ア) インターネットホームページ運営費（作成・運用・維持・管理）は会派所属議員1人当たり実費の2分の1とし、年額10万円を限度額とする。

(イ) インターネットホームページ運営費は、会費の広報活動としてホームページの作成・運用・維持・管理の際にかかる一切の費用を対象とする。

15 (ウ) インターネットホームページの開設者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする。

(エ) 広報紙、報告書、意見広告の発行者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする。

(オ) 広報費で、報告書等の印刷代、郵送料（切手、はがき代等）、新聞折込代
20 等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。

(カ) 広報紙、報告書、意見広告の各発行回数は、制限しない。

オ 通信運搬費に係る留意事項

(ア) 通信費（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用
25 料）については、会派所属議員1人当たり月額1万5000円を限度に支出することができるものとする。

(イ) インターネット回線使用料は、会派所属議員が調査研究活動としてイン

ターネットを利用する際の費用（回線使用料・プロバイダ契約料など）とする。

カ 事務費に係る留意事項

5 (ア) 備品については、「政務活動費によって購入した備品の取り扱いについて」（注：改正前運用指針別紙）により使用・管理するものとする。

(イ) 備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。なお、品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする。

10 (ウ) 消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする。

(エ) 携帯電話の購入費は、支出できないものとする。

キ 政務調査費として支出できない経費

改正前運用指針は、「政務調査費として支出できない経費」として、以下の経費を挙げる。

15 (ア) 交際費的な経費

餞別、慶弔、寸志、病気見舞い、年賀状購入・印刷代、名刺印刷代等

(イ) 政党の活動に属する経費

党費・党大会賛助金・党大会参加費、党大会参加のための旅費等

(ウ) 選挙活動に伴う経費

20パンフレット・ポスター等

(エ) 食事のみに要する経費

(オ) その他名目の如何を問わず議員個人に支給する経費

ク 定額・按分の考え方

改正前運用指針は、「定額・按分の考え方」として、以下のとおり定める。

25 (ア) 実費弁償の原則

調査研究活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行われるものであ

ることから、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）、海外視察の際の食卓料及び通信費（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料）については、実費の把握が困難であることから、一定の基準（定額を上限）で充当する。

(イ) 按分の考え方

会派（議員）の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられる。

このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが適当でない認められる場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当することが考えられる。

(2) 平成28年4月1日から施行されたもの（別紙4のとおり。以下「改正後運用指針」といい、改正前運用指針と併せて「本件各運用指針」という。改正後運用指針は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例によるとされている。

乙34)

ア 調査活動費に係る留意事項

(ア) 上記(1)ア(ア)、(イ)、(カ)と同じ。

(イ) 自家用車の燃料費は、14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものとする。

(ウ) 交通費は原則として、領収書を徴収する。鉄道、バスで領収書の徴収が困難な場合は、「交通費支払証明書」を添付するものとする。

(エ) 駐車場代の支出に当たっては、領収書に使用目的（会議、会合、現地調査等）を簡潔に記入するものとする。

イ 研修・研究・会議費に係る留意事項

上記(1)イと同じ。

5 ウ 資料購入費に係る留意事項

(ア) 上記(1)ウ(ア)、(イ)と同じ。

(イ) 政務活動に適さない図書等の購入は不可とする。

エ 広報費に係る留意事項

(ア) インターネットホームページ運営費（作成・運用・維持・管理）は会派
10 所属議員1人当たり実費の2分の1とし、年額12万円を限度額とする。

(イ) 上記エ(イ)から(カ)までと同じ。

オ 通信運搬費に係る留意事項

(ア) 通信費（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用
15 料）については、会派所属議員1人当たり年額24万円を限度に支出する
ことができるものとする。

(イ) インターネット回線使用料は、会派所属議員が政務活動としてインター
ネットを利用する際の費用（回線使用料・プロバイダ契約料など）とする。

カ 事務費に係る留意事項

(ア) 備品については、「政務活動費によって購入した備品の取り扱いについ
20 て」（注：改正後運用指針別紙）により使用・管理するものとする。

(イ) 上記(1)カ(イ)、(ウ)と同じ。

(ウ) 政務活動に適さないソフトウェア等の購入は不可とする。

キ 政務活動費として支出できない経費

改正前運用指針が「政務調査費として支出できない経費」として挙げてい
25 た各経費（上記(1)キ）に加え、「携帯電話の購入及び通信に係る費用のうち、2台目以降に要する経費」を挙げる。

ク 定額・按分の考え方

改正前運用指針が定めていた「定額・按分の考え方」（上記(1)ク）における「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政に関する調査研究」を「市政に関する調査研究その他の活動」に、「調査研究のために」を「調査研究その他の活動のために」にそれぞれ置き換える以外は、改正前運用指針の上記考え方と同じである。

以 上

(別紙1-1)

会派まちだ市民クラブ総括表

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
① 交付額	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,420,000	25,860,000
② 支出計上額 (訴状別紙)	6,879,078	6,499,406	6,537,864	6,809,379	26,725,727
修正届による減少額	61,922	24,578	26,584	15,843	128,927
② 修正届後の支出計上額	6,817,156	6,474,828	6,511,280	6,793,536	26,596,800
③ 超過額 (=② - ①)	337,156	-5,172	31,280	373,536	736,800
違法支出額 鉄道賃及び宿泊費		0			0
違法支出額 有料道路通行料	0	0	0		0
違法支出額 タクシー代	15,140	0	0	0	15,140
違法支出額 燃料費	389,616	344,588	365,246	429,148	1,528,598
違法支出額 駐車場代等	13,550	10,000	0	900	24,450
違法支出額 資料購入費	15,960	15,960	15,960	14,630	62,510
違法支出額 広報費	57,600	43,200	51,840	1,311,387	1,464,027
違法支出額 通信運搬費	354,226	576,712	860,800	497,425	2,289,163
違法支出額 事務費		158,724			158,724
④ 違法支出額合計	846,092	1,149,184	1,293,846	2,253,490	5,542,612
⑤ 返還請求額 (=④-③)	508,936	1,154,356	1,262,566	1,879,954	4,805,812
既返還額	0	4,298	0	0	4,298
⑥ 返還請求額	508,936	1,150,058	1,262,566	1,879,954	4,801,514

会派自民党総括表

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
① 交付額	8,640,000	8,640,000	8,640,000	8,040,000	33,960,000
② 支出計上額 (訴状別紙)	9,518,160	8,654,334	8,656,571	8,698,276	35,527,341
修正届による減少額	0	0	0	6,551	6,551
② 修正届後の支出計上額	9,518,160	8,654,334	8,656,571	8,691,725	35,520,790
③ 超過額 (=② -①)	878,160	14,334	16,571	651,725	1,560,790
違法支出額 鉄道賃	0	0	0	730	730
違法支出額 有料道路通行料	0	0		0	0
違法支出額 タクシー代	2,930	7,530	5,700	2,420	18,580
違法支出額 燃料費	476,952	364,313	360,932	329,589	1,531,786
違法支出額 駐車場代等	1,400	2,500	6,230	1,000	11,130
違法支出額 資料購入費	39,677	0	0	0	39,677
違法支出額 広報費	0	10,000	0	1,009,913	1,019,913
違法支出額 通信運搬費	1,047,174	579,714	473,764	353,045	2,453,697
違法支出額 事務費	0	0	0	0	0
④ 違法支出額合計	1,568,133	964,057	846,626	1,696,697	5,075,513
⑤ 返還請求額 (=④-③)	689,973	949,723	830,055	1,044,972	3,514,723
既返還額	0	0	0	0	0
⑥返還請求額	689,973	949,723	830,055	1,044,972	3,514,723

会派保守連合総括表

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
① 交付額	2,880,000	2,880,000	2,880,000	2,880,000	11,520,000
② 支出計上額 (訴状別紙)	3,078,476	3,078,044	3,135,486	3,319,828	12,611,834
修正届による減少額	7,890	2,600	0	0	10,490
② 修正届後の支出計上額	3,070,586	3,075,444	3,135,486	3,319,828	12,601,344
③ 超過額 (=② - ①)	190,586	195,444	255,486	439,828	1,081,344
違法支出額 鉄道賃	5,805	0	0		5,805
違法支出額 有料道路通行料	0				0
違法支出額 タクシー代	910	1,000	0		1,910
違法支出額 燃料費	168,182	183,556	187,626	56,659	596,023
違法支出額 駐車場代等	1,900	600	2,500		5,000
違法支出額 研修費等		10,000	10,000	0	20,000
違法支出額 資料購入費	0	0	0	0	0
違法支出額 広報費	0	0	0	1,104,271	1,104,271
違法支出額 通信運搬費	383,400	215,324	324,059	184,347	1,107,130
④ 違法支出額合計	560,197	410,480	524,185	1,345,277	2,840,139
⑤ 返還請求額 (=④-③)	369,611	215,036	268,699	905,449	1,758,795
既返還額	0	0	0	0	0
⑥ 返還請求額	369,611	215,036	268,699	905,449	1,758,795

(別紙2-1) 会派まちだ市民クラブ一覧表

会派まちだ市民クラブ総括表 (原告ら主張)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
① 交付額	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,420,000	25,860,000
② 支出計上額 (訴状別紙)	6,879,078	6,499,406	6,537,864	6,809,379	26,725,727
修正届による減少額	61,922	24,578	26,584	15,843	128,927
②' 修正届後の支出計上額	6,817,156	6,474,828	6,511,280	6,793,536	26,596,800
③ 超過額 (=①-②')	-337,156	5,172	-31,280	-373,536	-736,800
違法支出額 鉄道賃等	0	39,040	0	0	39,040
違法支出額 有料道路通行料	1,300	3,310	3,580	0	8,190
違法支出額 タクシー代	33,770	1,360	12,690	11,040	58,860
違法支出額 燃料費	611,514	537,970	547,866	643,718	2,341,068
違法支出額 駐車場代等	156,870	132,740	119,190	107,830	516,630
違法支出額 資料購入費	342,355	360,294	355,599	435,128	1,493,376
違法支出額 広報費	724,400	304,600	192,240	2,438,021	3,659,261
違法支出額 通信運搬費	868,379	1,268,735	1,736,009	1,052,256	4,925,379
違法支出額 事務費	0	416,349	0	0	416,349
④ 違法支出額合計	2,738,588	3,064,398	2,967,174	4,687,993	13,458,153
⑤ 返還請求額 (=④-③)	2,401,432	3,069,570	2,935,894	4,314,457	12,721,353
既返還額	0	5,172	0	0	5,172
⑥ 弁論終結時返還請求額	2,401,432	3,064,398	2,935,894	4,314,457	12,716,181

支出番号	支出日	票目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-16	10/25	調査	谷沢	650	650	高速道路代 NEXCO中日本 イン横浜町田out厚木料金所 17時21分「現地調査」とされている	・私的目的 C-17と一連のものと推測(町田から東名高速を利用して厚木方面往復)	12-1	92	上中		用途基準不適合性を推認させる事実とはいえない	0
C14-17	10/25	調査	谷沢	650	650	高速道路代 NEXCO中日本 イン厚木out横浜町田料金所 20時20分「現地調査」とされている	・同上	12-1	92	上右		同上	0
合計額				1,300									0
C15-30	05/31	調査	谷沢	1,940	1,940	高速代 NEXCO中日本 in横浜町田 out御殿場料金所 14時28分「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) ・日曜日 御殿場付近まで往復したときのもの と推測されるが、現地での滞在時間は非常に短時間であったと推測され、調査を行った形跡がない。C15-33まで一連の支出	13-1	44	上右	甲71	同上	0
C15-31	05/31	調査	谷沢	360	360	高速代 NEXCO中日本 小田原料金所 15時48分通行「現地調査」とされている 御殿場から町田への帰路	・目的不明(私的目的)・日曜日 ・同上	13-1	44	下左	甲71	同上	0
C15-32	05/31	調査	谷沢	360	360	高速代 NEXCO中日本 平塚料金所 15時58分通行 同上	・目的不明(私的目的)・日曜日 ・同上	13-1	44	下中	甲71	同上	0
C15-33	05/31	調査	谷沢	650	650	高速代 NEXCO中日本 in厚木out横浜町田料金所 17時04分 同上	・目的不明(私的目的)・日曜日 ・同上	13-1	44	下右	甲71	同上	0
合計額				3,310									0
C16-1	08/08	調査		1,790	1,790	高速代 NECO中日本 in横浜町田 out相模湖料金所10時17分「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的) 相模湖への往復(C16-2と一連のもの)であり、私的目的での走行が疑われる。土曜日。	14-1	155	上中		同上	0
C16-2	08/09	調査		1,790	1,790	高速代 NECO中日本 in相模湖out横浜町田料金所13時53分「現地調査」とされている	・同上	14-1	155	上左		同上	0
合計額				3,580									0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-18	04/07	調査	河辺	1,270	1,270	タクシー(八南交通)「市政相談」とされている	・遠方八南交通はJR横浜線橋本駅や、京王相模原線南大沢等に記車しているタクシー会社。町田市内では走っていない。C-19、C-20、C-21も同様。	12-1	99	上中		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-19	08/01	調査	河辺	1,000	1,000	タクシー(八南交通)「市政相談」とされている	同上	12-1	103	下左		同上	0
C14-20	11/20	調査	河辺	1,450	1,450	タクシー(八南交通)「市政相談」とされている	同上	12-1	106	上左		同上	0
C14-21	12/16	調査	河辺	1,540	1,540	タクシー(八南交通)「市政相談」とされている	同上	12-1	107	上左		同上	0
C14-22	04/14	調査	河辺	2,320	2,320	タクシー(東日本タクシー)23時07分降車「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	99	下右		同上	0
C14-23	11/07	調査	河辺	3,670	3,670	タクシー(東日本タクシー)01時03分降車「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	106	下左		同上	3,670
C14-24	02/06	調査	河辺	3,670	3,670	タクシー(東日本タクシー)01時39分降車「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	109	上左		同上	3,670
C14-111	04/14	調査	戸塚	1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間02時31分「市政相談」とされている	・深夜(タクシー代の領収書にはほとんど時間が記録されていない。降車時の時刻がからうじて印字されているのが、東日本タクシーの一部のみ)	12-1	131	上左		同上	1,150
C14-112	05/04	調査	戸塚	1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間04時26分「市政相談」とされている	・早期のタクシー利用	12-1	134	下左		同上	1,150
C14-113	05/17	調査	戸塚	1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間 01時57分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	134	上左		同上	1,150
C14-114	06/14	調査	戸塚	1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間23時35分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	136	上中		同上	0
C14-115	06/22	調査	戸塚	1,150	1,150	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間23時38分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	136	下左		同上	0
C14-116	07/06	調査	戸塚	790	790	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間02時17分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	139	上左		同上	790
C14-117	11/16	調査	戸塚	700	700	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間00時00分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	144	上右		同上	0
C14-118	02/19	調査	戸塚	790	790	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間00時34分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	150	上左		同上	0
C14-146	07/26	調査	佐藤	1,420	1,420	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間00時00分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	164	上右		同上	0
C14-147	10/07	調査	佐藤	2,230	2,230	タクシー代 東日本タクシー株式会社 降車時間02時38分「市政相談」とされている	・深夜のタクシー利用	12-1	191	上左		同上	2,230
C14-253	08/02	調査	石井	1,330	1,330	タクシー代 東日本タクシー 降車時間01時06分「市政相談」とされている	・深夜(タクシー代の領収書にはほとんど時間が記録されていない。降車時の時刻がからうじて印字されているのが、東日本タクシーの一部のみ)以下、C255まで同様	12-1	258	上左		同上	1,330
C14-254	09/11	調査	石井	970	970	タクシー代 東日本タクシー 降車時間23時56分「市政相談」とされている	・同上	12-1	260	上左		同上 ・なお、市民相談の際のタクシー代である。	0
C14-255	10/25	調査	石井	2,050	2,050	タクシー代 東日本タクシー 降車時間00時08分「市政相談」とされている	・同上	12-1	263	上中		同上	0
C14-289	01/12	調査	わたべ	730	730	タクシー代 カンツリー交通 株式会社「×まちだ祝祭」のためとされている。	・政務調査とはいえない。	12-1	171	280		・使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 ・「祝祭」ではなく「視察」であると思われる。	0
C14-290	11/09	調査	わたべ	1,360	1,360	タクシー代 小田急交通南多摩線「鶴川学園のお祭り祝祭」のためとされている。	・政務調査とはいえない。	12-1	168	230		・わたべ議員が、障害者支援施設つるかむ学園のお祭りを視察した際のタクシー代であり、当該活動は政務活動である。 ・「祝祭」ではなく「視察」であると思われる。	0
C14-291	11/22	調査	わたべ	730	730	タクシー代 相模中央交通「鶴川2小50周年記念式典」のためとされている。	・政務調査とはいえない。	12-1	169	235		・使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
合計額				33,770									15,140
C15-1	10/25	調査	わたべ	1,360	1,360	タクシー代 東京都個人タクシー(協)南多摩支部 MATUBAYASHI TAXI「運動会」と「親子まつり」の「視察」とされている	・政務調査とはいえない。	13-1	36	上右		・使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
合計額				1,360									0
C16-3	04/17	調査		1,450	1,450	タクシー代 八南交通(八王子)「市政相談」とされている	・目的不明(私的目的)八南交通はJR横浜線橋本駅や、京王相模原線南大沢等に記車しているタクシー会社。町田市内では走っていない。C-4、C-5、C-6、C-7、C-9、C-10も同様。八王子付近での市政相談を繰り返しおこなうというのは考えにくい。	14-1	255	中右		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-4	05/16	調査		1,540	1,540	タクシー代 八南交通(八王子)「市政相談」とされている	・同上	14-1	98	中左		同上	0
C16-5	06/15	調査		1,450	1,450	タクシー代 八南交通(八王子)「市政相談」とされている	・同上	14-1	120	上中		同上	0
C16-6	06/18	調査		1,450	1,450	タクシー代 八南交通(八王子)「市政相談」とされている	・同上	14-1	120	上右		同上	0
C16-7	06/19	調査		1,450	1,450	タクシー代 八南交通(八王子)「市政相談」とされている	・同上	14-1	120	下左		同上	0
C16-8	06/11	調査		1,270	1,270	タクシー代 高鉄交通(八王子)「現地調査」とされている	・目的不明(私的目的)高鉄(こうてつ)交通は、JR中央線高尾駅、八王子駅に記車しているタクシー会社。町田市内は走っていない。	14-1	123	上中		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-9	07/22	調査		1,540	1,540	タクシー代 八南交通(八王子)「市政相談」とされている	・同上	14-1	137	下中		同上	0
C16-10	12/22	調査		1,540	1,540	タクシー代 八南交通(八王子)「市政相談」とされている	・同上	14-1	187	下右		同上	0
C16-234	08/21	調査		1,000	1,000	タクシー代 相模中央交通「子どもセンター『ただON』祭りへの参加」とされている	・政務調査研究とはいえない。	14-1	159	上中	甲201 甲202	・わたべ議員が、ただON夏祭りを視察した際のタクシー代であり、当該活動は政務活動である。	0
合計額				12,690									0
C17-1	06/26	調査		1,720	1,720	タクシー代 飛鳥交通「市政相談」とされている	・第2回定例会 6月議会最終日 打ち上げのための利用と推察 C-2も同様	15-1	58	5013		原告の主張は日付のみからの想像に基づく推測に過ぎず、使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-2	06/26	調査		1,270	1,270	タクシー代 千代田自動車「市政相談」とされている	・同上	15-1	58	5014		同上	0
C17-3	09/29	調査		2,530	2,530	タクシー代 飛鳥交通「市民相談」とされている	・第3回定例会9月議会最終日 打ち上げのための利用と推察 C-4も同様	15-1	58	5015		同上	0
C17-4	09/29	調査		2,260	2,260	タクシー代 飛鳥交通「市民相談」とされている	・同上	15-1	58	5016		同上	0
C17-5	12/22	調査		1,270	1,270	タクシー代 飛鳥交通「市政相談」とされている	・第4回定例会12月議会最終日 打ち上げのための利用と推察 C-6も同様	15-1	59	5022		同上	0
C17-6	12/22	調査		1,990	1,990	タクシー代 飛鳥交通「市政相談」とされている	・同上	15-1	60	5023		同上	0
合計額				11,040									0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-346	05/19	調査	谷沢	5,007	5,007	エネフリ横浜CS 22時15分給油「券No13478118様」と記載。31.492	不自然な給油状況 ・同日給油(C14-345とほぼ同時期。)	12-1	3	下中		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・C14-345で少量の給油をし、C14-346で改めて十分な給油をした。	2,503
C14-347	07/19	調査	谷沢	2,573	2,573	エネフリ横浜CS 12時18分給油「券No13478118様」と記載。16.282	不自然な給油状況 ・C14-348と同日、同一時刻給油 ・2日間の7月17日、C14-387でも27.652給油	12-1	6	下左		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,286
C14-349	10/13	調査	河辺	5,000	5,000	中央石油販売(ドトールコーピー)16時21分 31.852	不自然な給油状況 ・2日間の10月11日、C14-406でも19.112を給油	12-1	15	中		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・河辺議員は、軽自動車と普通自動車を使用していた。	2,500
C14-350	11/30	調査	河辺	5,000	5,000	中央石油セルフ金井 11時59分 35.722	不自然な給油状況 ・わずか2日前C14-351で再び給油	12-1	16	中		同上	2,500
C14-351	12/02	調査	河辺	3,000	3,000	コスモ石油販売株式会社セルフピュア町田13時24分給油 20.832	不自然な給油状況 ・わずか2日前C14-350で給油	12-1	17	右上		同上	1,500
C14-352	12/14	調査	河辺	5,000	5,000	ENEOS Dr. Driveセルフ南大沢店での給油 14時07分 36.52	不自然な給油状況 ・同日給油(ほぼ同時刻 同じスタンドで給油C14-353)	12-1	17	左		同上	2,500
C14-355	01/10	調査	河辺	3,000	3,000	コスモ石油セルフピュア町田17時25分給油 23.262	不自然な給油状況 ・同日給油(C14-354とほぼ同時刻の給油)	12-1	19	中		同上	1,500
C14-359	06/10	調査	森本	4,412	4,412	ENEOS 萩生田石油鶴川SSでの給油 9時39分 26.742	不自然な給油状況 ・議員による給油ではない(6月離会の本会議一般質問日(10時に開会)。離会開始のわずか21分前の給油であり、議員によるものとは思えない。グループマップの移動時間は17~19分であるが、市役所内での駐車や移動に要する時間を考えると開会には間に合わない) ・支払状況の違い(森本議員はほとんどVISAカードにより支払いをおこなっているが、この給油を含む4回だけJACCSカードで支払いをおこなっている。)	12-1	60	左	24 P⑩	【一般質問日の給油】 ・離会開始の間に合わない給油ではない。 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 【支払状況の違い】 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,206
C14-360	12/04	調査	森本	3,394	3,394	中央石油販売学園金井SSでの給油 9時29分 23.572	不自然な給油状況 ・議員による給油ではない(12月離会の本会議一般質問日。10時に開会されており、その直前(31分前)の給油は極めて不自然。グループマップの移動時間は14~16分であるが、実際に離会したところ33分を要した。市役所内での移動時間を考えると会議時間間に間に合わない)	12-1	66	左	24 P⑩	【一般質問日の給油】 ・離会開始の間に合わない給油ではない。 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,697
C14-361	01/11	調査	森本	3,059	3,059	鶴見石油町田金井SSでの給油 13時05分 23.02	不自然な給油状況 ・わずか2日前、C14-512の22.482の給油をしている ・支払状況の違い(ジャックスカードによる支払い。)	12-1	68	中		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。 【支払状況の違い】 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,529
C14-362	01/27	調査	森本	3,308	3,308	ENEOS 萩生田石油鶴川SSでの給油 10時43分 24.512	不自然な給油状況 ・連日の給油(翌日もC14-513の23.41Lの給油をしている)	12-1	68	右		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。	1,654
C14-364	05/24	調査	石井	793	793	中央石油セルフ金井での給油 10時36分 5.022	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①:石井議員のガソリン代領収書には、20~40Lの給油のものと、4~6Lの給油をおこなったものの二種類ある。前者と後者が接近していることもある。少量の給油は、原付か小型バイクのためのものと推測され、別の人物による使用が強く推測される。)	12-1	76	中		【少量の給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は自動二輪車を使用していた。	396
C14-365	06/19	調査	石井	896	896	ENEOS DD 鶴川店での給油 18時10分 5.42	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①)	12-1	77	中		同上	448
C14-366	07/07	調査	石井	959	959	エコノ金井SSでの給油 16時33分 5.852	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①)	12-1	78	中		同上	479
C14-367	08/01	調査	石井	901	901	ENEOS DD 鶴川店での給油 13時11分 5.462	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①:石井議員は7月7日以降給油をしていなかった。にもかかわらずきわめて少量の給油がされている) ・支払状況の違い(現金払い)	12-1	79	左		【少量の給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は自動二輪車を使用していた。 【支払状況の違い】 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	450
C14-368	09/02	調査	石井	994	994	中央石油セルフ金井での給油 21時23分 6.372	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①) ・前日に37.938の給油をおこなっている(甲12・80頁の右)	12-1	80	左		【少量の給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は自動二輪車を使用していた。 【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は、C14-524で乗用車の給油をし、C14-368で自動二輪車の給油をした。	497
C14-369	10/18	調査	石井	944	944	ENEOS ネットDD 鶴川店での給油 16時51分 5.832	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①) ・支払状況の違い(現金での支払い)	12-1	81	中		【少量の給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は自動二輪車を使用していた。 【支払状況の違い】 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	472
C14-370	11/05	調査	石井	854	854	中央石油セルフ金井での給油 19時53分 5.852	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①)	12-1	82	左		【少量の給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は自動二輪車を使用していた。	427
C14-371	11/20	調査	石井	841	841	エコノ金井SSでの給油 16時08分 5.82	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油(①) ・わずか2日前に37.18の給油がされている(甲12・82頁の中) ・支払状況の違い(現金での支払い)	12-1	82	右		【少量の給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は自動二輪車を使用していた。 【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・石井議員は、C14-528で乗用車の給油をし、C14-371で自動二輪車の給油をした。 【支払状況の違い】 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	420

支出番号	支出日	員目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	経費番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-372	03/14	調査	石井	638	638	ENEOS ネットDD 鶴川店で の給油 15時42分 4,762	不自然な給油状況 ・きわめて少量の給油 (①) ・わずか2日前に23,082の給油(甲1 2・86頁右) ・支払状況の違い(この支払いのみ) カードを提示している)	12-1	86	左		【少量の給油】 ・使途基準不適合性を推 認させる事実ではない。 ・石井議員は自動二輪車 を使用した。 【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推 認させる事実ではない。 ・石井議員は、C14-535で 乗用車の給油をし、C14- 372で自動二輪車の給油を した。 【支払状況の違い】 ・使途基準不適合性を推 認させる事実ではない。	319
C14-373	04/01	調査	谷沢	5,894	4,420	38.28L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	2	上左		運用指針の定める上限規 制に照しているため、按 分比による規制は及ばな い。	2,947
C14-374	04/08	調査	谷沢	5,553	4,164	36.38L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	2	上中		同上	2,776
C14-375	04/17	調査	谷沢	4,447	3,335	29.46L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	2	上右		同上	2,223
C14-376	04/23	調査	谷沢	5,843	4,382	38.70L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	2	下左		同上	2,921
C14-377	05/01	調査	谷沢	4,157	3,117	27.00L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	3	上左		同上	2,078
C14-378	05/08	調査	谷沢	5,313	3,984	34.50L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	3	上中		同上	2,656
C14-379	05/16	調査	谷沢	4,687	3,515	30.44L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	3	下左		同上	2,343
C14-380	05/27	調査	谷沢	5,163	3,872	33.75L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	4	上		同上	2,581
C14-381	06/04	調査	谷沢	4,837	3,627	31.62L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	5	下左		同上	2,418
C14-382	06/13	調査	谷沢	5,926	4,444	37.99L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	5	上右		同上	2,963
C14-383	06/21	調査	谷沢	4,074	3,055	26.29L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	5	上中		同上	2,037
C14-384	06/28	調査	谷沢	5,410	4,057	34.68L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	5	上左		同上	2,705
C14-385	07/04	調査	谷沢	4,590	3,442	27.99L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	6	上左		同上	2,295
C14-386	07/11	調査	谷沢	5,659	4,244	35.82L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	6	上中		同上	2,829
C14-387	07/17	調査	谷沢	4,341	3,255	27.65L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	6	上右		同上	2,170
C14-388	07/23	調査	谷沢	6,253	4,689	39.83L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	6	下右		同上	3,126
C14-389	07/30	調査	谷沢	5,657	4,242	35.36L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	7	上		同上	2,828
C14-390	08/05	調査	谷沢	5,787	4,340	37.34L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	8	上左		同上	2,893
C14-391	08/13	調査	谷沢	5,647	4,235	36.67L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	8	上中		同上	2,823
C14-392	08/20	調査	谷沢	5,511	4,133	35.79L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	8	上右		同上	2,755
C14-393	04/22	調査	河辺	3,801	2,850	24.06L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	9	左		同上	1,900
C14-394	05/09	調査	河辺	3,000	2,250	18.87L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	10	左		同上	1,500
C14-395	05/19	調査	河辺	3,672	2,754	23.24L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	10	中		同上	1,836
C14-396	05/25	調査	河辺	5,000	3,750	30.49L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	10	右		同上	2,500
C14-397	06/03	調査	河辺	3,000	2,250	18.87L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	11	中		同上	1,500
C14-398	06/17	調査	河辺	3,779	2,834	23.62L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	11	左		同上	1,889
C14-399	07/01	調査	河辺	3,872	2,904	23.90L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	12	左		同上	1,936
C14-400	07/17	調査	河辺	3,832	2,874	23.80L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	12	中		同上	1,916
C14-401	08/05	調査	河辺	3,812	2,859	23.68L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	13	中		同上	1,906
C14-402	08/22	調査	河辺	3,853	2,889	23.64L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	13	左		同上	1,926
C14-403	09/06	調査	河辺	3,732	2,799	23.92L給油 当初、3,952円の出支としてその 75%である2,964円を違法支出とし た。その後、アイスコーヒー代220 円は修正簿があり支出額が3732円に 減額されたので、違法支出額はそ の75%である2799円とした。	ガソリン代 按分比75%	12-1	14	左		同上	1,866
C14-404	09/21	調査	河辺	4,886	3,664	31.52L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	14	右		同上	2,443
C14-405	09/24	調査	河辺	3,870	2,902	24.34L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	14	中		同上	1,935
C14-407	10/29	調査	河辺	3,426	2,569	23.15L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	15	左		同上	1,713
C14-408	11/14	調査	河辺	2,000	1,500	13.33L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	16	左		同上	1,000
C14-409	12/11	調査	河辺	3,000	2,250	21.43L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	17	中		同上	1,500
C14-410	12/28	調査	河辺	3,000	3,000	21.90L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油	12-1	17	右下		【支払状況の違い】 ・使途基準不適合性を推 認させる事実ではない。 運用指針の定める上限規 制に照しているため、按 分比による規制は及ばな い。	1,500
C14-411	01/21	調査	河辺	2,944	2,208	23.55L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	19	右		同上	1,472
C14-412	02/05	調査	河辺	2,736	2,052	22.80L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	20	左		同上	1,368
C14-413	02/14	調査	河辺	3,000	2,250	24.59L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	20	中		同上	1,500
C14-414	02/17	調査	河辺	2,569	1,926	20.72L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	20	右		同上	1,284
C14-415	02/21	調査	河辺	5,000	3,750	39.37L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	21	左		同上	2,500
C14-416	03/12	調査	河辺	3,000	3,000	22.73L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油	12-1	22	左		【支払状況の違い】 ・使途基準不適合性を推 認させる事実ではない。	1,500
C14-417	03/26	調査	河辺	3,000	2,250	22.90L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	22	右		運用指針の定める上限規 制に照しているため、按 分比による規制は及ばな い。	1,500
C14-418	03/31	調査	河辺	4,000	3,000	30.77L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	22	中		同上	2,000
C14-419	04/11	調査	戸塚	7,020	5,265	43.07L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	23	左		同上	3,510

支出番号	支出日	費目	調査員	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-420	04/23	調査	戸塚	5,000	3,750	31.25L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	23	中		同上	2,500
C14-422	05/03	調査	戸塚	6,609	4,956	40.55L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	24	左		同上	3,304
C14-423	05/19	調査	戸塚	5,000	3,750	31.65L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	24	中		同上	2,500
C14-424	06/04	調査	戸塚	5,000	3,750	31.65L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	25	左		同上	2,500
C14-425	06/19	調査	戸塚	5,000	3,750	31.25L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	25	中		同上	2,500
C14-426	07/01	調査	戸塚	6,689	5,016	40.30L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	26	左		同上	3,344
C14-427	07/22	調査	戸塚	5,000	3,750	31.25L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	26	中		同上	2,500
C14-428	07/31	調査	戸塚	6,930	5,197	41.50L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	26	右		同上	3,465
C14-429	08/15	調査	戸塚	6,798	5,098	40.71L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	27	左		同上	3,399
C14-430	08/22	調査	戸塚	4,000	4,000	25.00L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油 (同日・近日給油)	12-1	27	中		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,000
C14-431	08/25	調査	戸塚	5,915	5,915	35.00L給油 07:43 相馬商事(株) 経井沢給油所(長野県北佐久郡軽井沢町長倉2-4-06)	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油 (ENEOSカード、同日・近日給油)	12-1	27	右		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 【支払状況の違い】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,957
C14-432	09/02	調査	戸塚	3,000	2,250	18.87L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	28	左		運用指針の定める上限規制に照れているので、按分比による規制は及ばない。	1,500
C14-433	11/14	調査	戸塚	6,414	4,810	40.60L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	29	中		同上	3,207
C14-434	11/25	調査	戸塚	5,578	4,183	37.69L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	29	左		同上	2,789
C14-435	12/03	調査	戸塚	5,000	3,750	34.25L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	30	中		同上	2,500
C14-436	12/16	調査	戸塚	5,000	3,750	35.72L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	30	左		同上	2,500
C14-437	01/13	調査	戸塚	6,144	4,608	41.80L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	31	左		同上	3,072
C14-438	03/01	調査	戸塚	5,000	3,750	37.31L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	32	左		同上	2,500
C14-439	03/26	調査	戸塚	5,000	5,000	38.17L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油 (同日・近日給油)	12-1	32	中		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,500
C14-440	03/30	調査	戸塚	6,352	6,352	39.70L給油 18:23 株式会社ENEOSネットDDひえばら店	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油 (ENEOSカード、同日・近日給油)	12-1	32	右		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 【支払状況の違い】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	3,176
C14-441	04/17	調査	わたべ	5,000	3,750	32.26L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	33	左		運用指針の定める上限規制に照れているので、按分比による規制は及ばない。	2,500
C14-442	05/03	調査	わたべ	4,000	3,000	25.81L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	34	左		同上	2,000
C14-443	05/20	調査	わたべ	2,000	1,500	12.27L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	34	中		同上	1,000
C14-444	05/31	調査	わたべ	5,000	3,750	31.65L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	34	右		同上	2,500
C14-445	06/21	調査	わたべ	5,000	3,750	31.06L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	35	左		同上	2,500
C14-446	07/07	調査	わたべ	5,000	3,750	30.86L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	36	左		同上	2,500
C14-447	07/27	調査	わたべ	5,000	3,750	31.45L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	36	中		同上	2,500
C14-448	08/11	調査	わたべ	5,000	3,750	31.65L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	37	中		同上	2,500
C14-449	08/19	調査	わたべ	5,000	3,750	31.65L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	37	左		同上	2,500
C14-450	09/01	調査	わたべ	4,000	3,000	25.64L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	39	左		同上	2,000
C14-451	09/08	調査	わたべ	5,000	5,000	31.25L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油 (同日・近日給油)	12-1	38	中		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,500
C14-452	09/12	調査	わたべ	5,000	5,000	見えず	ガソリン代 全額違法	12-1	39	中		同上	2,500
C14-453	09/28	調査	わたべ	4,000	3,000	25.64L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	39	右		運用指針の定める上限規制に照れているので、按分比による規制は及ばない。	2,000
C14-454	10/08	調査	わたべ	5,000	3,750	32.05L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	40	左		同上	2,500
C14-455	10/28	調査	わたべ	5,000	3,750	33.33L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	40	中		同上	2,500
C14-456	11/14	調査	わたべ	5,000	3,750	34.48L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	41	左		同上	2,500
C14-457	11/30	調査	わたべ	5,000	3,750	34.72L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	41	中		同上	2,500
C14-458	12/18	調査	わたべ	5,000	3,750	36.23L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	42	左		同上	2,500
C14-459	01/07	調査	わたべ	5,000	3,750	38.17L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	43	左		同上	2,500
C14-460	01/22	調査	わたべ	4,000	3,000	31.25L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	43	中		同上	2,000
C14-461	02/07	調査	わたべ	4,000	3,000	33.61L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	44	上左		同上	2,000
C14-462	02/19	調査	わたべ	4,000	3,000	30.30L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	44	上中		同上	2,000
C14-463	03/04	調査	わたべ	4,880	3,660	37.54L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	45	左		同上	2,440
C14-464	03/17	調査	わたべ	3,700	2,775	28.46L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	46	中		同上	1,850
C14-465	03/23	調査	わたべ	4,000	3,000	30.77L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	46	右		同上	2,000
C14-466	04/04	調査	佐藤	4,578	3,433	29.16L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	47	左		同上	2,289
C14-467	04/18	調査	佐藤	4,340	3,255	28.55L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	47	右		同上	2,170
C14-468	04/30	調査	佐藤	4,978	3,733	31.91L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	47	中		同上	2,489
C14-469	05/11	調査	佐藤	4,278	3,208	27.42L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	48	左		同上	2,139
C14-470	05/26	調査	佐藤	4,399	3,299	28.38L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	48	右		同上	2,199
C14-471	06/13	調査	佐藤	5,048	3,786	31.75L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	49	左		同上	2,524
C14-472	06/25	調査	佐藤	4,735	3,551	30.16L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	49	右		同上	2,367
C14-473	07/04	調査	佐藤	4,708	3,531	29.24L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	50	左		同上	2,354

支出番号	支出日	費目	担当者名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-474	07/10	調査	佐藤	2,336	1,752	14.60L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	50	中		同上	1,168
C14-475	07/17	調査	佐藤	4,503	3,377	28.32L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	50	下横		同上	2,251
C14-476	07/29	調査	佐藤	4,558	3,418	28.85L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	50	右		同上	2,279
C14-477	08/04	調査	佐藤	3,790	2,842	23.99L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	51	右		同上	1,895
C14-478	08/13	調査	佐藤	4,253	3,189	26.92L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	51	中		同上	2,126
C14-479	08/25	調査	佐藤	4,233	3,174	26.96L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	51	左		同上	2,116
C14-480	09/07	調査	佐藤	4,992	3,744	32.00L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	52	右		同上	2,496
C14-481	09/20	調査	佐藤	4,882	3,661	30.51L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	52	左		同上	2,441
C14-482	10/06	調査	佐藤	4,446	3,334	28.32L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	53	左		同上	2,223
C14-483	10/19	調査	佐藤	4,277	3,207	27.77L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	53	中		同上	2,138
C14-484	10/31	調査	佐藤	3,666	2,749	25.11L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	53	右		同上	1,833
C14-485	11/10	調査	佐藤	4,495	3,371	30.58L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	54	左		同上	2,247
C14-486	11/23	調査	佐藤	4,634	3,475	32.18L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	54	右		同上	2,317
C14-487	12/06	調査	佐藤	4,396	3,297	30.74L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	55	左		同上	2,198
C14-488	12/15	調査	佐藤	4,368	3,276	31.20L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	55	右		同上	2,184
C14-489	12/28	調査	佐藤	3,644	2,733	27.40L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	55	中		同上	1,822
C14-490	01/09	調査	佐藤	3,701	2,775	28.47L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	56	左		同上	1,850
C14-491	01/23	調査	佐藤	3,814	2,860	31.26L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	56	右		同上	1,907
C14-492	02/02	調査	佐藤	3,553	2,664	30.11L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	57	左		同上	1,776
C14-493	02/19	調査	佐藤	3,709	2,781	29.67L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	57	右		同上	1,854
C14-494	04/05	調査	森本	3,826	2,869	24.37L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	58	左		同上	1,913
C14-495	04/23	調査	森本	3,611	2,708	23.45L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	58	中		同上	1,805
C14-496	04/28	調査	森本	3,799	2,849	24.67L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	58	右		同上	1,899
C14-497	05/27	調査	森本	3,946	2,959	23.92L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	59	左		同上	1,973
C14-498	07/15	調査	森本	3,000	3,000	18.63L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油 (同日・近日給油)	12-1	61	左		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,500
C14-499	07/18	調査	森本	3,000	3,000	18.41L給油	ガソリン代 全額違法	12-1	61	右		同上	1,500
C14-500	08/04	調査	森本	4,488	3,366	26.72L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	62	左		運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	2,244
C14-501	08/23	調査	森本	4,010	4,010	24.16L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油	12-1	62	中		【支払状況の違い】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,005
C14-502	08/29	調査	森本	3,648	2,736	22.38L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	62	右		運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	1,824
C14-503	09/14	調査	森本	4,001	3,000	24.85L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	63	左		同上	2,000
C14-504	09/20	調査	森本	4,342	3,256	26.32L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	63	右		同上	2,171
C14-505	10/11	調査	森本	4,116	3,087	25.10L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	64	左		同上	2,058
C14-506	10/18	調査	森本	3,680	2,760	23.74L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	64	中		同上	1,840
C14-507	10/29	調査	森本	4,305	3,228	27.25L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	64	右		同上	2,152
C14-508	11/11	調査	森本	4,108	3,081	26.00L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	65	左		同上	2,054
C14-509	11/30	調査	森本	3,482	2,611	24.18L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	65	右		同上	1,741
C14-510	12/18	調査	森本	3,592	2,694	26.03L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	67	左		同上	1,796
C14-511	12/28	調査	森本	3,496	2,622	23.78L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	67	右		同上	1,748
C14-513	01/28	調査	森本	2,903	2,903	23.41L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油 (同日・近日給油)	12-1	69	左		【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,451
C14-514	04/11	調査	田中	4,920	3,690	30.00L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	70	左		運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	2,460
C14-515	05/23	調査	田中	5,504	4,128	34.40L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	71	左		同上	2,752
C14-516	07/04	調査	田中	4,000	3,000	23.39L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	72	左		同上	2,000
C14-517	12/18	調査	田中	3,892	2,919	27.80L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	73	左		同上	1,946
C14-518	01/20	調査	田中	3,200	2,400	25.40L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	74	左		同上	1,600
C14-519	04/28	調査	石井	6,599	4,949	42.85L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	75	左		同上	3,299
C14-520	05/05	調査	石井	3,670	2,752	23.08L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	76	左		同上	1,835
C14-521	06/07	調査	石井	7,364	5,523	46.61L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	77	左		同上	3,682
C14-522	07/01	調査	石井	6,994	5,245	43.99L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	78	左		同上	3,497
C14-523	08/04	調査	石井	6,431	4,823	40.70L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	79	右		同上	3,215
C14-524	09/01	調査	石井	5,917	4,437	37.93L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	80	右		同上	2,958
C14-525	09/20	調査	石井	6,557	4,917	41.24L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	80	中		同上	3,278
C14-526	10/10	調査	石井	6,000	4,500	38.71L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	81	左		同上	3,000
C14-527	10/28	調査	石井	5,460	4,095	36.40L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	81	右		同上	2,730
C14-528	11/18	調査	石井	5,380	4,035	37.10L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	82	中		同上	2,690
C14-529	12/14	調査	石井	6,731	5,048	49.13L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	83	中		同上	3,365
C14-530	12/31	調査	石井	5,720	4,290	43.33L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	83	右		同上	2,860

支出番号	支出日	費目	領員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-531	01/08	調査	石井	4,248	4,248	32.68L給油	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不自然な給油(同日・近日給油)	12-1	84	左		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,124
C14-532	01/11	調査	石井	3,350	3,350	25.97L給油	ガソリン代 全額違法	12-1	84	中		同上	1,675
C14-533	02/02	調査	石井	5,480	4,110	45.67L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	85	左		運用指針の定める上限規制に照らしているため、按分比による規制は及ばない。	2,740
C14-534	02/11	調査	石井	5,063	3,797	42.55L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	85	中		同上	2,531
C14-535	03/12	調査	石井	3,000	2,250	23.08L給油	ガソリン代 按分比75%	12-1	86	中		同上	1,500

平成26年度合計 611,514

389,616

C15-260	09/18	調査	小関	5,980	5,980	ガソリン代 領収書が添付されていない(クレジットカードの支払明細の断片のみ)	領収書不提出 領収書を提出できない事情が認められない。内容も不明。何リットルの給油なのかの情報がわからない。かなりの高額。	13-1	237			クレジットカードの明細から、ガソリン代が支出されたことは明らかである。	2,990
C15-261	10/08	調査	小関	6,372	6,372	同上	同上	13-1	237			同上	3,186
C15-262	10/17	調査	小関	7,700	7,700	同上	同上	13-1	238			同上	3,850
C15-263	11/19	調査	小関	6,085	6,085	同上	同上	13-1	239			同上	3,042
C15-264	11/28	調査	小関	5,135	5,135	同上	同上	13-1	239			同上	2,567
C15-265	12/31	調査	小関	5,841	5,841	同上	同上	13-1	240			同上	2,920
C15-266	02/03	調査	小関	5,565	5,565	同上	同上	13-1	241			同上	2,782
C15-267	03/09	調査	小関	4,837	4,837	同上	同上	13-1	242			同上	2,418
C15-270	03/05	調査	河辺	3,000	3,000	ヤマヒロセルフ相原 11時13分 29.41ℓ	不自然な給油状況 ・1日おき給油(翌々日C15-271でも給油)	13-1	253	上右		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・河辺議員は、軽自動車と普通自動車を使用している。	1,500
C15-273	10/17	調査	戸塚	2,000	2,000	鶴見石油町田金森SS 8:40 16.26ℓ	不自然な給油状況 ・連日給油(前日午後C15-272でも給油)	13-1	255	中		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・戸塚議員は、C15-272でまず1000円分の給油をし、C15-273で改めて2000円分の給油をした。	1,000
C15-274	04/04	調査	森本	3,221	3,221	ENEOS荻生田石油 13:06 23.86ℓ	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(JACCSカードによる支払い。他と支払い形態が異なる) ・翌々日C15-445に再度給油がなされている。	13-1	221	上左		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。 [支払状況の違い] 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,610
C15-275	04/25	調査	森本	3,116	3,116	ENEOS荻生田石油鶴川SS 12:29 22.58ℓ	不自然な給油状況 ・支払状況の違い(JACCSカードによる支払い) ・2日おき給油。22日にC15-446で22.53ℓ給油したばかり。(2015年統一地方選挙4月19日告示、4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	222	上左		同上	1,558
C15-277	05/27	調査	森本	2,000	2,000	中央石油学園金井SS 16:19 15.04ℓ	不自然な給油状況 ・同日給油(C15-276とほぼ同時刻に2度給油)	13-1	224	上左		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。	1,000
C15-278	06/04	調査	森本	3,174	3,174	ENEOS本町田SS 10:43 23.02	不自然な給油状況 ・2日おき給油(3日後C15-449でも23.11ℓを給油) ・支払状況の違い(JACCSカードによる支払い)	13-1	225	上左		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。 [支払状況の違い] 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,587
C15-279	08/24	調査	森本	3,565	3,565	ENEOS荻生田石油鶴川SS 11:36 26.22ℓ	不自然な給油状況 ・1日おき給油(翌々日C15-280でも給油)	13-1	229	上左		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。	1,782
C15-281	03/30	調査	森本	2,892	2,892	ENEOS荻生田石油鶴川SS 15:44 25.83ℓ	不自然な給油状況 ・中3日給油(4日前C15-444でも24.25ℓを給油) ・支払状況の違い(支払状況の違い)(JACCSカードによる支払い)	13-1	236	上右		[近接した給油] ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。 [支払状況の違い] 使途基準不適合性を推認させる事実ではない。	1,446
C15-282	01/09	調査	谷沢	3,648	2,736	33.47 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	193	上左		運用指針の定める上限規制に照らしているため、按分比による規制は及ばない。	1,824
C15-283	01/18	調査	谷沢	4,088	3,066	38.21 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	193	上中		同上	2,044
C15-284	01/26	調査	谷沢	3,446	2,584	33.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	193	上右		同上	1,723
C15-285	02/03	調査	谷沢	3,460	2,595	34.26 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	194	上左		同上	1,730
C15-286	02/13	調査	谷沢	3,602	2,701	33.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	194	上中		同上	1,801
C15-287	02/20	調査	谷沢	3,284	2,463	31.58 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	194	上右		同上	1,642
C15-288	03/01	調査	谷沢	3,932	2,949	39.32 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	195	上左		同上	1,966
C15-289	03/14	調査	谷沢	3,505	2,628	35.40 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	195	上中		同上	1,752
C15-290	03/21	調査	谷沢	3,118	2,338	30.27 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	195	上右		同上	1,559
C15-291	03/26	調査	谷沢	4,024	3,018	37.61 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	195	下右		同上	2,012
C15-292	04/05	調査	谷沢	4,716	3,537	37.73 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	184	上左		同上	2,358
C15-293	04/14	調査	谷沢	4,657	3,492	37.26 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	184	上中		同上	2,328
C15-294	04/21	調査	谷沢	2,108	1,581	17.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	184	上右		同上	1,054
C15-295	04/28	調査	谷沢	4,520	3,390	33.73 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	184	下左		同上	2,260
C15-296	05/07	調査	谷沢	4,624	3,468	34.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	185	上左		同上	2,312

支出番号	支出日	費目	員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-297	05/18	調査	谷沢	4,314	3,235	32.68L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	185	上中		同上	2,157
C15-298	05/25	調査	谷沢	4,987	3,740	36.14L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	185	上右		同上	2,493
C15-299	05/31	調査	谷沢	4,900	4,900	32.03L給油 東名足柄SA下りSS14:24に給油	ガソリン代 全額違法 (谷沢議員が御殿増を訪問した際の給油) 政務調査のための支出とは認められない	13-1	185	下左	甲71	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	2,450
C15-300	06/06	調査	谷沢	4,658	3,493	34.50L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	186	上左		運用指針の定める上限規制に服している。按分比による規制は及ばない。	2,329
C15-301	06/16	調査	谷沢	4,997	3,747	35.44L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	186	上中		同上	2,498
C15-302	06/25	調査	谷沢	4,960	3,720	35.68L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	186	上右		同上	2,480
C15-303	07/02	調査	谷沢	4,687	3,515	33.48L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	187	上左		同上	2,343
C15-304	07/08	調査	谷沢	4,613	3,459	32.95L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	187	上中		同上	2,306
C15-305	07/14	調査	谷沢	4,508	3,381	33.39L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	187	上右		同上	2,254
C15-306	07/20	調査	谷沢	4,819	3,614	35.70L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	187	中左		同上	2,409
C15-307	07/27	調査	谷沢	4,527	3,395	34.04L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	187	中		同上	2,263
C15-308	08/01	調査	谷沢	4,520	3,390	34.50L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	188	上左		同上	2,260
C15-309	08/06	調査	谷沢	4,424	3,318	33.27L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	188	上中		同上	2,212
C15-310	08/12	調査	谷沢	4,846	3,634	37.28L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	188	上右		同上	2,423
C15-311	08/22	調査	谷沢	4,607	3,455	36.56L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	188	中左		同上	2,303
C15-312	08/30	調査	谷沢	4,767	3,575	38.45L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	188	中		同上	2,383
C15-313	09/11	調査	谷沢	4,966	3,724	38.20L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	189	上左		同上	2,483
C15-314	09/19	調査	谷沢	4,352	3,264	32.72L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	189	上中		同上	2,176
C15-315	09/25	調査	谷沢	4,586	3,439	36.40L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	189	上右		同上	2,293
C15-316	10/01	調査	谷沢	4,031	3,023	33.31L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	190	上左		同上	2,015
C15-318	10/16	調査	谷沢	4,593	3,444	37.34L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	190	上右		同上	2,296
C15-319	10/23	調査	谷沢	4,347	3,260	34.23L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	190	中左		同上	2,173
C15-320	11/01	調査	谷沢	4,464	3,348	36.00L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	191	上左		同上	2,232
C15-321	11/08	調査	谷沢	4,669	3,501	38.27L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	191	上中		同上	2,334
C15-322	11/15	調査	谷沢	4,662	3,496	38.21L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	191	上右		同上	2,331
C15-323	11/21	調査	谷沢	4,145	3,108	34.26L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	191	中左		同上	2,072
C15-324	11/29	調査	谷沢	4,267	3,200	35.56L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	191	中		同上	2,133
C15-325	12/02	調査	谷沢	601	450	5.01L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	192	上左		同上	300
C15-326	12/07	調査	谷沢	4,271	3,203	36.50L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	192	上中		同上	2,135
C15-327	12/15	調査	谷沢	3,866	2,899	33.33L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	192	上右		同上	1,933
C15-328	12/24	調査	谷沢	3,714	2,785	33.16L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	192	中左		同上	1,857
C15-329	12/31	調査	谷沢	3,809	2,856	34.63L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	192	中		同上	1,904
C15-330	01/08	調査	河辺	2,000	1,500	18.52L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	252	上中		同上	1,000
C15-331	01/18	調査	河辺	2,478	1,858	23.16L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	252	上左		同上	1,239
C15-332	01/29	調査	河辺	1,935	1,451	19.16L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	252	上右		同上	967
C15-333	02/18	調査	河辺	3,000	2,250	29.70L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	253	上左		同上	1,500
C15-334	03/12	調査	河辺	3,000	2,250	30.61L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	253	中中		同上	1,500
C15-335	03/20	調査	河辺	2,000	1,500	19.23L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	253	中右		同上	1,000
C15-336	04/06	調査	河辺	2,910	2,182	22.91L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	243	上中		同上	1,455
C15-337	04/17	調査	河辺	2,898	2,173	22.82L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	243	上左		同上	1,449
C15-338	04/24	調査	河辺	3,000	2,250	22.90L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	243	上右		同上	1,500
C15-339	04/29	調査	河辺	3,000	2,250	23.44L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	243	中左		同上	1,500
C15-340	05/06	調査	河辺	5,000	3,750	39.06L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	244	上左		同上	2,500
C15-341	05/17	調査	河辺	3,060	2,295	23.18L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	244	上中		同上	1,530
C15-342	05/23	調査	河辺	3,000	2,250	21.13L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	244	上右		同上	1,500
C15-343	06/03	調査	河辺	3,158	2,368	24.11L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	245	上右		同上	1,579
C15-344	06/13	調査	河辺	3,000	2,250	21.74L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	245	上中		同上	1,500
C15-345	06/21	調査	河辺	5,000	5,000	ENEOSセルフ南大沢店 9:30 36.77L給油	ガソリン代 全額違法 不自然な給油状況 連日給油 (C15-268でも給油)	13-1	245	上左		運用指針の定める上限規制に服している。按分比による規制は及ばない。 【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・河辺議員は、軽自動車と普通自動車を使用していた。	2,500
C15-346	07/04	調査	河辺	5,000	3,750	34.25L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	246	上右		運用指針の定める上限規制に服している。按分比による規制は及ばない。	2,500
C15-347	07/11	調査	河辺	5,000	3,750	34.48L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	246	上中		同上	2,500
C15-349	07/20	調査	河辺	5,000	3,750	38.17L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	246	中左		同上	2,500
C15-350	07/25	調査	河辺	2,997	2,247	23.06L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	246	中		同上	1,498
C15-351	08/01	調査	河辺	5,000	3,750	38.76L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	248	上中		同上	2,500
C15-352	08/07	調査	河辺	1,110	832	8.22L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	248	中左		同上	555
C15-353	08/13	調査	河辺	2,000	1,500	15.63L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	248	中		同上	1,000

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-354	08/28	調査	河辺	2,000	1,500	16.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	248	上左		同上	1,000
C15-355	09/07	調査	河辺	1,000	750	8.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	247	上中		同上	500
C15-356	09/12	調査	河辺	8,808	6,606	70.46 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	247	中		同上	4,404
C15-357	09/16	調査	河辺	1,969	1,476	15.87 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	247	上右		同上	984
C15-358	09/29	調査	河辺	1,000	750	7.94 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	247	上左		同上	500
C15-359	10/03	調査	河辺	3,000	2,250	24.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	249	上中		同上	1,500
C15-361	10/10	調査	河辺	3,000	2,250	24.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	249	中		同上	1,500
C15-362	10/16	調査	河辺	2,000	1,500	16.53 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	249	上右		同上	1,000
C15-363	10/29	調査	河辺	1,000	750	8.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	249	上左		同上	500
C15-364	11/06	調査	河辺	1,000	750	8.27 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	250	上中		同上	500
C15-365	11/11	調査	河辺	1,000	750	8.40 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	250	上右		同上	500
C15-367	11/18	調査	河辺	2,000	1,500	16.95 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	250	中右		同上	1,000
C15-368	11/27	調査	河辺	1,000	750	8.55 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	250	中左		同上	500
C15-370	12/06	調査	河辺	5,000	3,750	42.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	251	上左		同上	2,500
C15-371	12/20	調査	河辺	3,000	3,000	26.79 L給油	ガソリン代 全額違法 不自然な給油状況 一日おき給油 C15-269でも給油	13-1	251	上右		運用指針の定める上限規制に服しているの、按分比による規制は及ばない。 【近接した給油】 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・河辺議員は、軽自動車と普通自動車を使用していた。	1,500
C15-372	12/25	調査	河辺	5,000	3,750	46.3 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	251	中左		運用指針の定める上限規制に服しているの、按分比による規制は及ばない。	2,500
C15-373	01/08	調査	戸塚	3,000	2,250	27.52 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	259	上右		同上	1,500
C15-374	01/15	調査	戸塚	3,000	2,250	25.86 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	258	上左		同上	1,500
C15-375	01/24	調査	戸塚	3,000	2,250	29.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	259	上左		同上	1,500
C15-376	02/01	調査	戸塚	2,000	1,500	19.61 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	259	上中		同上	1,000
C15-377	02/07	調査	戸塚	2,000	1,500	19.61 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	260	上中		同上	1,000
C15-378	02/21	調査	戸塚	3,000	2,250	28.57 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	261	上中		同上	1,500
C15-379	03/07	調査	戸塚	2,000	1,500	19.80 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	261	上左		同上	1,000
C15-380	03/26	調査	戸塚	4,000	3,000	37.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	261	上右		同上	2,000
C15-381	04/10	調査	戸塚	4,000	3,000	28.99 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	257	上右		同上	2,000
C15-382	04/24	調査	戸塚	4,000	3,000	29.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	257	上中		同上	2,000
C15-383	04/29	調査	戸塚	5,000	3,750	37.31 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	254	上右		同上	2,500
C15-384	05/25	調査	戸塚	5,000	3,750	37.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	260	上左		同上	2,500
C15-385	06/14	調査	戸塚	3,000	2,250	21.28 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	254	上中		同上	1,500
C15-386	06/23	調査	戸塚	3,000	2,250	21.74 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	257	上左		同上	1,500
C15-387	07/10	調査	戸塚	5,000	3,750	36.72 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	260	上右		同上	2,500
C15-388	07/25	調査	戸塚	4,000	3,000	30.08 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	254	上左		同上	2,000
C15-389	08/03	調査	戸塚	3,000	2,250	23.08 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	256	上中		同上	1,500
C15-390	08/11	調査	戸塚	4,908	3,681	37.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	256	上左		同上	2,454
C15-391	09/02	調査	戸塚	3,000	2,250	23.81 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	258	上右		同上	1,500
C15-392	09/18	調査	戸塚	3,000	2,250	23.44 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	260	中		同上	1,500
C15-393	10/30	調査	戸塚	4,000	3,000	32.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	255	上右		同上	2,000
C15-394	11/13	調査	戸塚	3,000	2,250	25.21 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	255	上左		同上	1,500
C15-395	11/25	調査	戸塚	3,000	2,250	24.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	256	上右		同上	1,500
C15-396	12/11	調査	戸塚	5,000	3,750	40.65 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	257	中左		同上	2,500
C15-397	01/09	調査	わたべ	3,795	2,846	36.84 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	205	上左		同上	1,897
C15-398	01/27	調査	わたべ	3,000	2,250	29.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	205	上中		同上	1,500
C15-399	02/18	調査	わたべ	3,000	2,250	29.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	206	上		同上	1,500
C15-400	03/11	調査	わたべ	3,000	2,250	30.93 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	207	上左		同上	1,500
C15-401	03/25	調査	わたべ	3,000	2,250	28.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	207	上右		同上	1,500
C15-402	04/02	調査	わたべ	2,000	1,500	15.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	196	上左		同上	1,000
C15-403	04/16	調査	わたべ	4,000	3,000	32.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	196	上中		同上	2,000
C15-404	04/29	調査	わたべ	4,000	3,000	30.30 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	196	上右		同上	2,000
C15-405	05/10	調査	わたべ	4,000	3,000	31.01 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	197	上左		同上	2,000
C15-406	05/21	調査	わたべ	3,000	2,250	21.74 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	197	上中		同上	1,500
C15-407	06/01	調査	わたべ	4,000	3,000	30.53 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	198	上左		同上	2,000
C15-408	06/19	調査	わたべ	4,000	3,000	28.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	198	上中		同上	2,000
C15-409	07/02	調査	わたべ	5,000	3,750	36.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	199	上左		同上	2,500
C15-410	07/23	調査	わたべ	2,000	1,500	13.79 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	199	上中		同上	1,000
C15-411	07/30	調査	わたべ	2,000	1,500	15.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	199	上右		同上	1,000
C15-412	08/11	調査	わたべ	4,000	3,000	31.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	200	上左		同上	2,000
C15-413	08/31	調査	わたべ	4,547	3,410	みえず	ガソリン代 按分比75%	13-1	200	上中		同上	2,273
C15-414	09/21	調査	わたべ	4,000	3,000	32.79 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	201	上		同上	2,000
C15-415	10/16	調査	わたべ	4,000	3,000	33.33 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	202	上		同上	2,000

支出番号	支出日	調査員	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-416	11/05	調査 わたべ	4,000	3,000	34.19 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	203	上		同上	2,000
C15-417	12/14	調査 わたべ	4,000	3,000	35.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	204	上		同上	2,000
C15-418	01/19	調査 佐藤	3,112	2,334	31.12 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	217	上		同上	1,556
C15-419	02/17	調査 佐藤	3,213	2,409	31.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	218	上		同上	1,606
C15-420	03/11	調査 佐藤	2,594	1,945	26.74 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	219	上		同上	1,297
C15-421	04/01	調査 佐藤	3,842	2,881	30.25 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	208	上左		同上	1,921
C15-422	04/17	調査 佐藤	3,615	2,711	28.69 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	208	上中		同上	1,807
C15-423	04/27	調査 佐藤	4,045	3,033	30.88 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	208	下横		同上	2,022
C15-424	05/11	調査 佐藤	3,867	2,900	30.69 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	209	上左		同上	1,933
C15-425	05/27	調査 佐藤	4,053	3,039	30.94 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	209	上右		同上	2,026
C15-426	06/14	調査 佐藤	1,000	750	7.20 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	210	上左		同上	500
C15-427	06/20	調査 佐藤	4,027	3,020	30.05 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	210	上右		同上	2,013
C15-428	07/18	調査 佐藤	7,013	5,259	52.73 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	211	上		同上	3,506
C15-429	08/01	調査 佐藤	3,810	2,857	30.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	212	上左		同上	1,905
C15-430	08/08	調査 佐藤	5,072	5,072	40.90 L給油	ガソリン代 全額違法 ・近接した日の給油	13-1	212	上右		【近接した給油】 ・従法基準不適合性を推認させる事実ではない。	2,536
C15-431	08/11	調査 佐藤	2,976	2,976	23.62 L給油	ガソリン代 全額違法	13-1	213	上右		同上	1,488
C15-432	08/21	調査 佐藤	3,772	2,829	30.42 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	213	上左		運用指針の定める上限規制に照しているため、按分比による規制は及ばない。	1,886
C15-433	09/17	調査 佐藤	3,972	2,979	32.03 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	214	上		同上	1,986
C15-434	10/06	調査 佐藤	3,638	2,728	30.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	215	上		同上	1,819
C15-435	11/03	調査 佐藤	3,645	2,733	30.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	220	上		同上	1,822
C15-436	12/03	調査 佐藤	3,609	2,706	31.38 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	216	上左		同上	1,804
C15-437	12/29	調査 佐藤	3,301	2,475	30.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	216	上右		同上	1,650
C15-438	01/05	調査 森本	2,853	2,139	26.17 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	234	上左		同上	1,426
C15-440	01/20	調査 森本	2,938	2,203	26.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	234	上右		同上	1,469
C15-441	02/13	調査 森本	2,611	1,958	24.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	235	上左		同上	1,305
C15-442	02/23	調査 森本	2,405	1,803	24.54 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	235	上中		同上	1,202
C15-443	03/08	調査 森本	2,000	1,500	20.62 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	236	上左		同上	1,000
C15-444	03/26	調査 森本	2,716	2,716	24.25 L給油	ガソリン代 全額違法 不自然な給油状況 中3日給油 (C15-281でも給油)	13-1	236	上中		運用指針の定める上限規制に照しているため、按分比による規制は及ばない。 【近接した給油】 ・従法基準不適合性を推認させる事実ではない。 ・森本議員は、軽自動車2台を使用していた。	1,358
C15-447	05/07	調査 森本	3,270	2,452	23.70 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	223	上左		運用指針の定める上限規制に照しているため、按分比による規制は及ばない。	3,270
C15-448	05/18	調査 森本	3,287	2,465	24.17 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	223	上中		同上	1,643
C15-450	06/19	調査 森本	3,340	2,505	24.03 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	225	上右		同上	1,670
C15-451	06/29	調査 森本	2,000	1,500	14.60 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	226	上左		同上	1,000
C15-452	07/13	調査 森本	3,567	2,675	26.82 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	227	上左		同上	1,783
C15-453	07/21	調査 森本	3,179	2,384	24.27 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	227	上中		同上	1,589
C15-454	08/01	調査 森本	2,000	1,500	15.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	228	上左		同上	1,000
C15-455	08/09	調査 森本	3,328	2,496	25.21 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	228	上中		同上	1,664
C15-456	08/13	調査 森本	3,111	2,333	24.69 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	228	上右		同上	1,555
C15-457	09/10	調査 森本	3,340	2,505	26.51 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	230	上右		同上	1,670
C15-459	09/20	調査 森本	3,563	2,672	26.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	230	上中		同上	1,781
C15-460	10/02	調査 森本	3,034	2,275	25.28 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	231	上左		同上	1,517
C15-461	10/16	調査 森本	2,990	2,242	24.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	231	上中		同上	1,495
C15-462	11/04	調査 森本	3,178	2,383	24.64 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	232	上左		同上	1,589
C15-463	11/18	調査 森本	2,870	2,152	24.53 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	232	上中		同上	1,435
C15-464	11/26	調査 森本	2,799	2,099	23.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	232	上右		同上	1,399
C15-465	12/11	調査 森本	2,702	2,026	23.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	233	上左		同上	1,351
C15-466	12/26	調査 森本	2,435	1,826	21.55 L給油	ガソリン代 按分比75%	13-1	233	上中		同上	1,217

平成27年度合計額 537,970

344,588

C16-249	04/02	調査	3,000	2,250	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ南大沢店 16時22分 28.57L	ガソリン代 按分比75%	14-1	2	左		同上	1,500
C16-250	04/03	調査	2,000	1,500	コスモ石油販売東京カンパニーセルフピュア町田(町田市小山町837-7) 09時22分 19.42L	ガソリン代 按分比75%	14-1	2	右		同上	1,000
C16-251	04/04	調査	3,130	2,347	鶴見石油油町田金森SS 18時58分 30.10L	ガソリン代 按分比75%	14-1	3	右		同上	1,565
C16-252	04/04	調査 河辺	2,000	1,500	出光リテール販売㈱ 東名横浜インターSS 18時25分 18.35L	ガソリン代 按分比75%	14-1	4	上左		同上	1,000
C16-253	04/20	調査	2,427	1,820	ENEOSフロンティア東京第2 Dr. Driveセルフ南大沢店 16時50分 22.90L	ガソリン代 按分比75%	14-1	4	上中		同上	1,213
C16-254	04/25	調査	3,000	2,250	コスモ石油販売株式会社 S&CCS多摩ニュータウン(八王子市坂之内) 28.30L	ガソリン代 按分比75%	14-1	4	上右		同上	1,500

支出番号	支出日	員名	支金	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちな市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-311	08/07	調査		3,147	2,360	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 12時12分 28.35L	ガソリン代 液分比75%	14-1	21	下中		同上	1,573
C16-312	08/15	調査		4,633	3,474	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 09時03分 41.74L	ガソリン代 液分比75%	14-1	21	下右		同上	2,316
C16-313	07/11	調査		2,850	2,137	ナヴィ皓エコノ金井SS 16時45 分 25.15L	ガソリン代 液分比75%	14-1	22	上左		同上	1,425
C16-314	07/25	調査		3,310	2,482	ナヴィ皓エコノ金井SS 18時18 分 30.37L	ガソリン代 液分比75%	14-1	22	上中		同上	1,655
C16-315	07/12	調査		2,743	2,057	ENEOSフロンティア東京第2 DD セルフ忠生店 18時04分 24.60L	ガソリン代 液分比75%	14-1	23	上左	12P引く	同上	1,371
C16-316	08/01	調査		1,955	1,466	株式会社J-Quest J-Quest 町田SS(町田市小山ヶ丘2-2- 20) 12時09分 18.18L	ガソリン代 液分比75%	14-1	23	上中	9P引く	同上	977
C16-317	08/07	調査		996	747	ENEOSフロンティア東京第2 EF 東京第2セルフ南野SS 14時08 分 8.93L	ガソリン代 液分比75%	14-1	23	上右	4P引く	同上	498
C16-318	07/13	調査		4,000	3,000	中央石油販売(株)Express山 崎岡地SS 21時53分 36.36L	ガソリン代 液分比75%	14-1	24	上左		同上	2,000
C16-319	07/16	調査		3,364	2,523	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 16時57分 31.74L	ガソリン代 液分比75%	14-1	25	上左		同上	1,682
C16-320	07/21	調査		2,611	1,958	中央石油販売(株)Express学 園金井SS 18時08分 23.74L	ガソリン代 液分比75%	14-1	26	上左		同上	1,305
C16-321	07/25	調査		2,560	1,920	ナヴィ皓エコノ金井SS 15時19 分 23.49L	ガソリン代 液分比75%	14-1	26	上中		同上	1,280
C16-322	08/06	調査		2,874	2,155	ENEOS 有限会社萩生田石油 鶴 川SS 13時05分 24.06L	ガソリン代 液分比75%	14-1	26	上右	13P引く	同上	1,437
C16-323	09/11	調査		3,000	2,250	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 15時17分 25.86L	ガソリン代 液分比75%	14-1	27	上左		同上	1,500
C16-324	08/22	調査		2,000	1,500	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 18時20分 17.86L	ガソリン代 液分比75%	14-1	27	上中		同上	1,000
C16-325	08/16	調査		3,000	2,250	出光リテール販売舗 セルフ町 田森野SS 15時44分 26.79L	ガソリン代 液分比75%	14-1	27	上右		同上	1,500
C16-326	08/11	調査		1,000	750	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 17時08分 8.77L	ガソリン代 液分比75%	14-1	27	下左		同上	500
C16-327	08/05	調査		3,000	2,250	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 16時43分 27.03L	ガソリン代 液分比75%	14-1	27	下右		同上	1,500
C16-328	08/06	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎岡地SS) E xpress 06時19分 35.09L	ガソリン代 液分比75%	14-1	28	上左		同上	2,000
C16-329	08/22	調査		3,000	2,250	エムシーオイル山崎岡地SS) E xpress 21時03分 27.52L	ガソリン代 液分比75%	14-1	28	上中		同上	1,500
C16-330	08/10	調査		7,262	5,446	株式会社J-Quest J-Quest町 田SS(町田市小山ヶ丘2-2-20) 20時00分 67.24L	ガソリン代 液分比75%	14-1	29	上左		同上	3,631
C16-331	08/17	調査		1,982	1,486	株式会社山藤石油店多摩ニュー タウンSS 21時19分 18.35L	ガソリン代 液分比75%	14-1	29	上中	18P引く	同上	991
C16-332	08/24	調査	河辺	7,081	5,310	ヤマヒロ舗 セルフ相原 10時 34分 63.79L	ガソリン代 液分比75%	14-1	29	上右		同上	3,540
C16-333	09/01	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売株式会社 S& CCS多摩ニュータウン 16時57分 17.39L	ガソリン代 液分比75%	14-1	29	下左		同上	1,000
C16-334	08/09	調査		3,504	2,628	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 15時08分 31.57L	ガソリン代 液分比75%	14-1	30	上左		同上	1,752
C16-335	08/12	調査		3,520	2,640	ナヴィ皓エコノ金井SS 17時24 分 32.00L	ガソリン代 液分比75%	14-1	31	上左		同上	1,760
C16-336	08/31	調査		2,200	1,650	ENEOSフロンティア神奈川 DD 鶴川店17時43分 18.80L	ガソリン代 液分比75%	14-1	31	上中		同上	1,100
C16-337	08/23	調査		4,331	3,248	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 11時05分 37.66L	ガソリン代 液分比75%	14-1	32	上左		同上	2,165
C16-338	08/31	調査		3,877	2,907	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 13時05分 33.71L	ガソリン代 液分比75%	14-1	32	上中		同上	1,938
C16-339	09/09	調査		3,812	2,859	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 14時34分 33.15L	ガソリン代 液分比75%	14-1	32	上右		同上	1,906
C16-340	09/19	調査		4,524	3,393	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 11時00分 39.68L	ガソリン代 液分比75%	14-1	32	下左		同上	2,262
C16-341	09/27	調査		4,227	3,170	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 07時51分 27.41L	ガソリン代 液分比75%	14-1	32	下中		同上	2,113
C16-342	10/07	調査		4,070	3,052	出光リテール販売舗 セルフ成 灌 09時16分 35.34L	ガソリン代 液分比75%	14-1	32	下右		同上	2,035
C16-343	08/21	調査		2,760	2,070	ナヴィ皓エコノ金井SS 17時21 分 25.56L	ガソリン代 液分比75%	14-1	33	上左		同上	1,380
C16-344	08/26	調査		2,938	2,203	ENEOS 有限会社萩生田石油 鶴 川SS 14時41分 24.19L	ガソリン代 液分比75%	14-1	33	上中	13P引く	同上	1,469
C16-345	09/09	調査		2,794	2,095	中央石油販売(株)Express学 園金井SS 08時55分 24.09L	ガソリン代 液分比75%	14-1	33	上右		同上	1,397
C16-346	09/03	調査	河辺	8,241	6,180	ヤマヒロ舗 セルフ相原 11時 26分 72.93L	ガソリン代 液分比75%	14-1	34	上左		同上	4,120
C16-347	09/15	調査		1,000	750	コスモ石油販売東カナンバ ーセルフピュア町田(町田市 小山町837-7) 09時18分 8.48L	ガソリン代 液分比75%	14-1	34	上中		同上	500
C16-348	09/19	調査	河辺	5,000	3,750	ヤマヒロ舗 セルフ相原 10時 27分 44.25L	ガソリン代 液分比75%	14-1	34	上右		同上	2,500
C16-349	09/04	調査		3,360	2,520	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 12時13分 30.00L	ガソリン代 液分比75%	14-1	35	上左		同上	1,680
C16-350	09/27	調査		3,383	2,537	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 16時46分 30.48L	ガソリン代 液分比75%	14-1	35	上中		同上	1,691
C16-351	09/04	調査		3,452	2,589	中央石油販売(株)Express学 園金井SS 11時39分 30.28L	ガソリン代 液分比75%	14-1	36	上左		同上	1,726
C16-352	09/21	調査		3,150	2,362	ナヴィ皓エコノ金井SS 18時41 分 27.63L	ガソリン代 液分比75%	14-1	36	上中		同上	1,575
C16-353	09/11	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎岡地SS) E xpress 05時13分 34.48L	ガソリン代 液分比75%	14-1	37	上左		同上	2,000
C16-354	09/28	調査		3,000	2,250	エムシーオイル山崎岡地SS) E xpress 20時07分 26.79L	ガソリン代 液分比75%	14-1	37	上中		同上	1,500
C16-355	09/23	調査		2,658	1,993	ENEOS 有限会社萩生田石油 鶴 川SS 16時06分 21.89L	ガソリン代 液分比75%	14-1	38	上左	12P引く	同上	1,329
C16-356	10/02	調査		2,694	2,020	国際油化株式会社 OS 桜美林学 園前SS 10時57分 24.49L	ガソリン代 液分比75%	14-1	38	上中		同上	1,347
C16-357	10/07	調査		2,929	2,196	ENEOS 有限会社萩生田石油 鶴 川SS 16時48分 24.12L	ガソリン代 液分比75%	14-1	38	上右	13P引く	同上	1,464
C16-358	09/26	調査		2,000	1,500	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 15時00分 17.24L	ガソリン代 液分比75%	14-1	39	下右		同上	1,000
C16-359	10/12	調査		4,939	3,704	ENEOS 有限会社 石坂商会 13 時29分 41.51L	ガソリン代 液分比75%	14-1	39	下左		同上	2,469
C16-360	11/07	調査		3,000	2,250	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 15時04分 25.21L	ガソリン代 液分比75%	14-1	39	上右		同上	1,500
C16-361	11/13	調査		4,000	3,000	ENEOSフロンティア神奈川2 D Dセルフ北里店 33.90L	ガソリン代 液分比75%	14-1	39	上中		同上	2,000
C16-362	11/28	調査		3,000	2,250	鶴見石油舗町田金森SS E xpress 12時33分 25.64L	ガソリン代 液分比75%	14-1	39	上左		同上	1,500
C16-363	09/20	調査		996	747	ENEOSフロンティア東京第2 EF 東京第2セルフ松木店 12時 34分 8.93L	ガソリン代 液分比75%	14-1	40	上左	4P引く	同上	498
C16-364	09/27	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売東カナンバ ーセルフピュア町田(町田市 小山町837-7) 09時21分 16.95L	ガソリン代 液分比75%	14-1	40	上中		同上	1,000

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo.	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-365	10/14	調査		1,982	1,486	中央石油販売(株)E xpress相模原北SS ドトールコーヒー 14時19分 18.02L	ガソリン代 検分比75%	14-1	40	上右	18P引く	同上	991
C16-366	10/23	調査		3,620	2,715	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 11時23分 30.17L	ガソリン代 検分比75%	14-1	40	下中		同上	1,810
C16-367	10/27	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 09時27分 16.81L	ガソリン代 検分比75%	14-1	40	下右		同上	1,000
C16-368	10/08	調査		2,910	2,182	ナヴィエエコノ金井SS 18時09分 26.70L	ガソリン代 検分比75%	14-1	41	上左		同上	1,455
C16-369	10/23	調査		569	426	ナヴィエエコノ金井SS 16時37分 4.86L	ガソリン代 検分比75%	14-1	41	上中		同上	284
C16-370	10/28	調査		3,800	2,850	ナヴィエエコノ金井SS 14時22分 32.20L	ガソリン代 検分比75%	14-1	41	上右		同上	1,900
C16-371	10/17	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎団地SS) E xpress 20時35分 33.90L	ガソリン代 検分比75%	14-1	42	上左		同上	2,000
C16-372	10/19	調査		4,271	3,203	出光リテール販売網 セルフ成瀬 09時11分 35.89L	ガソリン代 検分比75%	14-1	43	上左		同上	2,135
C16-373	10/28	調査		4,520	3,390	ENEOSフロンティア東京第2 DD 町田小川店 09時12分 37.36L	ガソリン代 検分比75%	14-1	43	上中		同上	2,260
C16-374	11/07	調査		4,790	3,592	出光リテール販売網 セルフ成瀬 10時44分 40.94L	ガソリン代 検分比75%	14-1	43	上右		同上	2,395
C16-375	11/17	調査		3,680	2,760	出光リテール販売網 セルフ成瀬 11時50分 31.72L	ガソリン代 検分比75%	14-1	43	下左		同上	1,840
C16-376	11/28	調査		4,776	3,582	出光リテール販売網 セルフ成瀬 10時12分 41.53L	ガソリン代 検分比75%	14-1	43	下中		同上	2,388
C16-377	10/21	調査		4,000	3,000	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 10時01分 33.33L	ガソリン代 検分比75%	14-1	44	上左		同上	2,000
C16-378	11/11	調査		4,977	3,732	ENEOS有限会社隣産商店本町田SS 11時34分 41.32L	ガソリン代 検分比75%	14-1	44	上中	23P引く	同上	2,488
C16-379	10/25	調査		3,027	2,270	ENEOS 有限会社救生田石油 鶴川SS 14時42分 24.33L	ガソリン代 検分比75%	14-1	45	上左	14P引く	同上	1,513
C16-380	11/06	調査		2,886	2,164	株式会社ENEOSフロンティア DD セルフ ビット若葉台店 16時44分 24.57L	ガソリン代 検分比75%	14-1	45	上中	13P引く	同上	1,443
C16-381	11/29	調査		3,184	2,388	ENEOS 有限会社救生田石油 鶴川SS 15時34分 25.59L	ガソリン代 検分比75%	14-1	45	上右	14P引く	同上	1,592
C16-382	10/24	調査		3,586	2,689	鶴見石油網町田金森SS E xpress 18時37分 30.65L	ガソリン代 検分比75%	14-1	46	上左		同上	1,793
C16-383	11/02	調査		4,878	3,658	株式会社J-Quest J-Quest町田SS(町田市小山ヶ丘2-2-20) 11時10分 42.37L	ガソリン代 検分比75%	14-1	47	上左	38P引く	同上	2,439
C16-384	12/15	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 19時05分 16.00L	ガソリン代 検分比75%	14-1	47	上中		同上	1,000
C16-385	11/07	調査		1,991	1,493	NEOSフロンティア東京第2 DD セルフ忠生店 22時35分 16.67L	ガソリン代 検分比75%	14-1	48	上左	9P引く	同上	995
C16-386	11/21	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 23時21分 17.39L	ガソリン代 検分比75%	14-1	48	上中		同上	1,000
C16-387	11/10	調査		3,190	2,392	ナヴィエエコノ金井SS 14時28分 27.50L	ガソリン代 検分比75%	14-1	49	上左		同上	1,595
C16-388	11/26	調査		3,260	2,445	ナヴィエエコノ金井SS 20時25分 29.64L	ガソリン代 検分比75%	14-1	49	上中		同上	1,630
C16-389	03/02	調査		5,317	3,987	ENEOS 有限会社 石坂商會 12時14分 42.20L	ガソリン代 検分比75%	14-1	50	上左		同上	2,658
C16-390	02/13	調査		4,687	3,515	ENEOS 有限会社 石坂商會 12時55分 37.20L	ガソリン代 検分比75%	14-1	50	上中		同上	2,343
C16-391	01/27	調査		3,000	2,250	鶴見石油網町田金森SS E xpress 18時07分 24.79L	ガソリン代 検分比75%	14-1	50	上右		同上	1,500
C16-392	12/13	調査		3,000	2,250	鶴見石油網町田金森SS E xpress 16時13分 24.39L	ガソリン代 検分比75%	14-1	50	下左		同上	1,500
C16-393	11/15	調査		2,000	1,500	鶴見石油網町田金森SS E xpress 12時16分 16.95L	ガソリン代 検分比75%	14-1	50	下中		同上	1,000
C16-394	01/07	調査		4,000	3,000	鶴見石油網町田金森SS E xpress 17時44分 32.79L	ガソリン代 検分比75%	14-1	50	下右		同上	2,000
C16-395	11/22	調査		3,136	2,352	鶴見石油網町田金森SS E xpress 12時47分 27.75L	ガソリン代 検分比75%	14-1	51	上左		同上	1,568
C16-396	11/30	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 09時18分 17.54L	ガソリン代 検分比75%	14-1	52	上左		同上	1,000
C16-397	12/07	調査		4,000	3,000	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 21時28分 32.52L	ガソリン代 検分比75%	14-1	52	上中		同上	2,000
C16-398	12/12	調査		1,000	750	コスモ石油販売南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 09時04分 8.33L	ガソリン代 検分比75%	14-1	52	上右		同上	500
C16-399	12/18	調査		2,000	1,500	株式会社山藤石油店多摩ニュータウンSS 20時31分 16.67L	ガソリン代 検分比75%	14-1	52	下中		同上	1,000
C16-400	12/19	調査		2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 DD セルフ忠生店 23時12分 16.00L	ガソリン代 検分比75%	14-1	52	下左		同上	1,000
C16-401	12/02	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎団地SS) E xpress 20時22分 35.40L	ガソリン代 検分比75%	14-1	53	上左		同上	2,000
C16-402	12/27	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎団地SS) E xpress 18時58分 33.61L	ガソリン代 検分比75%	14-1	53	上中		同上	2,000
C16-403	12/02	調査		4,977	3,732	ENEOS 株式会社カイトDr. Drive 相原店 11時33分 42.74L	ガソリン代 検分比75%	14-1	54	上左	23P引く	同上	2,488
C16-404	12/09	調査		4,977	3,732	ENEOS 株式会社カイトDr. Drive 相原店 21時15分 41.32L	ガソリン代 検分比75%	14-1	54	上中	23P引く	同上	2,488
C16-405	12/07	調査		246	184	出光リテール販売網 セルフ成瀬 17時48分 2.03L	ガソリン代 検分比75%	14-1	55	下左		同上	123
C16-406	12/08	調査		3,769	2,826	エクスフリード株式会社 横浜店 13時57分 30.64L	ガソリン代 検分比75%	14-1	55	上右		同上	1,884
C16-407	12/13	調査		4,525	3,393	出光リテール販売網 セルフ成瀬 18時54分 37.40L	ガソリン代 検分比75%	14-1	55	上中		同上	2,262
C16-408	12/23	調査		4,250	3,187	出光リテール販売網 セルフ成瀬 10時53分 34.55L	ガソリン代 検分比75%	14-1	55	上左		同上	2,125
C16-409	01/16	調査		3,875	2,906	出光リテール販売網 セルフ成瀬 10時29分 31.25L	ガソリン代 検分比75%	14-1	55	下中		同上	1,937
C16-410	01/23	調査		4,375	3,281	出光リテール販売網 セルフ成瀬 09時49分 36.16L	ガソリン代 検分比75%	14-1	55	下右		同上	2,187
C16-411	12/14	調査		3,240	2,430	ENEOS 有限会社救生田石油 鶴川SS 17時33分 25.72L	ガソリン代 検分比75%	14-1	56	上左		同上	1,620
C16-412	12/21	調査		2,906	2,179	株式会社札幌タヤスE xpress 多摩SS (町田市小野路3128-1) 05時49分 24.02L	ガソリン代 検分比75%	14-1	56	上中		同上	1,453
C16-413	01/06	調査		3,000	2,250	中央石油販売(株)E xpress学園金井SS 20時15分 25.21L	ガソリン代 検分比75%	14-1	56	上右		同上	1,500
C16-414	12/12	調査		3,610	2,707	ナヴィエエコノ金井SS 17時03分 30.34L	ガソリン代 検分比75%	14-1	57	上左		同上	1,805

支出番号	支出日	費目	員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シードNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-415	12/31	調査		3,220	2,415	ナヴィ皓エコノ金井SS 18時52分 27.29L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	57	上中		同上	1,610
C16-416	12/19	調査		3,465	2,598	鶴見石油鶴町田金森SS E xpress 18時50分 28.40L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	58	上左		同上	1,732
C16-417	12/27	調査		5,000	3,750	鶴高山商店 08時14分 39.37L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	59	上左		同上	2,500
C16-418	01/10	調査		5,000	3,750	鶴高山商店 19時05分 39.37L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	59	上中		同上	2,500
C16-419	12/23	調査		4,895	3,671	株式会社J-Quest J-Quest 町田SS(町田市小山ヶ丘2-2-20) 20時10分 41.67L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	60	上左		同上	2,447
C16-420	01/04	調査		7,007	5,255	株式会社J-Quest J-Quest 町田SS(町田市小山ヶ丘2-2-20) 09時39分 59.38L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	60	上中		同上	3,503
C16-421	01/16	調査		2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 DD セルフ忠生店 13時20分 15.87L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	60	上右		同上	1,000
C16-422	01/03	調査		4,636	3,477	ENEOSフロンティア DDセルフ奈良こどもの国店 19時18分 37.39L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	61	上左		同上	2,318
C16-423	02/01	調査		4,540	3,405	出光リテール販売㈱ セルフ成瀬 09時15分 37.52L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	61	上中		同上	2,270
C16-424	02/08	調査		3,975	2,981	出光リテール販売㈱ セルフ成瀬 09時05分 33.40L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	61	上右		同上	1,987
C16-425	02/16	調査		4,251	3,188	出光リテール販売㈱ セルフ成瀬 11時42分 34.28L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	61	下左		同上	2,125
C16-426	02/28	調査		4,411	3,308	出光リテール販売㈱ セルフ成瀬 14時37分 35.57L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	61	下中		同上	2,205
C16-427	01/07	調査		3,494	2,620	鶴見石油鶴町田金森SS E xpress 19時02分 30.12L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	62	上左		同上	1,747
C16-428	01/11	調査		3,040	2,280	ナヴィ皓エコノ金井SS 18時34分 24.92L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	63	上左		同上	1,520
C16-429	01/24	調査		3,900	2,925	ナヴィ皓エコノ金井SS 18時02分 31.97L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	63	上中		同上	1,950
C16-430	01/15	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎店SS) E xpress 05時18分 32.26L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	64	上左		同上	2,000
C16-431	01/17	調査		2,997	2,247	ENEOS 有限会社秋生田石油 鶴川SS 14時50分 22.52L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	65	上左		同上	1,498
C16-432	01/28	調査		2,946	2,209	中央石油販売(株) E xpress学園前SS 14時09分 24.35L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	65	上中		同上	1,473
C16-433	03/08	調査		3,217	2,412	中央石油販売(株) E xpress学園前SS 17時13分 25.53L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	65	上右		同上	1,608
C16-434	01/22	調査		5,000	3,750	鶴高山商店 14時45分 39.06L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	66	上左		同上	2,500
C16-435	01/26	調査		4,977	3,732	ENEOS株式会社京南 京南八王子インターSS 08時28分 39.68L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	66	上中		同上	2,488
C16-436	01/21	調査		3,479	2,609	コスモ石油販売㈱南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 19時56分 28.75L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	67	上左		同上	1,739
C16-437	01/26	調査		2,000	1,500	中央石油販売(株) E xpress相模原北SS ドトルコーヒー 21時26分 16.53L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	67	上中		同上	1,000
C16-438	01/31	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売㈱南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 08時20分 16.53L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	67	下左		同上	1,000
C16-439	01/29	調査		4,977	3,732	ENEOS有限会社鶴越商店本町田SS 17時49分 39.68L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	68	上左		同上	2,488
C16-440	02/08	調査		5,000	3,750	国際油化株式会社 OS 桜美林学園前SS 15時52分 42.87L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	68	上中		同上	2,500
C16-441	02/03	調査		3,583	2,687	鶴見石油鶴町田金森SS E xpress 16時51分 30.89L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	69	上左		同上	1,791
C16-442	02/04	調査	河辺	4,000	3,000	株式会社東日本宇佐美 246つくし野横浜インター 17時07分 33.38L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	70	上左		同上	2,000
C16-443	02/08	調査		1,958	1,468	株式会社J-Quest J-Quest 町田SS(町田市小山ヶ丘2-2-20) 17時51分 16.53L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	70	上中		同上	979
C16-444	02/23	調査		2,889	2,166	株式会社札幌タヤスE xpress多摩SS (町田市小野路3128-1) 18時04分 23.87L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	70	上右		同上	1,444
C16-445	02/24	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売㈱南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 08時14分 16.53L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	70	下右		同上	1,000
C16-446	02/07	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎店SS) E xpress 12時04分 33.61L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	71	上左		同上	2,000
C16-447	02/28	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎店SS) E xpress 20時50分 32.00L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	71	上中		同上	2,000
C16-448	02/09	調査		3,604	2,703	ナヴィ皓エコノ金井SS 07時20分 30.80L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	72	上左		同上	1,802
C16-449	02/22	調査		3,900	2,925	ナヴィ皓エコノ金井SS 13時49分 32.77L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	72	上中		同上	1,950
C16-450	02/20	調査		5,000	3,750	国際油化株式会社 OS 桜美林学園前SS 17時01分 40.97L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	73	上左		同上	2,500
C16-451	03/08	調査		5,000	3,750	国際油化株式会社 OS 桜美林学園前SS 18時19分 39.24L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	73	上中		同上	2,500
C16-452	03/02	調査		2,000	1,500	コスモ石油販売㈱南関東カンパニーセルフビュア町田(町田市小山町837-7) 13時25分 16.00L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	74	上左		同上	1,000
C16-453	03/11	調査		1,959	1,469	株式会社J-Quest J-Quest 町田SS(町田市小山ヶ丘2-2-20) 16時20分 16.00L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	74	上中		同上	979
C16-454	03/12	調査		578	433	ENEOSフロンティア神奈川1 DD 鶴川店 16時15分 4.53L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	75	上左		同上	289
C16-455	03/14	調査		3,900	2,925	ナヴィ皓エコノ金井SS 14時52分 31.20L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	75	上中		同上	1,950
C16-456	03/14	調査		3,820	2,865	鶴見石油鶴町田金森SS E xpress 18時59分 30.56L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	76	上左		同上	1,910
C16-457	03/10	調査		4,377	3,282	出光リテール販売㈱ セルフ成瀬 20時17分 34.74L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	77	上左		同上	2,188
C16-458	03/21	調査		4,379	3,284	出光リテール販売㈱ セルフ成瀬 09時33分 34.75L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	77	上中		同上	2,189
C16-459	03/30	調査		4,334	3,250	出光リテール販売㈱ セルフ成瀬 10時40分 34.40L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	77	上右		同上	2,167
C16-460	03/16	調査		2,000	1,500	ENEOSフロンティア東京第2 DD セルフ忠生店 18時03分 16.00L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	78	上左		同上	1,000
C16-461	03/20	調査	河辺	4,000	3,000	会社東日本宇佐美 246つくし野横浜インター 16時54分 31.25L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	78	上中		同上	2,000
C16-462	03/21	調査		1,991	1,493	ENEOSフロンティア東京第2 セルフ多摩貝取SS 21時21分 15.63L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	79	上左		同上	995
C16-463	03/23	調査		5,000	3,750	国際油化株式会社 OS 桜美林学園前SS 05時51分 39.24L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	80	上左		同上	2,500
C16-464	03/26	調査		4,000	3,000	エムシーオイル山崎店営業所 E xpress 19時44分 32.00L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	81	上左		同上	2,000
C16-465	03/29	調査		5,000	3,750	ENEOS ワイング蘭東第2支店相模原フリートSSセルフ 11時00分 40.98L	ガソリン代 燃分比75%	14-1	82	上左		同上	2,500

平成28年度合計額 547,866

365,246

C17-218	02/19	調査		5,124	3,843	36.86 L給油	ガソリン代 燃分比75%	15-1	148	147		運用指針の上限規制に照らしているもので、按分比による規制は及ばない	2,562
C17-219	04/08	調査		5,000	3,750	40.00 L給油	ガソリン代 燃分比75%	15-1	103	1		同上	2,500

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-220	04/20	調査		5,000	3,750	39.57 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	103	2		同上	2,500
C17-221	04/28	調査		5,000	3,750	39.68 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	103	3		同上	2,500
C17-222	05/06	調査		4,899	3,674	39.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	104	4		同上	2,449
C17-223	05/15	調査		5,000	3,750	39.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	104	5		同上	2,500
C17-224	05/24	調査		4,977	3,732	40.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	104	6		同上	2,488
C17-225	06/10	調査		4,898	3,673	40.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	105	7		同上	2,449
C17-226	06/17	調査		5,000	3,750	38.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	105	8		同上	2,500
C17-227	06/23	調査		4,897	3,672	40.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	105	9		同上	2,448
C17-228	07/31	調査		6,063	4,547	46.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	106	10		同上	3,031
C17-229	08/26	調査		2,987	2,240	24.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	106	11		同上	1,493
C17-230	08/30	調査		5,000	3,750	40.65 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	106	12		同上	2,500
C17-231	09/06	調査		4,977	3,732	40.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	107	13		同上	2,488
C17-232	09/19	調査		503	377	4.01 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	107	14		同上	251
C17-233	09/20	調査		6,831	5,123	53.20 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	107	15		同上	3,415
C17-234	10/10	調査		4,977	3,732	39.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	108	16		同上	2,488
C17-235	10/14	調査		4,977	3,732	38.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	108	17		同上	2,488
C17-236	10/19	調査		5,000	3,750	40.32 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	109	18		同上	2,500
C17-237	10/31	調査		4,977	3,732	38.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	109	19		同上	2,488
C17-238	11/06	調査		4,901	3,675	38.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	110	20		同上	2,450
C17-239	11/13	調査		5,000	3,750	39.43 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	110	21		同上	2,500
C17-240	11/22	調査		4,977	3,732	37.31 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	110	22		同上	2,488
C17-241	12/04	調査		5,000	3,750	37.60 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	111	23		同上	2,500
C17-242	12/13	調査		4,977	3,732	36.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	111	24		同上	2,488
C17-243	12/25	調査		4,903	3,677	37.60 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	112	25		同上	2,451
C17-244	12/31	調査		4,977	3,732	37.31 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	112	26		同上	2,488
C17-245	01/20	調査		6,874	5,155	48.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	113	27		同上	3,437
C17-246	01/29	調査		5,000	3,750	35.97 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	113	28		同上	2,500
C17-247	02/16	調査		5,000	3,750	36.23 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	114	29		同上	2,500
C17-248	03/07	調査		4,977	3,732	37.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	114	30		同上	2,488
C17-249	04/13	調査		3,200	2,400	25.60 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	115	31		同上	1,600
C17-250	05/03	調査		3,198	2,398	26.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	116	32		同上	1,599
C17-251	05/23	調査		3,400	2,550	28.57 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	116	33		同上	1,700
C17-252	06/06	調査		3,190	2,392	26.36 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	117	34		同上	1,595
C17-253	06/25	調査		2,000	1,500	16.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	117	35		同上	1,000
C17-254	06/28	調査		3,500	2,625	29.66 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	117	36		同上	1,750
C17-255	06/22	調査		606	454	4.89 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	118	37		同上	303
C17-256	07/27	調査		3,770	2,827	30.90 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	118	38		同上	1,885
C17-257	07/13	調査		3,420	2,565	27.58 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	118	39		同上	1,710
C17-258	08/11	調査		3,870	2,902	31.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	119	40		同上	1,935
C17-259	08/22	調査		3,260	2,445	26.72 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	119	41		同上	1,630
C17-260	08/27	調査		1,850	1,387	14.57 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	119	42		同上	925
C17-261	09/04	調査		3,747	2,810	30.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	120	43		同上	1,873
C17-262	09/23	調査		3,640	2,730	30.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	120	44		同上	1,820
C17-263	10/11	調査		3,916	2,937	30.36 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	121	45		同上	1,958
C17-264	10/17	調査		3,740	2,805	29.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	121	46		同上	1,870
C17-265	10/30	調査		3,682	2,761	29.69 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	121	47		同上	1,841
C17-266	11/01	調査		688	516	5.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	122	48		同上	344
C17-267	11/15	調査		3,680	2,760	28.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	122	49		同上	1,840
C17-268	11/28	調査		4,080	3,060	30.68 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	122	50		同上	2,040
C17-269	12/10	調査		4,060	3,045	31.47 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	123	51		同上	2,030
C17-270	12/21	調査		4,001	3,000	30.08 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	123	52		同上	2,000
C17-271	12/29	調査		3,800	2,850	28.57 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	123	53		同上	1,900
C17-272	01/09	調査		4,140	3,105	31.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	124	54		同上	2,070
C17-273	01/17	調査		3,302	2,476	24.83 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	124	55		同上	1,651
C17-274	01/25	調査		4,363	3,272	31.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	124	56		同上	2,181
C17-275	02/01	調査		3,750	2,812	26.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	125	57		同上	1,875
C17-276	02/10	調査		3,310	2,482	24.16 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	125	58		同上	1,655
C17-277	02/17	調査		3,050	2,287	22.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	125	59		同上	1,525
C17-278	02/28	調査		3,390	2,542	25.3 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	126	60		同上	1,695
C17-279	02/17	調査		2,987	2,240	21.74 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	126	61		同上	1,493
C17-280	02/08	調査		5,096	3,822	37.20 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	126	62		同上	2,548
C17-281	04/21	調査		2,000	1,500	15.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	127	63		同上	1,000
C17-282	05/03	調査		1,969	1,476	15.87 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	127	64		同上	984
C17-283	05/07	調査		5,000	3,750	39.68 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	127	65		同上	2,500
C17-284	05/04	調査		1,430	1,072	10.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	127	66		同上	715

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-285	05/22	調査		2,850	2,137	23.36 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	127	67		同上	1,425
C17-286	06/04	調査		5,000	3,750	40.98 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	128	68		同上	2,500
C17-287	06/06	調査		3,091	2,318	24.73 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	128	69		同上	1,545
C17-288	06/22	調査		2,838	2,128	23.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	128	70		同上	1,419
C17-289	06/30	調査		2,000	1,500	16.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	128	71		同上	1,000
C17-290	07/09	調査		2,000	1,500	16.67 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	128	72		同上	1,000
C17-291	07/13	調査		5,000	3,750	39.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	128	73		同上	2,500
C17-292	07/18	調査		2,000	1,500	15.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	129	74		同上	1,000
C17-293	08/05	調査		4,879	3,659	40.65 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	129	75		同上	2,439
C17-294	08/11	調査		7,237	5,427	56.10 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	129	76		同上	3,618
C17-295	08/21	調査		6,000	4,500	48.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	129	77		同上	3,000
C17-297	08/27	調査		3,000	2,250	24.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	129	79		同上	1,500
C17-298	08/29	調査		3,168	2,376	22.96 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	130	80		同上	1,584
C17-299	09/10	調査		3,000	2,250	24.19 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	130	81		同上	1,500
C17-300	09/28	調査		2,000	1,500	15.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	130	82		同上	1,000
C17-301	10/07	調査		5,000	3,750	38.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	130	83		同上	2,500
C17-302	10/10	調査		2,000	1,500	15.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	130	84		同上	1,000
C17-303	10/19	調査		2,940	2,205	22.97 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	130	85		同上	1,470
C17-304	10/29	調査		5,000	3,750	39.68 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	131	86		同上	2,500
C17-305	11/04	調査		1,000	750	7.88 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	131	87		同上	500
C17-306	11/08	調査		3,075	2,306	23.84 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	131	88		同上	1,537
C17-307	11/13	調査		4,924	3,693	38.17 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	131	89		同上	2,462
C17-308	11/29	調査		2,000	1,500	15.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	131	90		同上	1,000
C17-309	11/21	調査		2,000	1,500	14.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	131	91		同上	1,000
C17-310	12/08	調査		2,000	1,500	14.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	132	92		同上	1,000
C17-311	12/15	調査		1,000	750	7.41 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	132	93		同上	500
C17-312	12/19	調査		1,961	1,470	15.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	132	94		同上	980
C17-313	12/17	調査		4,000	3,000	29.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	132	95		同上	2,000
C17-314	04/22	調査		4,063	3,047	33.03 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	133	96		同上	2,031
C17-315	04/02	調査		4,009	3,006	32.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	133	97		同上	2,004
C17-316	05/18	調査		3,665	2,748	30.80 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	134	98		同上	1,832
C17-317	06/08	調査		2,423	1,817	19.86 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	135	99		同上	1,211
C17-318	06/27	調査		3,705	2,778	31.40 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	135	100		同上	1,852
C17-319	07/13	調査		4,160	3,120	33.07 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	135	101		同上	2,080
C17-320	08/31	調査		3,756	2,817	31.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	136	102		同上	1,878
C17-321	08/05	調査		3,860	2,895	32.17 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	136	103		同上	1,930
C17-322	09/19	調査		3,802	2,851	30.91 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	137	104		同上	1,901
C17-323	10/16	調査		4,081	3,060	32.65 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	137	105		同上	2,040
C17-324	11/05	調査		3,544	2,658	28.35 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	138	106		同上	1,772
C17-325	11/26	調査		4,028	3,021	30.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	138	107		同上	2,014
C17-326	12/12	調査		4,183	3,137	31.93 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	139	108		同上	2,091
C17-327	12/27	調査		3,845	2,883	29.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	139	109		同上	1,922
C17-328	01/19	調査		4,152	3,114	30.31 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	140	110		同上	2,076
C17-329	01/07	調査		3,661	2,745	28.16 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	140	111		同上	1,830
C17-330	02/11	調査		4,144	3,108	31.16 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	141	112		同上	2,072
C17-331	02/01	調査		3,600	2,700	26.28 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	141	113		同上	1,800
C17-332	02/16	調査		2,043	1,532	15.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	141	114		同上	1,021
C17-333	03/06	調査		4,159	3,119	31.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	142	115		同上	2,079
C17-334	04/09	調査		4,587	3,440	36.12 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	143	116		同上	2,293
C17-335	04/19	調査		4,516	3,387	36.42 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	143	117		同上	2,258
C17-337	05/02	調査		4,366	3,274	35.79 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	143	119		同上	2,183
C17-338	05/19	調査		4,402	3,301	36.08 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	143	120		同上	2,201
C17-339	05/30	調査		4,263	3,197	34.10 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	143	121		同上	2,131
C17-340	06/08	調査		4,235	3,176	34.43 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	144	122		同上	2,117
C17-341	06/19	調査		4,208	3,156	34.49 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	144	123		同上	2,104
C17-342	07/03	調査		4,351	3,263	36.26 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	144	124		同上	2,175
C17-343	07/18	調査		4,725	3,543	37.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	144	125		同上	2,362
C17-344	07/27	調査		4,293	3,219	34.62 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	144	126		同上	2,146
C17-345	08/05	調査		4,576	3,432	37.51 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	144	127		同上	2,288
C17-346	08/13	調査		6,750	5,062	54.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	145	128		同上	3,375
C17-347	09/10	調査		4,635	3,476	37.99 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	145	129		同上	2,317
C17-348	10/02	調査		4,740	3,555	37.92 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	145	130		同上	2,370
C17-349	10/12	調査		4,616	3,462	36.35 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	145	131		同上	2,308
C17-350	10/14	調査		4,300	3,225	34.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	145	132		同上	2,150
C17-351	10/20	調査		4,448	3,336	35.30 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	145	133		同上	2,224

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-352	12/21	調査		3,306	2,479	24.31 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	146	134		同上	1,653
C17-353	12/28	調査		5,022	3,766	36.93 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	146	135		同上	2,511
C17-354	01/09	調査		5,163	3,872	37.96 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	146	136		同上	2,581
C17-355	01/14	調査		4,245	3,183	31.68 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	146	137		同上	2,122
C17-356	01/21	調査		5,756	4,317	40.82 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	146	138		同上	2,878
C17-357	01/31	調査		4,671	3,503	33.13 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	146	139		同上	2,335
C17-358	10/30	調査		4,266	3,199	33.86 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	147	140		同上	2,133
C17-359	11/09	調査		4,506	3,379	35.20 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	147	141		同上	2,253
C17-360	11/19	調査		5,000	3,750	37.60 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	147	142		同上	2,500
C17-361	11/27	調査		5,000	3,750	37.60 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	147	143		同上	2,500
C17-362	12/06	調査		4,961	3,720	36.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	147	144		同上	2,480
C17-363	12/15	調査		5,097	3,822	37.48 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	147	145		同上	2,548
C17-364	02/09	調査		5,353	4,014	38.51 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	148	146		同上	2,676
C17-366	02/28	調査		5,083	3,812	37.10 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	148	148		同上	2,541
C17-367	04/09	調査		3,000	2,250	23.26 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	149	149		同上	1,500
C17-368	05/13	調査		2,987	2,240	24.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	149	150		同上	1,493
C17-369	05/30	調査		4,000	3,000	31.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	149	151		同上	2,000
C17-370	06/16	調査		3,000	2,250	24.19 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	150	152		同上	1,500
C17-371	07/16	調査		4,977	3,732	38.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	150	153		同上	2,488
C17-372	07/21	調査		4,000	3,000	31.75 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	150	154		同上	2,000
C17-373	07/30	調査		3,968	2,976	32.26 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	151	155		同上	1,984
C17-374	08/14	調査		2,977	2,232	23.62 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	151	156		同上	1,488
C17-375	08/23	調査		5,265	3,948	40.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	151	157		同上	2,632
C17-376	09/07	調査		5,265	3,948	40.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	151	158		同上	2,632
C17-377	09/22	調査		3,969	2,976	31.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	152	159		同上	1,984
C17-378	09/29	調査		5,000	3,750	39.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	152	160		同上	2,500
C17-379	10/02	調査		5,000	3,750	38.76 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	152	161		同上	2,500
C17-380	10/12	調査		3,000	2,250	20.83 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	153	162		同上	1,500
C17-381	10/19	調査		3,969	2,976	31.01 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	153	163		同上	1,984
C17-382	10/30	調査		3,969	2,976	31.25 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	153	164		同上	1,984
C17-383	11/07	調査		4,000	3,000	28.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	154	165		同上	2,000
C17-384	11/28	調査		2,000	1,500	15.04 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	154	166		同上	1,000
C17-385	01/05	調査		3,970	2,977	30.08 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	154	167		同上	1,985
C17-386	11/21	調査		3,000	2,250	22.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	154	168		同上	1,500
C17-387	12/07	調査		5,000	3,750	36.77 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	154	169		同上	2,500
C17-388	01/15	調査		2,978	2,233	22.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	154	170		同上	1,489
C17-389	01/19	調査		3,972	2,979	28.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	155	171		同上	1,986
C17-390	02/04	調査		3,000	2,250	21.58 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	155	172		同上	1,500
C17-391	02/08	調査		3,972	2,979	28.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	155	173		同上	1,986
C17-392	01/29	調査		4,000	3,000	28.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	155	174		同上	2,000
C17-393	02/16	調査		3,972	2,979	28.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	156	175		同上	1,986
C17-394	03/05	調査		3,971	2,978	29.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	156	176		同上	1,985
C17-395	04/11	調査		3,481	2,610	26.18 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	157	177		同上	1,740
C17-396	04/28	調査		3,170	2,377	24.96 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	157	178		同上	1,585
C17-397	05/07	調査		3,323	2,492	24.99 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	157	179		同上	1,661
C17-398	05/21	調査		3,100	2,325	26.27 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	158	180		同上	1,550
C17-399	06/04	調査		3,000	2,250	24.59 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	158	181		同上	1,500
C17-400	06/23	調査		3,594	2,695	27.56 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	158	182		同上	1,797
C17-401	07/08	調査		3,229	2,421	24.84 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	159	183		同上	1,614
C17-402	07/16	調査		2,613	1,959	20.83 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	159	184		同上	1,306
C17-403	07/27	調査		3,316	2,487	25.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	159	185		同上	1,658
C17-404	08/04	調査		2,933	2,199	23.66 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	160	186		同上	1,466
C17-405	08/12	調査		3,220	2,415	24.77 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	160	187		同上	1,610
C17-406	08/23	調査		3,098	2,323	23.94 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	160	188		同上	1,549
C17-407	09/04	調査		3,301	2,475	25.51 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	161	189		同上	1,650
C17-408	09/12	調査		2,900	2,175	24.37 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	161	190		同上	1,450
C17-409	09/19	調査		3,278	2,458	25.22 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	161	191		同上	1,639
C17-410	09/29	調査		3,629	2,721	27.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	162	192		同上	1,814
C17-411	10/02	調査		2,775	2,081	21.51 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	163	193		同上	1,387
C17-412	10/21	調査		3,345	2,508	24.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	163	194		同上	1,672
C17-413	11/02	調査		3,204	2,403	24.84 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	163	195		同上	1,602
C17-414	11/13	調査		3,060	2,295	23.72 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	164	196		同上	1,530
C17-415	11/23	調査		3,298	2,473	23.90 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	164	197		同上	1,649
C17-416	12/09	調査		3,314	2,485	23.78 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	164	198		同上	1,657
C17-417	12/19	調査		3,414	2,560	25.29 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	165	199		同上	1,707

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-418	12/28	調査		3,370	2,527	24.25 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	165	200		同上	1,685
C17-419	01/09	調査		3,342	2,506	24.05 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	165	201		同上	1,671
C17-420	01/17	調査		3,225	2,418	23.89 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	166	202		同上	1,612
C17-421	02/03	調査		3,307	2,480	23.97 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	166	203		同上	1,653
C17-422	02/10	調査		6,784	5,088	47.66 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	166	204		同上	3,392
C17-423	02/17	調査		3,634	2,725	25.71 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	167	205		同上	1,817
C17-424	02/27	調査		6,940	5,205	49.13 L給油 支出額を7790円から6940円へ850円減額	ガソリン代 按分比75%	15-1	167	206		同上	3,470
C17-425	04/15	調査		3,946	2,959	31.82 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	168	207		同上	1,973
C17-426	05/04	調査		2,000	1,500	16.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	168	208		同上	1,000
C17-427	05/19	調査		4,000	3,000	33.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	168	209		同上	2,000
C17-428	06/10	調査		2,000	1,500	16.39 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	168	210		同上	1,000
C17-429	06/24	調査		4,000	3,000	33.06 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	168	211		同上	2,000
C17-430	07/15	調査		4,000	3,000	31.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	168	212		同上	2,000
C17-431	08/03	調査		4,000	3,000	32.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	169	213		同上	2,000
C17-432	08/23	調査		4,000	3,000	32.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	169	214		同上	2,000
C17-433	09/13	調査		4,000	3,000	31.50 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	169	215		同上	2,000
C17-434	09/28	調査		4,000	3,000	32.00 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	169	216		同上	2,000
C17-435	10/17	調査		4,000	3,000	31.25 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	169	217		同上	2,000
C17-436	11/08	調査		4,000	3,000	30.54 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	169	218		同上	2,000
C17-437	11/24	調査		4,000	3,000	29.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	170	219		同上	2,000
C17-438	12/10	調査		4,000	3,000	30.30 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	170	220		同上	2,000
C17-439	12/26	調査		4,000	3,000	29.63 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	170	221		同上	2,000
C17-440	02/15	調査		4,000	3,000	28.99 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	170	222		同上	2,000
C17-441	03/07	調査		4,000	3,000	29.85 L給油	ガソリン代 按分比75%	15-1	170	223		同上	2,000

平成29年度合計
643,718

429,148

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	備収書以外の関連証憑	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-1	05/31	調査	谷沢	600	600	イオン新百合ヶ丘ショッピングセンター駐車場 17時38分～19時23分 「市政相談」とされている	・商業施設 ・市外・土曜日 ・夜間	12-1	88	上左		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-2	03/19	調査	谷沢	240	240	多摩センター丘の上プラザ(京王多摩センター駅[南口]から徒歩約2分) 15時03分～20時39分 「市政相談」とされている	・商業施設 ・長時間 ・夜間	12-1	97	中左	21 P36	同上	0
C14-3	06/05	調査	谷沢	400	400	原町田4丁目第2駐車場 18時09分～20時05分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・夜間	12-1	89	上左	21 P9 (赤62)	同上	0
C14-4	06/10	調査	谷沢	200	200	原町田4丁目第2駐車場 08時44分～09時00分 「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか16分の駐車	12-1	89	上中	22 P9 (赤62)	同上	0
C14-5	07/16	調査	谷沢	800	800	原町田4丁目第2駐車場 09時09分～19時01分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・夜間 ・長時間 約10時間の駐車	12-1	90	上右	23 P9 (赤62)	同上	0
C14-6	12/24	調査	谷沢	200	200	原町田4丁目第2駐車場 09時36分～09時53分 「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか17分の駐車	12-1	94	下左	24 P9 (赤62)	同上	0
C14-7	01/23	調査	谷沢	600	600	原町田4丁目第2駐車場17時59分～20時26分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・夜間 ・長時間2時間27分の駐車	12-1	95	上左	25 P9 (赤62)	同上	0
C14-8	02/03	調査	谷沢	800	800	原町田4丁目第2駐車場 17時09分～22時48分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜 ・長時間約5時間半の駐車	12-1	96	上左	26 P9 (赤62)	同上	0
C14-9	07/05	調査	谷沢	100	100	マイパーキング成瀬駐車場(南成瀬5丁目33) 10時07分～10時27分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか20分の駐車	12-1	90	上中		同上	0
C14-10	02/11	調査	谷沢	100	100	マイパーキング成瀬駐車場 10時29分～10時39分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか10分の駐車	12-1	96	上中		同上	0
C14-11	12/10	調査	谷沢	100	100	平野原第3駐車場(原町田3丁目3-26) 14時18分～14時35分 「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか17分の駐車	12-1	94	上右1	21 P9 (青35)	同上	0
C14-12	02/23	調査	谷沢	600	600	平野原第3駐車場 18時12分～19時57分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・夜間	12-1	96	上右	21 P9 (青35)	同上	0
C14-13	02/16	調査	谷沢	300	300	タイムズ玉川学園第4駐車場(玉川学園7-5) 19時53分～21時59分 「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間2時間7分の駐車	12-1	96	中左	21 P17	同上	0
C14-14	03/19	調査	谷沢	1,000	1,000	IP南つくし野駐車場(南つくし野2丁目10-1、東急田園都市線すずかけ台駅まで直線距離で400メートル) 08時47分～12時00分 「市政相談」とされている	・長時間 3時間13分の駐車	12-1	97	上右	21 P24	同上	0
C14-15	03/24	調査	谷沢	1,000	1,000	IP南つくし野駐車場 08時33分～11時52分 「市政相談」とされている	・長時間 3時間半の駐車	12-1	97	中右	21 P24	同上	0
C14-25	04/08	調査	河辺	100	100	永山第1コインパーキング 16時59分～17時24分 「市政相談」とされている	・市外 ・短時間 25分の駐車	12-1	129	上中		同上	0
C14-26	04/08	調査	河辺	200	200	タウンパーキング 多摩センター駐車場 17時31分～18時03分 「市政相談」とされている	・商業施設(隣接駐車場) ・市外	12-1	129	上左	21 P36	同上	0
C14-27	04/23	調査	河辺	100	100	小田急多摩センター第1駐車場 13時46分～13時51分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか5分の駐車 ・市外	12-1	129	中左	21 P36	同上	0
C14-28	07/18	調査	河辺	240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 14時06分～14時31分 「市政相談」とされている	・短時間わずか25分の駐車・商業施設・市外	12-1	125	上中	21 P36	同上	0
C14-29	12/19	調査	河辺	240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 16時40分～17時13分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外	12-1	119	中右	21 P36	同上	0
C14-30	01/14	調査	河辺	240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 13時47分～14時31分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外	12-1	115	上右	21 P36	同上	0
C14-31	01/23	調査	河辺	600	600	バルテノン多摩東駐車場 11時47分～14時04分 「市政相談」とされている	・商業施設 ・バルテノン多摩は多摩市の複合文化施設 ・市外 ・長時間2時間17分の駐車	12-1	115	中右	21 P36	同上	0
C14-32	02/25	調査	河辺	240	240	多摩センター丘の上のプラザ駐車場 12時49分～13時8分 「市政相談」とされている	・短時間わずか19分の駐車・商業施設・市外	12-1	113	下左	21 P36	同上	0
C14-33	02/25	調査	河辺	240	240	多摩センター丘の上のプラザ駐車場 12時58分～13時21分 「市政相談」とされている	・短時間わずか23分の駐車・商業施設・市外	12-1	113	下中	21 P36	同上	0
C14-34	01/15	調査	河辺	200	200	桜ヶ丘駅南第1駐車場(聖蹟桜ヶ丘駅徒歩数分) 10時45分～11時42分 「市政相談」とされている	・遠方	12-1	116	上左	21 P38	評面であって、事実の主張ではない。	0
C14-35	02/06	調査	河辺	600	600	和光聖蹟パーキング 09時27分～12時05分 「市政相談」とされている	・遠方・長時間 2時間38分の駐車	12-1	114	中左	21 P38	【遠方】 評面であって、事実の主張ではない。 【長時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-36	02/09	調査	河辺	200	200	せいせきタウンパーキング 11時04分～11時14分 京王線聖蹟桜ヶ丘駅付近の駐車場 「市政相談」とされている	・遠方・短時間 わずか10分の駐車	12-1	114	中右	21 P38	【遠方】 評面であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-37	02/17	調査	河辺	600	600	せいせきタウンパーキング 9時49分～12時19分 「市政相談」とされている	・遠方・長時間2時間30分の駐車	12-1	114	中中	21 P38	【遠方】 評面であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-38	02/25	調査	河辺	600	600	聖蹟桜ヶ丘駅前駐車場 17時45分～18時57分 「市政相談」とされている	・遠方	12-1	114	上左	21 P38	評面であって、事実の主張ではない。	0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-39	03/10	調査	河辺	400	400	せいせきタウンパーキング 19時13分～21時19分 「市政相談」とされている	・遠方・深夜 ・長時間2時間6分の駐車	12-1	111	上右	21 P38	【遠方】 詳細であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-40	03/18	調査	河辺	600	600	せいせきタウンパーキング 18時56分～22時33分 「市政相談」とされている	・遠方・深夜 ・長時間3時間半の駐車	12-1	111	中中	21 P38	同上	0
C14-41	03/25	調査	河辺	700	700	せいせきタウンパーキング 13時36分～17時21分 「市政相談」とされている	・遠方・長時間3時間半の駐車	12-1	112	中左	21 P38	同上	0
C14-42	03/31	調査	河辺	900	900	京王コインパーク聖蹟桜ヶ丘駐車場 10時25分～14時35分 「市政相談」とされている	・遠方・長時間 3時間以上の駐車	12-1	112	上左	21 P38	同上	0
C14-43	05/22	調査	河辺	700	700	f ab南大沢駐車場(南大沢駅前) 20時46分～22時53分 「市政相談」とされている	・南大沢 ・深夜・長時間2時間7分の駐車	12-1	128	上中	21 P34	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-44	06/08	調査	河辺	800	800	f ab南大沢駐車場 20時14分～22時51分 「市政相談」とされている	・南大沢 ・深夜・長時間2時間37分の駐車	12-1	126	中右	21 P34	同上	0
C14-45	01/23	調査	河辺	400	400	f ab南大沢駐車場 14時17分～15時27分 「市政相談」とされている	・南大沢	12-1	117	上中	21 P34	同上	0
C14-46	07/31	調査	河辺	500	500	多摩ニュータウン開発センター駐車場(八王子市南大沢2丁目2番地パオレビル7階) 14時34分～18時58分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間4時間以上の駐車	12-1	125	中中	21 P34	同上	0
C14-47	02/07	調査	河辺	800	800	多摩ニュータウン開発センター駐車場 18時25分～21時40分 「市政相談」とされている	・南大沢 ・深夜・長時間 3時間以上の駐車	12-1	113	上右	21 P34	同上	0
C14-48	03/15	調査	河辺	480	480	多摩ニュータウン開発センター 19時06分～22時01分 「市政相談」とされている	・南大沢 ・深夜・長時間 2時間55分の駐車 ・同上	12-1	111	上左	21 P34	同上	0
C14-49	10/08	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 13時05分～17時52分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約4時間半の駐車	12-1	121	中左	21 P34	同上	0
C14-50	10/10	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 12時36分～18時51分 「現地調査」とされている	・南大沢・長時間 6時間以上の駐車	12-1	121	上右	21 P34	同上	0
C14-51	11/12	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 14時55分～17時45分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約3時間の駐車	12-1	120	上左	21 P34	同上	0
C14-52	08/02	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 10時40分～14時49分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約4時間の駐車	12-1	124	上中	21 P34	同上	0
C14-55	09/25	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 08時13分～13時51分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約5時間半の駐車	12-1	122	下左	21 P34	同上	0
C14-56	01/08	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 09時19分～13時52分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約4時間半の駐車	12-1	116	中中	21 P34 甲198-1 甲198-2 甲199-1	同上	0
C14-57	01/11	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 12時41分～17時15分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約4時間半の駐車	12-1	116	中左	21 P34	同上	0
C14-58	01/18	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 10時24分～17時34分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約6時間半の駐車	12-1	115	下左	21 P34	同上	0
C14-59	01/20	調査	河辺	300	300	南大沢駅前パーキング 13時37分～14時20分 「市政相談」とされている	・南大沢	12-1	115	中左	21 P34	同上	0
C14-60	01/31	調査	河辺	300	300	南大沢駅前パーキング 12時56分～13時41分 「市政相談」とされている	・南大沢	12-1	116	上中	21 P34	同上	0
C14-61	02/04	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 16時50分～20時55分 「市政相談」とされている	・南大沢・夜間・長時間 約4時間の駐車	12-1	113	中中	21 P34	同上	0
C14-62	02/07	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 11時58分～16時20分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約4時間半の駐車	12-1	113	上中	21 P34	同上	0
C14-63	02/13	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 09時27分～17時34分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約8時間の駐車	12-1	114	下右	21 P34	同上	0
C14-64	03/08	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 12時35分～17時47分 「市政相談」とされている	・南大沢・長時間 約5時間の駐車	12-1	111	中左	21 P34	同上	0
C14-65	05/13	調査	河辺	300	300	橋本第1駐車場(JR横浜線 橋本駅前) 12時30分～13時41分 「市政相談」とされている	・市外	12-1	127	中左		同上	0
C14-66	05/21	調査	河辺	1,000	1,000	橋本第1駐車場 16時55分～21時30分 「市政相談」とされている	・市外 ・深夜 ・長時間 約3時間半の駐車	12-1	127	下左		同上	0
C14-67	06/14	調査	河辺	1,200	1,200	橋本第1駐車場 06時59分～18時28分 「市政相談」とされている	・市外 ・長時間 約11時間半の駐車	12-1	126	中左		同上	0
C14-68	06/20	調査	河辺	200	200	橋本第1駐車場 12時46分～13時26分 「市政相談」とされている	・市外	12-1	126	上右		同上	0
C14-69	04/23	調査	河辺	400	400	立川北口パーキング 14時23分～15時15分 「市政相談」とされている	・政党活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部(曙町2-34-6)、民主党東京都21区総支部(曙町2-2-5)があり、そこでの会合などが目的であったと推測される。政党活動の経費であって、政務活動との関連性を認められない。(0-73まで同様)	12-1	129	上右	21 P41	同上	0
C14-70	05/30	調査	河辺	200	200	パークジャパン柴崎町第5駐車場(立川駅南口) 12時29分～13時05分 「市政相談」とされている	・政党活動 ・同上	12-1	127	上中	21 P41	同上	0
C14-71	01/16	調査	河辺	1,000	1,000	立川北口パーキング 17時56分～20時00分 「市政相談」とされている	・政党活動 ・夜間 ・同上	12-1	115	中中	21 P41	同上	0
C14-72	01/21	調査	河辺	1,000	1,000	立川北口パーキング 18時03分～20時06分 「市政相談」とされている	・政党活動・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2015.01.21 三多摩ブロック地協女性委員会 「第21回定期総会&第19回職場報告会」の開催 三多摩労働会館(立川市曙町2-15-20)にて	12-1	116	上右	21 P41 甲129-1 甲166	同上	0
C14-73	02/19	調査	河辺	400	400	DAICHI PARK駐車場(立川市錦町3丁目) 18時52分～19時59分 「市政相談」とされている	・政党活動・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2015.02.19 2015春季生活闘争・統一地方選挙の完全勝利を演説一致で推認 たましRISURUホール(立川市民会館、立川市錦町3-3-20)	12-1	114	下左	21 P41 甲129-2 甲166	同上	0
C14-74	05/03	調査	河辺	1,200	1,200	ナビパーク町田中町第1駐車場(町田市中町1丁目) 9時58分～17時30分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間約7時間半の駐車	12-1	127	下右	21 P9(黄47)	同上	0
C14-75	05/17	調査	河辺	200	200	タマパーク森野駐車場15時29分～16時23分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車(C14-76と矛盾:駐車時間が重なっている)	12-1	127	上左	21 P9(緑40)	同上	0

支出番号	支出日	項目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派または市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-76	05/17	調査	河辺	200	200	タマパーク森野駐車場16時15分～17時05分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(C14-75と矛盾: 駐車時間が重なっている)	12-1	127	上右	22 P9(緑40)	同上	200
C14-77	07/30	調査	河辺	100	100	アットパーク町田第1駐車場18時20分～18時32分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか12分の駐車	12-1	125	上右	21 P9(緑50)	同上	0
C14-78	08/06	調査	河辺	100	100	アットパーク町田第1駐車場18時16分～18時24分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか8分の駐車 ・ありえない同日駐車(C14-79と矛盾: 4分では移動できない。グーグルマップが表示する移動時間は5分)	12-1	124	上左	21 P9(緑50) 24 P①	同上	0
C14-79	08/06	調査	河辺	700	700	タイムズ森野第7駐車場(森野2-26)森野交差点そばの駐車場18時28分～21時44分「市政相談」とされている	・政党活動 民進党東京都第23区総支部(森野2-25-13中西ビル202号室)の前の徒歩15秒以内の駐車場。向所での会合などのための駐車、すなわち政党活動のための推測 ・長時間約3時間半の駐車・深夜 ・ありえない同日駐車(C14-78からの移動困難)	12-1	124	中中	21 P30 24 P①	同上	0
C14-81	09/17	調査	河辺	200	200	FP第2 株式会社タマパーク 17時22分～17時39分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか17分の駐車	12-1	123	上左	21 P9(ピンク9)	同上	0
C14-82	09/17	調査	河辺	100	100	タマパーク中町第6駐車場16時6分～16時16分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか10分の駐車	12-1	122	上左	21 P9(黄36)	同上	0
C14-83	09/21	調査	河辺	300	300	原町田1丁目第1駐車場(原町田1丁目6番21号) 9時30分～10時27分「市政相談」とされている	・繁華街	12-1	122	上中	21 P9(紫15)	同上	0
C14-84	09/21	調査	河辺	200	200	タマパークホテルラポール千寿開 駐車場 9時22分～9時27分「市政相談」とされている	・短時間 わずか5分の駐車	12-1	122	下右	21 P9(紫20)	同上	0
C14-85	09/29	調査	河辺	200	200	町田駅前コイン駐車場 12時17分～12時28分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(同日に4回の駐車(C14-86、C14-87、C14-88)があり、極めて不自然な駐車状況。C14-86と時間差なし) ・繁華街・短時間 わずか11分の駐車	12-1	122	中中	21 P9(緑34) 24 P②	同上	0
C14-86	09/29	調査	河辺	100	100	ニッシンパーク駐車場(中町2丁目3番) 12時28分～12時47分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-85の駐車終了時刻と駐車開始時刻との差は0分、グーグルマップによる移動時間は5分) ・政党活動 民進党東京都第23区総支部(森野2-25-13中西ビル202号室)の前の徒歩30秒以内の駐車場。向所での会合などのための駐車と推測される。(C-88も同様) ・短時間 わずか19分の駐車	12-1	123	上中	21 p30 24 P②	同上	0
C14-87	09/29	調査	河辺	300	300	アイベック原町田第2駐車場(原町田3-7-11) 12時55分～13時22分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-86の駐車終了時刻と駐車開始時刻との差は9分、グーグルマップによる移動時間は11分) ・繁華街・短時間 わずか27分の駐車	12-1	122	中右	21 P9(青1) 24 P③	同上	0
C14-89	10/03	調査	河辺	100	100	平野屋第3駐車場13時13分～13時28分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか15分の駐車	12-1	121	上中	21 P9(青35)	同上	0
C14-90	10/09	調査	河辺	600	600	森野第7駐車場(森野2-26) 9時22分～12時21分「市政相談」とされている	・政党活動 ・長時間 約3時間の駐車	12-1	121	下中	21 P30	同上	0
C14-91	11/27	調査	河辺	600	600	原町田1丁目第1駐車場 09時58分～11時52分「市政相談」とされている	・繁華街	12-1	120	上中	21 P9(紫15)	同上	0
C14-92	12/17	調査	河辺	200	200	町田駅前コイン駐車場14時18分～14時28分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか10分の駐車	12-1	119	中左	21 P9(緑34)	同上	0
C14-93	12/22	調査	河辺	100	100	アットパーク町田第1駐車場13時33分～13時45分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか12分の駐車 ・同上	12-1	118	下左	21 P9(緑50)	同上	0
C14-94	12/23	調査	河辺	200	200	タイムズ森野第10駐車場 15時46分～16時1分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか15分の駐車 ・同上	12-1	118	中中	21 P9(緑64)	同上	0
C14-95	12/25	調査	河辺	100	100	アットパーク町田第1駐車場 16時56分～17時20分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか24分の駐車 ・同上	12-1	119	上左	21 P9(緑50)	同上	0
C14-96	12/25	調査	河辺	300	300	三井のリパーク相模原6丁目第2駐車場 19時47分～22時10分「市政相談」とされている	・市外 ・深夜・長時間 2時間23分の駐車	12-1	119	上右		同上	0
C14-97	12/26	調査	河辺	200	200	アットパーク町田第1駐車場 16時41分～17時14分「市政相談」とされている	・繁華街	12-1	119	上中	21 P9(緑50)	同上	0
C14-98	12/26	調査	河辺	200	200	タマパーク原町田第4駐車場 14時16分～14時23分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか7分の駐車	12-1	118	下中	21 P9(オレンジ72)	同上	0
C14-99	12/27	調査	河辺	200	200	タマパーク中町第15駐車場 12時14分～12時31分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか17分の駐車 ・同上	12-1	118	下右	21 P9(黄48)	同上	0
C14-100	01/07	調査	河辺	700	700	平野屋第3駐車場 17時53分～20時05分「市政相談」とされている	・繁華街・夜間・ありえない同日駐車(C14-101の駐車終了時刻と駐車開始時刻との差は3分、グーグルマップによる移動時間は5分)	12-1	115	上中	21 P9(青35) 24 P④ 甲197(森本議員のブログ)	同上	0
C14-101	01/07	調査	河辺	100	100	原町田1丁目第2駐車場 17時42分～17時50分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-100と矛盾: 3分では移動困難)・短時間 わずか8分の駐車	12-1	116	下中	21 P9(紫19) 24 P④	同上	0
C14-103	01/09	調査	河辺	200	200	アットパーク町田第1駐車場 13時47分～15時35分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(C14-104と駐車時間が重なっている)	12-1	116	下左	21 P9(緑50)	同上	0
C14-104	01/09	調査	河辺	200	200	アットパーク町田第1駐車場15時21分～15時58分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-103と駐車時間が重なっている)	12-1	116	中右	21 P9(緑50)	同上	200
C14-105	01/21	調査	河辺	900	900	タマパーク森野駐車場(森野1-19) 12時18分～15時07分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(C14-106と駐車時間が重なっている)	12-1	115	下右	21 P9(緑40)	同上	900
C14-106	01/21	調査	河辺	300	300	タマパーク森野駐車場14時13分～15時01分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-105と駐車時間が重なっている)・繁華街	12-1	115	上左	21 P9(緑40)	同上	0
C14-107	02/03	調査	河辺	100	100	ワンディパーク森野第3駐車場 14時10分～14時22分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間わずか12分の駐車	12-1	113	中右	21 P9(緑28)	同上	0
C14-108	04/24	調査	河辺	600	600	バーデンバーデン前駐車場 12時51分～15時34分「市政相談」とされている	・遠方(松本市中心部。松本城などの観光スポットも近い)・長時間 2時間43分の駐車	12-1	129	中中		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を確認させる事実とはいえない。	0
C14-109	12/14	調査	河辺	500	500	三鷹市大沢野川グラウンド駐車場 11時05分～12時24分「市政相談」とされている	・遠方	12-1	119	下左		評価であって、事実の主張ではない。 ・使途基準不適合性を確認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C14-110	12/19	調査	河辺	100	100	リパーク相模原駅前駐車場 07時11分～08時08分「市政相談」とされている	・早期・政党活動 相模原駅前での街頭宣伝	12-1	119	中中	21 P26		0
C14-121	05/23	調査	戸塚	1,000	1,000	TP原町田第9駐車場(原町田4-19) 19時10分～22時22分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間 3時間以上の駐車	12-1	133	上中	21 P9(赤19)	使途基準不適合性を確認させる事実とはいえない。	0
C14-122	05/26	調査	戸塚	1,200	1,200	アイベック町田第7駐車場 16時16分～17時14分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(C14-123と駐車時間が重なっている。C14-124の駐車開始時刻との差は2分。グーグルマップの移動時間は2～3分)	12-1	133	下左	21 P9(赤48) 24 P⑤	同上	1,200

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-123	05/26	調査	戸塚	400	400	タマパーク原町第9駐車場(原町3-3-20)17時03分~18時05分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(C14-122、C14-124)と駐車時間が重なっている	12-1	133	中中	21 P9(青●)	同上	0
C14-124	05/26	調査	戸塚	800	800	タマパーク原町第9駐車場(原町3丁目-3-20)17時16分~19時43分「市政相談」とされている	・繁華街・夜間・ありえない同日駐車(C14-123)と駐車時間が重なっている、C14-122から2分では移動困難	12-1	133	中右	21 P9(青●) 24 P5	同上	800
C14-127	06/17	調査	戸塚	600	600	原町5丁目駐車場(相模石油株式会社)19時22分~23時56分「市政相談」とされている	・住宅街・深夜・長時間 約4時間半の駐車	12-1	135	中右	21 P9(黄線2)	同上	0
C14-128	06/19	調査	戸塚	300	300	ショウパーク町駅前駐車場17時51分~18時45分「市政相談」とされている	・繁華街	12-1	135	中中	21 P9(青89)	同上	0
C14-129	06/19	調査	戸塚	1,000	1,000	タイムズ原町6丁目駐車場(原町6-26)18時50分~22時00分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間 3時間10分の駐車	12-1	135	中左	21 P9(ピンク91)	同上	0
C14-133	08/10	調査	戸塚	700	700	原町5丁目駐車場(相模石油株式会社)18時45分~23時46分「市政相談」とされている	・住宅街・深夜・長時間 約5時間の駐車	12-1	140	中左	21 P9(黄線2)	同上	0
C14-135	09/05	調査	戸塚	400	400	原町第1駐車場17時18分~18時20分「市政相談」とされている	・繁華街	12-1	141	中左	21 P9(黄線8)	同上	0
C14-138	11/27	調査	戸塚	400	400	平野屋第2駐車場(原町3-7-11)バイクの駐輪場 22時07分~23時18分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜	12-1	143	中中	21 P9(青●バイク)	同上	0
C14-139	01/10	調査	戸塚	1,500	1,500	FP第2 株式会社タマパーク(原町6-17)7時41分~13時26分「市政相談」とされている	・繁華街・早朝・長時間 約5時間半の駐車	12-1	147	上中	22 P9(ピンク9)	同上	0
C14-141	03/04	調査	戸塚	1,000	1,000	中央駐車場 19時01分~23時56分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間 約4時間の駐車	12-1	151	上中	21 P9(黄線4)	同上	0
C14-143	05/01	調査	戸塚	500	500	成瀬メディカルビル駐車場(南成瀬1-8-21)14:13~14:22「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車・病院の私的利用	12-1	132	上左	甲195・グーグルマップ衛星写真	【短時間】 ・使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 ・戸塚議員は、支援者宅に市民相談の回答書面を届けるため短時間の駐車をした。 【病院】 ・使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 ・医療機関利用者は無料で駐車できるにもかかわらず、戸塚議員は、駐車料金を支払っている。	0
C14-144	01/12	調査	戸塚	1,500	1,500	立川市北口第1駐車場 17時53分~22時11分「市政相談」とされている	・政党活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部(曙町2-34-6)、民主党東京都21区総支部(錦町2-2-5)があり、そこの会合などが目的であったと推測される。 ・長時間 約4時間半の駐車・遠方・深夜	12-1	147	中左	21 P41	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-145	02/11	調査	戸塚	1,000	1,000	小田急マルシェ鶴川駐車場 9時18分~15時28分「市政相談」とされている	・商業施設 祝日・長時間 約6時間の駐車	12-1	149	中左	21 p19	同上	0
C14-148	04/27	調査	佐藤	150	150	サン町旭体育館駐車場(旭町3-20-60)11時53分~14時21分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日 ・「町田市バドミントン連盟」の総会への参加。	12-1	176	中右	甲86-3(自民党長村議員の行動記録)甲158	佐藤議員が、町田市バドミントン連盟の総会に参加した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C14-149	07/06	調査	佐藤	100	100	サン町旭体育館駐車場 14時43分~16時18分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日 ・少年野球連盟の総会に出席	12-1	185	上中	甲62(佐藤議員のブログ)	佐藤議員が、町田市少年野球連盟の総会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C14-150	09/06	調査	佐藤	250	250	サン町旭体育館駐車場 17時37分~20時49分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日(夜間) ・ダンス初心者講習会(追加主張)に参加	12-1	189	下右	甲163 甲164	佐藤議員が、町田市ダンススポーツ連盟の初心者講習会に参加した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	250
C14-151	09/13	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館駐車場 18時05分~20時50分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日(夜間) ・同上	12-1	190	上右	甲163 甲164	同上	200
C14-152	09/20	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館駐車場 18時01分~20時53分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日(夜間) ・同上	12-1	190	中中	甲163 甲164	同上	200
C14-153	10/18	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館駐車場 18時12分~20時50分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 金曜日(夜間) ・同上	12-1	193	上左	甲163 甲164	同上	200
C14-154	01/16	調査	佐藤	100	100	サン町旭体育館駐車場 09時48分~10時53分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日 ・「町田市老人クラブ連合会 輪投げ大会」への参加。	12-1	201	上左		佐藤議員が、町田市老人クラブ連合会主催の輪投げ大会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C14-155	11/01	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館駐車場 18時27分~20時58分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日(夜間) ・ダンス初心者講習会(追加主張)に参加	12-1	195	上右	甲163 甲164	佐藤議員が、町田市ダンススポーツ連盟の初心者講習会に参加した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。 佐藤議員は、町田市ダンススポーツ連盟の役員ではないものの、同連盟から市内でのダンスの練習場所の確保や、市内のダンス人口を増やすための普及活動の方法などについて相談を受けたことから、自ら講習会に参加して練習の現場を確認するとともに、主催者や参加者と意見交換を行ったものである。C14-155は、佐藤議員の私的な所用による支出ではなく、町田市におけるスポーツ取り分けダンススポーツに関する住民福祉の増進を図るために必要な調査研究活動である。	200
C14-156	11/08	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館駐車場 18時08分~20時52分「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日(夜間) ・同上	12-1	195	中右	甲163 甲164	同上	200
C14-157	05/05	調査	佐藤	120	120	多摩センター丘の上パティオ駐車場 12時53分~16時13分「市政相談」とされている	・商業施設・祝日(午後)・市外・長時間 3時間20分の駐車	12-1	179	上左	21 P36	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-158	05/05	調査	佐藤	480	480	多摩センター中央第1駐車場 07時58分~10時09分「市政相談」とされている	・商業施設・祝日(午前) ・市外 ・長時間 2時間11分の駐車	12-1	179	上中	21 P36	同上	0
C14-159	11/03	調査	佐藤	120	120	多摩センター丘の上パティオ駐車場 12時00分~17時17分「現地調査」とされている	・商業施設・祝日(午後) ・市外 ・長時間 5時間17分の駐車	12-1	195	中左	21 P36	同上	0
C14-160	12/09	調査	佐藤	200	200	豊ヶ丘駐車場(多摩市豊ヶ丘)19時46分~21時05分「現地調査」とされている	・市外・夜間	12-1	198	上中		同上	0
C14-161	02/18	調査	佐藤	300	300	マグレバパーキング駐車場(多摩市苑合1-38)18時09分~19時11分「現地調査」とされている	・商業施設・市外・祝日(午後) ・長時間 3時間20分の駐車	12-1	205	上左	21 P36	同上	0
C14-162	02/28	調査	佐藤	1,050	1,050	マグレバパーキング駐車場 13時25分~16時44分「市政相談」とされている	・商業施設・市外・土曜日(午後) ・長時間 3時間19分の駐車	12-1	205	下中	21 P36	同上	0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-163	02/19	調査	佐藤	600	600	ナビパーク鶴町第2駐車場(立川市鶴町) 18時00分～19時47分「現地調査」とされている	・政党活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都21区総支部があり、そこでの会合などが目的であったと推測される。 連合東京 三多摩ブロック地区ニュース 2015.02.19 2015春季生活闘争・統一地方選挙の完全勝利を満場一致で確信。たましんRISURUホール(立川市民会館、立川市鶴町3-3-20)	12-1	205	下左	21 P41 甲129-2 甲166	同上	0
C14-164	09/22	調査	佐藤	600	600	八王子市散田町駐車場 時間は読み取れず。西八王子駅そばの駐車場「市政相談」とされている	・違方	12-1	190	下右	甲175 甲176 (位置関係の地図)	評面であって、事実の主張ではない。	0
C14-165	11/01	調査	佐藤	100	100	エスフォルタアリーナ八王子駐車場 15時34分～16時57分「現地調査」とされている	・違方 ・八王子市内の総合体育館・土曜日	12-1	195	中中	甲175 甲176 (位置関係の地図)	【違方】 評面であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-167	03/08	調査	佐藤	400	400	八王子市散田町駐車場 16時34分～18時24分「現地調査」とされている	・違方 ・同上 C14-166八王子市散田町駐車場の元目の駐車は修正されている。	12-1	206	中中	甲175 甲176 (位置関係の地図)	評面であって、事実の主張ではない。	0
C14-168	09/29	調査	佐藤	1,200	1,200	町田栄通り駐車場 10時36分～16時50分「市政相談」とされている	・繁華街・長時間6時間以上の駐車	12-1	190	下左	21 P9 (黄45)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-169	10/30	調査	佐藤	400	400	タマパークホテルラポール千寿閣駐車場 15時46分～17時32分「市政相談」とされている	・商業施設	12-1	192	上左	21 P9 (紫20)	同上	0
C14-170	10/30	調査	佐藤	100	100	タイムズ成瀬が丘駐車場 10時24分～10時33分「市政相談」とされている	・短時間わずか9分の駐車	12-1	193	中中		同上	0
C14-171	11/27	調査	佐藤	600	600	平野原第3駐車場 09時45～11時42分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(次の駐車C14-172と駐車時間が重なっている)	12-1	196	下左	21 P9 (青35)	同上	0
C14-172	11/27	調査	佐藤	300	300	タイムズ成瀬が丘駐車場 11時47分～12時23分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(次の駐車C14-173と駐車時間が重なっている)	12-1	195	下右		入庫時間は11時27分ではなく、11時47分である。 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	300
C14-173	11/27	調査	佐藤	200	200	タイムズ森野第7駐車場 12時13分～13時02分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(C14-172と駐車時間が重なっている)	12-1	195	上中	21 P30	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-175	12/26	調査	佐藤	400	400	大野第1駐車場(相模大野駅前) 15時32分～16時43分「現地調査」とされている	・市外・ありえない同日駐車(次の駐車C14-176と駐車時間が重なっている)	12-1	198	下中		同上	0
C14-176	12/26	調査	佐藤	400	400	タイムズ森野第9駐車場 16時36分～17時08分「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(C14-175と駐車時間が重なっている)	12-1	199	中中	21 P9 (緑60)	同上	400
C14-177	01/02	調査	佐藤	700	700	アイベック原町田3丁目第1駐車場(原町田3-3-4) 09時50分～10時51分「市政相談」とされている	・繁華街	12-1	201	中右	21 P9 (青34)	同上	0
C14-178	01/31	調査	佐藤	300	300	つくし野1丁目駐車場(東急田園都市線つくし野駅の駐車場) 13時47分～15時08分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(次の駐車C14-179と駐車時間が重なっている)	12-1	201	中中	21 P24	同上	0
C14-179	01/31	調査	佐藤	300	300	相模大野西側駐車場(相模大野駅前) 14時07分～16時44分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-178と駐車時間が重なっている)・市外 ・同上	12-1	202	中左		同上	300
C14-181	02/09	調査	佐藤	800	800	森野第7駐車場 17時47分～21時21分「市政相談」とされている	・政党活動 ・深夜・長時間 約3時間半の駐車 ・ありえない同日駐車(C14-180と駐車時間が重なっている)	12-1	204	上右	21 P30 22-2 (収支報告書)	同上	0
C14-182	02/15	調査	佐藤	300	300	平野原第3駐車場 20時05分～21時01分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜	12-1	204	中中	21 P9 (青35)	同上	0
C14-183	03/03	調査	佐藤	200	200	OnPark森野第2駐車場 18時35分～18時50分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか15分の駐車	12-1	206	下中	21 P9 (緑38)	同上	0
C14-184	04/06	調査	佐藤	400	400	アップルパーク南町田病院駐車場(町田市鶴町4-4-1) 11時05分～12時04分「市政相談」とされている	・病院駐車場の私的利用	12-1	176	下左		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	400
C14-185	06/28	調査	佐藤	100	100	イノウエスポーツクリニック町田ロードパーク駐車場 12時47分～13時06分「市政相談」とされている	・不動産屋の駐車場「昔、体操教室があったが、名前だけ残して今は不動産業と、駐車場を営んでいる」100台駐車可能で、10メートルほど奥に、探検林学園の野球場があり、リトルリーグのある時期には、その関係者も利用するという。」 ・土曜日 ・短時間 わずか19分の駐車	12-1	183	上右	25 (調査報告書)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-186	06/28	調査	佐藤	500	500	イノウエスポーツクリニック駐車場 14時12分～15時35分「市政相談」とされている	・不動産屋の駐車場(同上) ・同日2回目の駐車	12-1	183	上左	25 (調査報告書)	同上	0
C14-187	10/01	調査	佐藤	1,000	1,000	東急ライフィアたちばなOP駐車場 10時47分～12時5分「市政相談」とされている	・市外 ・商業施設	12-1	192	上右		同上	0
C14-188	10/01	調査	佐藤	200	200	アップルパーク青葉台駅前第1駐車場 12時14分～12時42分「市政相談」とされている	・商業施設 ・市外 ・短時間 わずか28分の駐車	12-1	192	下左	24 P6	同上	0
C14-189	10/01	調査	佐藤	300	300	昭和大学藤が丘病院駐車場 12時48分～13時17分「現地調査」とされている	・病院の私的利用・市外・ありえない同日駐車(C14-188から6分では移動困難)	12-1	192	下右横	24 P6	【病院の私的利用】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	300
C14-190	10/27	調査	佐藤	300	300	相模大野立休駐車場 13時46分～14時40分「現地調査」とされている	・市外	12-1	193	上右		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-191	10/31	調査	佐藤	600	600	タイムズコナミスポーツクラブ相模大野駐車場 17時44分～20時03分「現地調査」とされている	・市外 ・運動施設 ・夜間	12-1	193	中左		同上	0
C14-192	10/31	調査	佐藤	300	300	ロイヤルホスト相模大野駐車場 10時36分～12時7分「市政相談」とされている	・市外 ・商業施設	12-1	192	中左		同上	0
C14-193	05/23	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時25分～17時39分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか14分の駐車・ありえない同日駐車(次の駐車C14-194と駐車時間が重なっている)	12-1	209	下中	21 P19	同上	0
C14-195	05/29	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前 16時46分～18時10分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(次の駐車C14-196と駐車時間が重なっている)	12-1	210	上左	21 P19	同上	0
C14-196	05/29	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時52分～18時11分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(C14-195と駐車時間が重なっている) ・短時間 わずか19分の駐車	12-1	209	下右	21 P19	同上	100

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-198	07/07	調査	森本	100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 11時42分～11時59分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・ありえない同日駐車 (C14-197と駐車時間が重なっている)・短時間 わずか17分の駐車	12-1	213	上中	21 P19	同上	0
C14-199	07/29	調査	森本	100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 12時40分～12時46分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・短時間 わずか6分の駐車・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-200と駐車時間が重なっている)	12-1	213	下右	21 P19	同上	0
C14-201	08/13	調査	森本	200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 14時31分～15時08分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・同日2回駐車	12-1	215	上右	21 P19	同上	0
C14-202	08/13	調査	森本	400	400	シンコーパーク鶴川駅前駐車場18時25分～19時33分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・同日2回駐車・夜間	12-1	215	中左	21 P19	同上	0
C14-203	08/26	調査	森本	200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 17時45分～18時12分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・短時間 27分間の駐車・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-204と駐車時間が重なっている)	12-1	216	上左	21 P19	同上	200
C14-204	08/26	調査	森本	100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 18時07分～18時14分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・短時間 わずか7分の駐車・ありえない同日駐車 (C14-203と駐車時間が重なっている)	12-1	216	上中	21 P19	同上	0
C14-206	09/26	調査	森本	100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 11時11分～11時25分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・ありえない同日駐車 (C14-205と駐車時間が重なっている)・短時間 わずか14分の駐車	12-1	217	下中	21 P19	同上	0
C14-207	01/13	調査	森本	100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 17時35分～17時41分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・短時間 わずか6分の駐車・同上	12-1	227	中右	21 P19	同上	0
C14-208	01/29	調査	森本	300	300	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 10時15分～11時14分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-209と駐車時間が重なっている)	12-1	228	中中	21 P19	同上	0
C14-209	01/29	調査	森本	900	900	駐車場所判談でまず 10時34分～13時26分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・ありえない同日駐車 (C14-208と駐車時間が重なっている)	12-1	228	中右	不明	同上	900
C14-210	09/10	調査	森本	300	300	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 06時23分～8時40分 「市政相談」とされている	・政党活動 (政務調査以外の議員活動)・早期の駐車。小田急線鶴川駅前での街頭宣伝のための駐車と推測される。以下C-215まで同様	12-1	217	上右	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C14-211	09/12	調査	森本	300	300	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 06時21分～8時43分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	217	中左	21 P19	同上	0
C14-212	12/11	調査	森本	200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 06時55分～8時30分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	225	上左	21 P19	同上	0
C14-213	12/18	調査	森本	200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 06時52分～07時53分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	226	上左	21 P19	同上	0
C14-214	12/19	調査	森本	300	300	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 06時24分～08時54分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	226	中中	21 P19	同上	0
C14-215	12/24	調査	森本	300	300	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 06時30分～08時53分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	226	下右	21 P19	同上	0
C14-216	06/08	調査	森本	1,300	1,300	サウスフロントタワー1丁目駐車場 07時54分～18時15分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 約9時間半の駐車・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-217、C14-218と駐車時間が重なっている)	12-1	211	上右	21 P9 (赤32)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	1,300
C14-217	06/08	調査	森本	200	200	三井のリパーク原町田4丁目駐車場 11時38分～11時53分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-216と駐車時間が重なっている)・繁華街・短時間 わずか15分の駐車	12-1	211	上中	21 P9 (赤78)	同上	0
C14-218	06/08	調査	森本	400	400	三井のリパーク原町田4丁目駐車場 12時17分～13時07分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-216と駐車時間が重なっている)・同日3回目の駐車・繁華街	12-1	211	中左	21 P9 (赤78)	同上	400
C14-219	06/21	調査	森本	700	700	タマパーク原町田第40駐車場 07時53分～10時16分 「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-220と駐車時間が重なっている)	12-1	212	上右	21 P9 (赤31)	同上	700
C14-220	06/21	調査	森本	600	600	タマパーク原町田第40駐車場 09時14分～10時34分 「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車 (C14-219と駐車時間が重なっている)	12-1	212	上中	21 P9 (赤31)	同上	0
C14-221	08/02	調査	森本	700	700	第2平野屋駐車場 17時22分～19時38分 「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-222の駐車開始時刻との差は22分。グーグルマップの移動時間は24～27分)・夜間	12-1	215	上中	21 P9 (青●バイク) 24 P⑦	同上	0
C14-222	08/02	調査	森本	200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 20時00分～20時34分 「市政相談」とされている	・繁華街・夜間・ありえない同日駐車 (C14-221の駐車場からは移動できない)	12-1	215	上左	21 P19 24 P⑦	同上	0
C14-224	09/27	調査	森本	100	100	タイムズ小野神社前駐車場 13時52分～14時09分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-223と駐車時間が重なっている)・短時間 わずか17分の駐車	12-1	218	上中		同上	0
C14-225	11/30	調査	森本	300	300	タイムズ町田市役所 12時12分～12時49分 「市政相談」とされている	・第三者の利用 (議員は無料で利用できるのに料金を支払っている)	12-1	222	中中	21 P9 (水色66)	議員が定期駐車券を使用せず、かつ、市役所で駐車券の無料処理を受けなかったために有料で駐車したのと思われる。議員が立休駐車場において有料で駐車することはなんら不自然なことではなく、使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-226	11/30	調査	森本	100	100	町田シバヒロ駐車場 12時56分～13時19分 「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか23分の駐車	12-1	222	中右	21 P9 (黄1)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-227	11/30	調査	森本	200	200	小田急多摩センター第1駐車場 15時18分～15時58分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (次の駐車C-228と矛盾:13分では移動が困難。グーグルマップの移動時間は10～11分だが、実際に調査したところ駐車場の入口まで13分を要した)	12-1	222	上右	21 P36 24 P⑥	同上	0
C14-228	11/30	調査	森本	200	200	パーク多摩永山BC第3駐車場13時55分～15時05分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-227から13分では移動困難)・深夜	12-1	222	中左	24 P⑥	同上	0
C14-229	12/09	調査	森本	800	800	タイムズFPI第7駐車場 18時00分～19時32分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-230と駐車時間が重なっている、C14-231まで25分では移動困難)・深夜	12-1	224	上中	21 P9 (ピンク14) 24 P⑥	同上	0
C14-231	12/09	調査	森本	200	200	豊ヶ丘駐車場 (多摩市) 19時57分～21時03分 「現地調査」とされている	・ありえない同日駐車 (C14-229の駐車終了時刻と駐車開始時刻との差は25分。25分では移動できない。グーグルマップの移動時間は33～35分)・深夜	12-1	224	中左	24 P⑥	同上	0
C14-232	01/07	調査	森本	100	100	原町田1丁目第2駐車場 17時42分～17時51分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	12-1	227	上右	21 P9 (紫19)	同上	0
C14-233	01/07	調査	森本	1,500	1,500	第2平野屋駐車場 17時56分～22時37分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間4時間半の駐車 (町田商工会議所の賛詞交歓会)	12-1	227	中左	21 P9 (青●バイク) 甲197 (森本議員のブログ)	同上	0
C14-234	02/09	調査	森本	700	700	森野第7駐車場 07時13分～20時23分 「市政相談」とされている	・政党活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。同所での会合などのための駐車と推測。 ・ありえない同日駐車 (同日の他の駐車C-235、C-236と駐車時間が重なっている)・長時間 13時間以上の駐車・夜間	12-1	230	上右	21 P30	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-235	02/09	調査	森本	700	700	タイムズ鶴川駐車場 17時34分～19時44分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車 (C14-234と駐車時間が重なっている。C14-236の駐車開始時刻との差は17分だが、それでは移動できない。Googleマップの移動時間は20～22分) ・長時間 2時間10分の駐車・夜間	12-1	230	中左	21 P19 P24	同上	700
C14-236	02/09	調査	森本	400	400	森野第7駐車場 20時01分～21時20分 「市政相談」とされている	・政庁活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。同所での会合などのための駐車と推測 ・ありえない同日駐車 (C14-234と駐車時間が重なっている。C14-235から17分では移動困難) ・深夜	12-1	230	中中	21 P30 P34	同上	400
C14-237	02/16	調査	森本	200	200	TP原町田15駐車場 12時35分～13時31分 「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 (次の駐車C14-238と駐車時間が重なっている)	12-1	230	下右	21 P9(青52)	同上	0
C14-238	02/16	調査	森本	900	900	KSパーク町第3駐車場 (立川市) 13時25分～16時14分 「現地調査」とされている	・政庁活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都第21区総支部があり、そこでの会合などが目的であったと推測される。 ・ありえない同日駐車 (C14-237と駐車時間が重なっている)	12-1	231	上右	21 P41	同上	900
C14-239	04/12	調査	森本	100	100	八王子子安町5駐車場 (リパーク24株) 10時55分～11時01分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか6分の駐車	12-1	207	下中		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-240	09/12	調査	森本	200	200	八王子子安町5駐車場 (リパーク24株) 11時25分～11時48分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか23分の駐車	12-1	217	中中		同上	0
C14-241	10/03	調査	森本	800	800	八王子いちようホール駐車場 (八王子市の芸術文化会館での駐車) 09時24分～12時04分 「現地調査」とされている	・遠方 ・同上 ・同上	12-1	219	上中		評価であって、事実の主張ではない。	0
C14-242	09/27	調査	森本	600	600	アップルパーク立川第2駐車場 10時11分～12時04分 「市政相談」とされている	・政庁活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都第21区総支部があり、そこでの会合などが目的であったと推測される。C-243、C-244、C-245、C-247も同様。	12-1	217	下右	21 P41	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 なお、駐車場の場所が不明。	0
C14-243	11/20	調査	森本	600	600	立川北口パーキング 15時13分～16時31分 「現地調査」とされている	同上 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2014.11.20 ～第13回地協委員会～荒井議員勇退！尾賀新体制を準備一致で確認 立川グラントホテル (立川市町町2-1-4-1-6) にて開催 ・同上	12-1	221	下中	21 P41 甲129-3	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-244	01/14	調査	森本	300	300	パラカ株式会社 2199立川市町町第2 09時33分～10時08分 「現地調査」とされている	・同上	12-1	227	下左	21 P41	同上	0
C14-245	01/16	調査	森本	800	800	立川北口パーキング 18時01分～19時49分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	227	下中	21 P41	同上	0
C14-246	01/17	調査	森本	800	800	川野病院駐車場 (立川) 15時06分～16時24分 「現地調査」とされている	・遠方・病院の私的利用	12-1	227	下右	21 P41	【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【病院の私的利用】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	800
C14-247	02/03	調査	森本	500	500	KSパーク町第3駐車場 (立川) 14時24分～16時02分 「市政相談」とされている	・政庁活動	12-1	230	上左	21 P41	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-248	01/18	調査	森本	900	900	小田急多摩センター第1駐車場 13時43分～16時35分 「現地調査」とされている	・市外・長時間2時間52分の駐車	12-1	228	上中	21 P36	同上	0
C14-249	12/10	調査	森本	200	200	さくら通り駐車場 (三鷹) 16時49分～17時11分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか22分の駐車	12-1	224	中中		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-250	12/10	調査	森本	400	400	タイムズ布田駐車場 (調布) 19時01分～19時42分 「現地調査」とされている	・遠方・夜間	12-1	224	中右		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-251	12/16	調査	森本	1,300	1,300	ショウワパーク町田駅前駐車場 18時17分～01時37分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 約6時間半の駐車 ・深夜	12-1	225	下左	21 P9(青89)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-252	05/10	調査	森本	800	800	タイムズ新横浜駅前駐車場 12時19分～14時10分 「市政相談」とされている	・遠方	12-1	209	上左		評価であって、事実の主張ではない。	0
C14-256	11/29	調査	石井	200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時09分～07時40分 「市政相談」とされている	・政庁活動・早期の駐車 小田急鶴川駅前、JR横浜線成瀬駅前、小田急線玉川学園駅前での街頭宣伝のための駐車と推測される。以下C-257、C-258、C-259、C260まで同様	12-1	266	中左	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C14-257	12/08	調査	石井	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時01分～08時05分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	268	中中	21 P19	同上	0
C14-258	12/11	調査	石井	400	400	ミスターーナツ成瀬店駐車場 06時43分～8時20分 「市政相談」とされている	同上	12-1	269	上左	甲196	同上	0
C14-259	12/12	調査	石井	200	200	タイムズ玉川学園第4駐車場 06時27分～08時03分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	269	上右	21 P17	同上	0
C14-260	12/18	調査	石井	200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時51分～08時05分 「市政相談」とされている	・同上	12-1	270	中左	21 P19	同上	0
C14-261	11/25	調査	石井	700	700	エイブルパーキングーノ宮4丁目駐車場 (多摩市ノノ宮4丁目) 18時59分～21時08分 「市政相談」とされている	・遠方・深夜・長時間 2時間9分の駐車	12-1	265	下右	21 P38	【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-262	11/28	調査	石井	700	700	エイブルパーキングーノ宮4丁目駐車場 18時56分～21時06分 「現地調査」とされている	・遠方・深夜・長時間 2時間10分の駐車	12-1	266	上右	21 P38	同上	0
C14-263	12/05	調査	石井	500	500	エイブルパーキングーノ宮4丁目駐車場 20時40分～22時09分 「市政相談」とされている	・遠方・深夜	12-1	268	上中	21 P38	同上	0
C14-264	12/07	調査	石井	600	600	エイブルパーキングーノ宮4丁目駐車場 16時57分～18時40分 「市政相談」とされている	・遠方	12-1	268	中左	21 P38	評価であって、事実の主張ではない。	0
C14-265	12/07	調査	石井	480	480	多摩センター中央第3駐車場 08時13分～09時58分 「現地調査」とされている	・商業施設・市外	12-1	268	上右	21 P36	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0

支出番号	支出日	費目	購具名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-266	12/08	調査	石井	600	600	エイブルパーキングノ宮4丁目駐車場 19時21分～21時17分「現地調査」とされている	・遠方・深夜	12-1	268	中右	21 P38	【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-267	12/09	調査	石井	200	200	永山第2コイン駐車場 05時55分～07時45分「現地調査」とされている	・市外・早期	12-1	268	下左		同上	0
C14-268	01/18	調査	石井	360	360	多摩センター中央第3駐車場 12時44分～14時14分「現地調査」とされている	・商業施設(繁華街)	12-1	274	上左	21 P36	同上	0
C14-269	03/02	調査	石井	1,300	1,300	エイブルパーキングノ宮4丁目駐車場 18時09分～22時30分「市政相談」とされている	・市外・長時間 4時間以上の駐車(夕方から深夜)	12-1	278	上中	21 P38	同上	0
C14-270	02/03	調査	石井	1,200	1,200	タイムズ国立東第5駐車場 19時41分～21時35分「現地調査」とされている	・遠方・深夜	12-1	275	上右	甲194-1 甲194-2	【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-271	02/04	調査	石井	200	200	タイムズ国立東第5駐車場 06時40分～07時45分「現地調査」とされている	・遠方・早期	12-1	275	中左	甲194-1 甲194-2	同上	0
C14-272	07/11	調査	石井	200	200	鶴川団地センター名店街 18時19分～19時25分「市政相談」とされている	・夜間・商業施設 ありえない同日駐車(次の駐車C14-273へ、22分では移動困難。グーグルマップの移動時間は21～24分)	12-1	254	中左	21 P19 P①	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-273	07/11	調査	石井	300	300	タイムズ原町田第9駐車場 19時47分～21時05分「市政相談」とされている	・深夜・ありえない同日駐車(C14-272から22分では移動できない)	12-1	254	中中	21 P9(赤19) P①	同上	0
C14-274	07/19	調査	石井	200	200	タマパーク原町田第14駐車場 09時05分～9時40分「市政相談」とされている	・繁華街 ありえない同日駐車(次の駐車C14-275と矛盾:16分では移動不可。グーグルマップの移動時間は9～13分。実際に踏査したところ駐車場の入口まで16分を要した。)	12-1	254	下中	21 P9(黄緑17) P②	同上	0
C14-275	07/19	調査	石井	1,500	1,500	POP玉川学園駐車場(玉川学園2-6) 09時56分～16時40分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-274から16分では移動困難) ・長時間駐車 約6時間半の駐車	12-1	254	下右	21 P17 P③	同上	0
C14-276	02/15	調査	石井	500	500	POP玉川学園駐車場 10時24分～12時37分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(次の駐車C14-277と矛盾:11分では移動困難。グーグルマップの移動時間は11～12分であるが、実際に踏査したところ18分を要した)	12-1	276	上中	21 P17 P③	同上	0
C14-277	02/15	調査	石井	900	900	平野産第3駐車場 12時48分～15時41分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C14-276から11分では移動困難)	12-1	276	上右	21 P9(青5) P③	同上	0
C14-279	09/07	調査	石井	1,000	1,000	タイムズ町田市役所駐車場 08時43分～19時14分「市政相談」とされている	・第三者の駐車 議員は無料で駐車できることから、議員以外の利用とわかる。・夜間	12-1	259	上左	21 P9(水色66)	【第三者の駐車】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-280	09/27	調査	石井	800	800	アットパーク町田第2駐車場 18時29分～23時15分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間 約4時間半の駐車	12-1	259	中中	21 P9(黄63)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-281	10/02	調査	石井	1,000	1,000	小田急マルシェ鶴川駐車場 13時02分～23時52分「市政相談」とされている	・商業施設・深夜・長時間 約11時間の駐車	12-1	261	上左	21 P19	同上	0
C14-282	10/23	調査	石井	150	150	都営区総合庁舎駐車場(横浜市都営区) 14時06分～15時27分「現地調査」とされている	・市外	12-1	261	中右		同上	0
C14-283	10/23	調査	石井	200	200	アットパーク青葉台駅前第2駐車場 15時56分～16時20分「現地調査」とされている	・市外 ・短時間 わずか24分の駐車	12-1	262	上左		同上	0
C14-286	11/12	調査	石井	1,200	1,200	タマパーク原町田第14駐車場 10時26分～21時16分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間 約11時間の駐車	12-1	264	下中	21 P9(黄緑17)	同上	0
C14-287	12/12	調査	石井	1,200	1,200	タマパーク原町田第23駐車場 18時30分～23時44分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間 約5時間の駐車	12-1	269	中中	21 P9(ピンク60)	同上	0
C14-288	12/16	調査	石井	1,300	1,300	ショウワパーク町田駅前駐車場 17時32分～23時43分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜・長時間 約6時間の駐車	12-1	270	上右		同上	0
C14-292	01/16	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング(中町1丁目) 16時37分～22時01分「市政相談」とされている	・政党活動 政党事務所のある駐車場。以下C14-291まで同じ。 ・繁華街・長時間 約5時間半の駐車・深夜	12-1	171	285	21 P9(黄43)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C14-293	01/22	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 09時21分～21時05分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約11時間半の駐車・深夜	12-1	171	下右	21 P9(黄43)	同上	0
C14-294	01/26	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 11時31分～15時46分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 4時間以上の駐車	12-1	172	295	21 P9(黄43)	同上	0
C14-295	02/19	調査	わたべ	700	700	エスエーパーキング 16時04分～20時29分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約4時間半の駐車・夜間	12-1	173	516	21 P9(黄43)	同上	0
C14-296	04/19	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング 09時13分～12時08分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約3時間の駐車	12-1	153	6	21 P9(黄43)	同上	0
C14-297	05/09	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 10時00分～15時08分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約5時間の駐車	12-1	155	27	21 P9(黄43)	同上	0
C14-298	05/23	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 12時17分～21時34分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・深夜・長時間 9時間以上の駐車	12-1	156	44	21 P9(黄43)	同上	0
C14-299	05/26	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング 09時53分～12時31分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 2時間38分の駐車	12-1	156	47	21 P9(黄43)	同上	0
C14-300	05/28	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 09時55分～17時52分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約8時間の駐車	12-1	156	48	21 P9(黄43)	同上	0
C14-301	06/05	調査	わたべ	800	800	エスエーパーキング 13時23分～17時11分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約4時間の駐車	12-1	157	102	21 P9(黄43)	同上	0
C14-302	06/17	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 10時11分～22時13分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約12時間の駐車・深夜	12-1	157	106	21 P9(黄43)	同上	0
C14-303	06/23	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング 9時52分～12時38分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 2時間46分の駐車	12-1	157	107	21 P9(黄43)	同上	0
C14-304	06/24	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 9時39分～16時59分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約6時間半の駐車	12-1	157	109	21 P9(黄43)	同上	0
C14-306	06/30	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 09時12分～17時14分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約8時間の駐車	12-1	158	112	21 P9(黄43)	同上	0
C14-307	07/01	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 09時43分～17時53分「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約8時間の駐車	12-1	159	113	21 P9(黄43)	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-308	07/22	調査	わたべ	700	700	エスエーパークینگ 09時58分～13時03分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 3時間の駐車	12-1	160	147	21 P9 (黄43)	同上	0
C14-309	09/22	調査	わたべ	600	600	エスエーパークینگ 10時10分～13時09分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 3時間の駐車	12-1	166	184	21 P9 (黄43)	同上	0
C14-310	10/14	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 13時05分～17時58分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約5時間の駐車	12-1	167	191	21 P9 (黄43)	同上	0
C14-311	10/27	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 09時56分～20時28分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約10時間半の駐車・夜間	12-1	167	217	21 P9 (黄43)	同上	0
C14-312	11/04	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 11時49分～17時40分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約6時間の駐車	12-1	168	219	21 P9 (黄43)	同上	0
C14-313	11/11	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 09時00分～22時18分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約13時間の駐車・深夜	12-1	168	220	21 P9 (黄43)	同上	0
C14-314	01/14	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場(中町1-29) 10時24分～17時42分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約7時間の駐車	12-1	171	281	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-315	01/28	調査	わたべ	1,000	1,000	タイムズ町田中町第11駐車場 13時04分～18時09分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約5時間の駐車	12-1	172	297	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-316	02/07	調査	わたべ	1,000	1,000	タイムズ町田中町第11駐車場 読めず～20時08分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 夜間	12-1	173	514	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-317	04/30	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 09時55分～17時22分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約7時半の駐車	12-1	154	26	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-318	06/18	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町(読めず)駐車場 9時43分～17時19分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約7時半の駐車	12-1	157	103	読めず	同上	0
C14-319	06/26	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町(読めず)駐車場 09時52分～20時26分 「市政相談」とされている	・政党活動・夜間・長時間 約10時間半の駐車	12-1	157	110	読めず	同上	0
C14-320	09/24	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 9時49分～21時36分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・深夜・長時間 約11時間半の駐車	12-1	166	227	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-321	09/25	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 13時48分～17時54分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街・長時間 約4時間の駐車	12-1	166	186	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-322	04/26	調査	わたべ	1,680	1,680	多摩センター中央第3駐車場 08時52分～15時54分 「市政相談」とされている	・繁華街・市外・長時間 約7時間の駐車	12-1	154	25	21 P36	同上	0
C14-323	09/06	調査	わたべ	800	800	多摩センター中央第3駐車場 08時43分～18時29分 「市政相談」とされている	・商業施設(繁華街) ・市外・長時間 約9時半の駐車	12-1	166	182	21 P36	同上	0
C14-324	02/16	調査	わたべ	960	960	多摩センター中央第3駐車場 14時04分～17時55分 「市政相談」とされている	・繁華街・市外・長時間 約3時間半の駐車	12-1	174	575	21 P36	同上	0
C14-325	02/17	調査	わたべ	1,650	1,650	マグレパークینگ 07時51分～13時28分 「市政相談」とされている	・商業施設(繁華街) ・市外・長時間 約5時半の駐車	12-1	173	562	21 P36	同上	0
C14-326	04/18	調査	わたべ	1,200	1,200	タイムズ鶴川駅前駐車場 09時44分～13時39分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・長時間 約4時間の駐車	12-1	153	5	21 P19	同上	0
C14-327	05/11	調査	わたべ	600	600	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 15時41分～18時28分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・長時間2時間42分の駐車	12-1	155	37	21 P19	同上	0
C14-328	05/17	調査	わたべ	900	900	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 9時57分～14時23分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・長時間 約4時間半の駐車	12-1	155	42	21 P19	同上	0
C14-329	05/22	調査	わたべ	800	800	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 9時19分～12時59分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・長時間 約3時間半の駐車	12-1	155	43	21 P19	同上	0
C14-330	07/05	調査	わたべ	900	900	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 17時32分～21時55分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・長時間 約4時間の駐車・深夜	12-1	159	121	21 P19	同上	0
C14-331	07/07	調査	わたべ	1,000	1,000	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 9時18分～13時57分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 約4時間半の駐車	12-1	159	122	21 P19	同上	0
C14-333	08/30	調査	わたべ	1,100	1,100	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 12時55分～18時21分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 5時間26分の駐車	12-1	165	172	21 P19	同上	0
C14-334	01/17	調査	わたべ	1,500	1,500	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 10時09分～17時15分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 約7時間の駐車	12-1	171	下左	21 P19	同上	0
C14-335	01/18	調査	わたべ	1,600	1,600	神蔵パークینگ(鶴川駅前) 12時44分～22時54分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・長時間 約10時間の駐車・深夜	12-1	171	下中	21 P19	同上	0
C14-336	07/13	調査	わたべ	900	900	タイムズ森野第11駐車場 06時51分～16時23分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 約9時間半の駐車・早朝から	12-1	160	125	21 P9 (緑12)	同上	0
C14-337	10/07	調査	わたべ	1,000	1,000	タイムズ町田シバヒロ駐車場 09時54分～18時17分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 8時間以上の駐車	12-1	167	192	21 P9 (黄1)	同上	0
C14-338	11/19	調査	わたべ	600	600	タイムズ町田中町第11駐車場 9時14分～12時04分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 2時間50分の駐車 ・ありえない同日駐車(次の駐車C14-339と駐車時間が重なっている)	12-1	169	234	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-339	11/19	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 9時31分～14時16分 「市政相談」とされている	同上・繁華街・長時間 約4時間半の駐車・ありえない同日駐車(C14-338と駐車時間が重なっている)	12-1	169	250	21 P9 (黄54)	同上	900
C14-340	12/14	調査	わたべ	500	500	成瀬第3駐車場(成瀬が丘3丁目6) 10時43分～17時38分 「市政相談」とされている	・長時間 約7時間の駐車	12-1	170	265		同上	0
C14-341	12/24	調査	わたべ	800	800	タイムズ町田中町第11駐車場 09時34分～13時03分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 3時間半の駐車	12-1	170	275	21 P9 (黄54)	同上	0
C14-342	02/01	調査	わたべ	1,300	1,300	アイベック原町第2駐車場 09時53分～16時33分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 約6時間半の駐車	12-1	173	298	21 P9 (青干)	同上	0
C14-343	02/14	調査	わたべ	700	700	タマパーク原町第11駐車場 14時04分～20時55分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 約6時間半の駐車・夜間	12-1	173	515	21 P(オレンジ40)	同上	0
合計額				156,870									13,550
C15-2	04/09	調査	わたべ	300	300	エスエーパークینگ駐車場(中町1丁目28) 13時57分～15時07分 「市政相談」とされている	・政党活動 政党事務所の至近距離にある駐車場。以下C15-17まで同じ	13-1	26	中中	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-3	04/15	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ駐車場 09時26分～20時10分 「市政相談」とされている	・政党活動 ・長時間 10時間以上の駐車・夜間	13-1	26	下左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-4	04/30	調査	わたべ	200	200	エスエーパークینگ駐車場 13時32分～14時09分 「現地調査」とされている	・政党活動	13-1	26	下右	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-5	05/18	調査	わたべ	700	700	エスエーパークینگ駐車場 14時46分～18時04分 「市政相談」とされている	・政党活動 ・長時間 3時間以上の駐車	13-1	28	下中	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-6	05/25	調査	わたべ	600	600	エスエーパークینگ駐車場 10時11分～13時10分 「市政相談」とされている	・政党活動 ・長時間 約3時間の駐車	13-1	28	上中	21 P9 (黄43)、P28	同上	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-7	06/25	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング駐車場 15時24分～18時06分 「市政相談」とされているうえ、「現地調査」ともされている	・政庁活動 ・長時間 2時間42分の駐車	13-1	29	中中	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-8	07/03	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング駐車場 09時47分～20時45分 「ミニ学習会」とされている	・政庁活動 ・長時間 約11時間の駐車・夜間	13-1	30	上左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-9	08/06	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 駐車場10時15分～16時25分 「介護関係の話のききとり」とされている	・政庁活動・長時間 6時間以上の駐車	13-1	33	上左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-10	08/18	調査	わたべ	800	800	エスエーパーキング駐車場 08時21分～18時26分 「市政相談」とされている	・政庁活動 ・長時間 10時間以上の駐車	13-1	33	上右	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-11	08/21	調査	わたべ	300	300	エスエーパーキング 駐車場11時06分～12時36分 「市政相談」とされている	・政庁活動	13-1	33	下左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-12	09/09	調査	わたべ	400	400	エスエーパーキング 駐車場 14時14分～16時14分 「市政相談」とされている	・政庁活動	13-1	34	上左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-13	09/28	調査	わたべ	500	500	エスエーパーキング 駐車場 10時09分～12時14分 「市政相談」とされている	・政庁活動	13-1	34	下左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-14	10/02	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング駐車場 06時51分～17時53分 「市政相談」とされている	・政庁活動 ・長時間 約11時間の駐車	13-1	36	上左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-15	10/09	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング駐車場 10時15分～20時51分 「市政相談」とされている	・政庁活動 ・長時間 10時間以上の駐車・夜間	13-1	36	上中	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-16	01/08	調査	わたべ	400	400	エスエーパーキング駐車場 10時33分～12時16分 「市政相談」とされている	・政庁活動	13-1	39	上左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-17	02/23	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング駐車場 13時07分～16時02分 「打合せ」とされている	・政庁活動 ・長時間 3時間55分の駐車	13-1	41	上左	21 P9 (黄43)、P28	同上	0
C15-18	06/18	調査	わたべ	1,100	1,100	TP原町第10駐車場 10時03分～14時32分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 4時間半の駐車	13-1	29	中左	21 P9 (ピンク15)	同上	0
C15-19	09/14	調査	わたべ	1,000	1,000	アイベック野田森野第1駐車場 04時34分～12時33分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 早期から約8時間の駐車 (小田急線野田駅の新宿方面の始発は04:58、小田原・江の島方面への下りの始発は5:06)	13-1	34	上中	21 P9 (緑59)	同上	0
C15-20	10/31	調査	わたべ	900	900	タマパーク原町第10駐車場 03時44分～13時29分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 早期(深夜?)から約10時間の駐車	13-1	36	中右	21 P9 (ピンク15)	同上	900
C15-21	04/08	調査	わたべ	3,000	3,000	マグレパーキング(多摩市) 09時05分～18時54分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・長時間 約10時間の駐車	13-1	26	中左	21 P36	同上	0
C15-22	04/10	調査	わたべ	1,680	1,680	多摩センター中央第3駐車場 10時02分～16時49分 「現地調査」とされている	・商業施設・市外 ・長時間 約7時間の駐車	13-1	26	中右	21 P36	同上	0
C15-23	04/23	調査	わたべ	700	700	京王コインパーキング稲城駐車場 16時47分～20時11分 「現地調査」とされている	・遠方・長時間 3時間半の駐車・夜間	13-1	26	下中		同上	0
C15-24	05/30	調査	わたべ	1,600	1,600	神龍パーキング(鶴川駅前) 11時41分～20時18分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前・長時間 約8時間半の駐車・夜間	13-1	28	中左	21 P19	同上	0
C15-25	06/13	調査	わたべ	1,000	1,000	タマパーク原町第4駐車場 13時12分～15時32分 「障がい者学校 開校式」とされている	・政務調査活動とはいえない	13-1	29	上中	21 P9 (ピンク64)	同上	0
C15-26	06/30	調査	わたべ	600	600	アイベック成瀬第3駐車場(成瀬が丘3丁目6) 09時58分～13時24分 「市政相談」とされている	・長時間 3時間半の駐車	13-1	29	下左		同上	0
C15-27	10/31	調査	わたべ	1,200	1,200	西友町田店での駐車 「市政相談」とされている	・繁華街・商業施設・長時間 土曜日の駐車料金は1時間400円であることから、3～4時間の駐車と推測される	13-1	36	中	21 P9 (緑33)	同上	0
C15-28	11/24	調査	わたべ	800	800	アイベック原町第2駐車場 09時51分～13時12分 「障がい児の会10周年」とされている	・政務調査活動とはいえない	13-1	37	上中	21 P9 (青干)	原告の主張の趣旨不明	0
C15-29	11/30	調査	わたべ	500	500	神龍パーキング 17時47分～20時12分 ポリホールでの「鶴川地区協議会 音楽祭」の参加とされている	・政務調査活動とはいえない	13-1	37	上右	21 P19	同上	0
C15-34	01/11	調査	谷沢	1,400	1,400	タマパーク原町第4駐車場 16時46分～20時05分 「市政相談」とされている	・繁華街・夜間・長時間3時間19分の駐車	13-1	54	上左	21 P9 (ピンク64)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-35	02/09	調査	谷沢	200	200	原町3丁目第4駐車場 09時00分～9時19分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか19分間の駐車	13-1	55	中	21 P9 (青●)	同上	0
C15-36	04/22	調査	谷沢	100	100	TP原町第4駐車場 17時43分～18時00分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか17分間の駐車	13-1	43	中右	21 P9 (青●)	同上	0
C15-37	04/22	調査	谷沢	400	400	原町4丁目第2駐車場 18時07分～19時56分 「市政相談」とされている	・繁華街・夜間	13-1	43	下中	21 P9 (赤62)	同上	0
C15-38	05/26	調査	谷沢	100	100	平野屋第3駐車場 10時29分～10時43分 「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか14分間の駐車	13-1	44	上中	21 P9 (青35)	同上	0
C15-39	06/26	調査	谷沢	300	300	アイベック原町第2駐車場(原町3-7-11) 08時51分～09時09分 「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか18分間の駐車・ありえない同日駐車である(駐車終了時刻とC15-40の駐車開始時刻が一致しており、ありえない駐車状況になっている)	13-1	45	中	21 P9 (青干)	同上	0
C15-41	04/19	調査	谷沢	120	120	多摩センター丘の上プラザ駐車場 14時27分～17時02分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・日曜日の午後	13-1	43	中左	21 P36	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-42	07/11	調査	谷沢	120	120	多摩センター丘の上プラザ駐車場 14時00分～16時19分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・土曜日の午後・長時間 2時間19分の駐車	13-1	46	上中	21 P36	同上	0
C15-43	10/04	調査	谷沢	240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 13時20分～17時19分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・日曜日の午後・長時間 3時間59分の駐車	13-1	50	上左	21 P36	同上	0
C15-44	12/12	調査	谷沢	120	120	多摩センター丘の上プラザ駐車場 17時16分～20時28分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・土曜日の夕方から夜間・長時間 3時間の駐車	13-1	52	上左	21 P36	同上	0
C15-45	01/14	調査	谷沢	120	120	多摩センター丘の上プラザ駐車場 17時16分～19時22分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・夜間・長時間 2時間6分の駐車	13-1	54	上中	21 P36	同上	0
C15-46	07/03	調査	谷沢	100	100	大和パーク駐車場(相模大野3-17-1) 18時36分～19時00分 「市政相談」とされている	・市外・短時間 わずか24分間の駐車	13-1	46	上左		同上	0
C15-47	09/27	調査	谷沢	100	100	大和パーク駐車場 13時57分～14時31分 「市政相談」とされている	・市外・短時間 わずか34分間の駐車	13-1	48	下中		同上	0
C15-48	03/31	調査	谷沢	100	100	大和パーク駐車場 16時26分～16時39分 「現地調査」とされている	・市外・短時間 わずか13分間の駐車	13-1	56	下右		同上	0
C15-49	05/17	調査	谷沢	600	600	青葉台東急スクエアA駐車場 17時39分～19時02分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・日曜日の夕方・夜間	13-1	44	上左		同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-50	12/20	調査	谷沢	600	600	イオン新百合ショッピングセンター駐車場 16時14分～20時42分 「市政相談」とされている	・商業施設・夜間 ・日曜日の夕方から夜 ・長時間 4時間40分の駐車	13-1	52	下右		同上	0
C15-51	03/26	調査	谷沢	600	600	イオン新百合ショッピングセンター駐車場16時53分～18時41分 「現地調査」とされている	・商業施設 ・土曜日の夕方	13-1	56	中		同上	0
C15-52	04/19	調査	佐藤	100	100	サン町旭体育館駐車場 11時26分～13時18分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日の昼 ・「町田市パトミントン連盟」の総会への参加。	13-1	73	下右	甲86-3 (自民党長村議員の行動記録) 甲158	佐藤議員が、町田市パトミントン連盟の総会に参加した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C15-53	09/09	調査	佐藤	250	250	サン町旭体育館 14時41分～17時56分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方 ・スポーツ施設の私的利用 土曜日(夜間) ・ダンス初心者講習会に参加	13-1	82	上左	甲163 甲164	佐藤議員が、町田市ダンススポーツ連盟の初心者講習会に参加した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	250
C15-54	09/16	調査	佐藤	250	250	サン町旭体育館 14時43分～18時02分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方	13-1	82	中	甲163 甲164	同上	250
C15-55	09/23	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館 15時07分～17時59分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日(祝日) 午後から夕方	13-1	82	中右	甲163 甲164	同上	200
C15-56	09/30	調査	佐藤	250	200	サン町旭体育館 14時57分～18時09分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方	13-1	82	下右	甲163 甲164	同上	200
C15-57	10/07	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館 14時49分～17時52分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方	13-1	83	中左	甲163 甲164	同上	200
C15-58	10/21	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館 14時56分～17時55分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方	13-1	84	上左	甲163 甲164	同上	200
C15-59	10/28	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館 14時53分～17時55分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方	13-1	84	中	甲163 甲164	同上	200
C15-60	11/04	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館 14時54分～17時53分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方	13-1	85	上左	甲163 甲164	同上	200
C15-61	11/18	調査	佐藤	200	200	サン町旭体育館 14時59分～18時02分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 水曜日 午後から夕方	13-1	85	下左		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-62	01/22	調査	佐藤	100	100	サン町旭体育館駐車場 09時43分～10時52分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 金曜日 午前	13-1	87	下左		佐藤議員が、町田市老人クラブ連合会主催の輪投げ大会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C15-63	03/27	調査	佐藤	150	150	サン町旭体育館駐車場 08時52分～11時15分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日 午前	13-1	89	下左		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-64	04/19	調査	佐藤	240	240	多摩センター中央第3駐車場 15時37分～16時40分 「市政相談」とされている	・商業施設 ・市外・日曜日の午後 (2015年統一地方選挙 4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	73	中右	21 P36	同上	0
C15-65	04/23	調査	佐藤	300	300	マグレバーキング駐車場(多摩センター) 18時45分～19時52分 「現地調査」とされている	・商業施設 ・市外・夜間 同上	13-1	74	中左	21 P36	同上	0
C15-66	04/25	調査	佐藤	100	100	コムパーク聖蹟桜ヶ丘第2駐車場 15時52分～16時22分 「現地調査」とされている	・市外・土曜日の午後 同上	13-1	74	下左	21 P38	【違法】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-67	04/25	調査	佐藤	300	300	マグレバーキング駐車場 16時47分～17時43分 「市政相談」とされている	・商業施設 ・市外・土曜日の午後 同上	13-1	75	上左	21 P36	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-68	04/25	調査	佐藤	300	300	マグレバーキング多摩センター駐車場 20時56分～21時36分 「現地調査」とされている	・商業施設 ・市外・土曜日深夜 同上	13-1	74	中	21 P36	同上	0
C15-69	04/27	調査	佐藤	200	200	小田急多摩センター第1駐車場 17時57分～19時25分 「市政相談」とされている	・商業施設・市外・夜間 夜間	13-1	75	上中	21 P36	同上	0
C15-73	04/05	調査	佐藤	100	100	町田中央公園駐車場 同上	・スポーツ施設の私的利用 日曜日 (町田中央公園駐車場はサン町旭体育館の駐車場)	13-1	73	上	甲159 甲160 甲161-1 甲161-2	佐藤議員が、町田市ソフトボール連盟の大会に参加した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C15-75	09/06	調査	佐藤	100	100	町田中央公園駐車場 同上	・スポーツ施設の私的利用 日曜日 ・「町田市ソフトボール連盟の秋季大会への参加」2台分の駐車料金(C15-74)を計上していた。 (町田中央公園駐車場はサン町旭体育館の駐車場)	13-1	81	中	甲159 甲160 甲161-1 甲161-2	同上	0
C15-76	06/13	調査	佐藤	800	800	高尾GSパーク(八王子市初沢町1278-2) 08時32分～12時37分 「現地調査」とされている	・違法(高尾駅そば)・土曜日 ・長時間 4時間05分の駐車	13-1	77	下左	甲175 甲176 (位置関係の地図)	佐藤議員が、労働組合の関係者と意見交換を行った際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C15-77	07/31	調査	佐藤	100	100	高尾GSパーク(八王子市初沢町1278-2) 14時55分～15時08分 「現地調査」とされている	・違法(高尾駅そば)・金曜日 ・短時間 わずか13分の駐車	13-1	79	中左	甲175 甲176 (位置関係の地図)	【違法】 評価であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【高尾駅そば】 佐藤議員が、八王子市議会議員と意見交換を行った際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C15-78	01/04	調査	佐藤	900	900	SPT高尾山駅南口駐車場 08時48分～13時33分 「現地調査」とされている	・違法(高尾駅そば) ・月曜日(新年早々)・長時間 4時間45分の駐車	13-1	87	上中	甲175 甲176 (位置関係の地図)	【違法】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【高尾駅そば】 佐藤議員が、八王子市議会議員と意見交換を行った際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C15-79	03/20	調査	佐藤	300	300	高尾GSパーク(八王子市初沢町1278-2) 12時55分～14時01分 「現地調査」とされている	・違法(高尾駅そば)・日曜日	13-1	89	中左	甲175 甲176 (位置関係の地図)	同上	0
C15-80	04/26	調査	佐藤	200	200	グランベリーモール駐車場 08時38分～12時01分 「現地調査」とされている	商業施設(グランベリーモールは町田市内に建設されたショッピングセンター)・日曜日 ・長時間 3時間23分の駐車	13-1	74	下中		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-81	10/06	調査	佐藤	900	900	イトーヨーカドー武蔵小金井店駐車場(小金井市) 13時34分～16時20分「現地調査」とされている	・商業施設・遠方 ・長時間2時間46分の駐車	13-1	83	上右		同上	0
C15-82	01/09	調査	佐藤	200	200	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時51分～11時30分「市政相談」とされている	・政党活動 商業施設での街頭活動(午前)・長時間・土曜日	13-1	87	中左	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C15-83	02/06	調査	佐藤	500	500	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時37分～11時57分「市政相談」とされている	・政党活動 商業施設での街頭活動(午前)・長時間・土曜日	13-1	88	中左	21 P22	同上	0
C15-84	03/05	調査	佐藤	500	500	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時44分～12時01分「市政相談」とされている	・政党活動 商業施設での街頭活動(午前)・長時間・土曜日	13-1	89	上左	21 P22	同上	0
C15-85	04/21	調査	佐藤	200	200	DAIICHI PARK府中幸町駐車場 15時13分～15時32分「現地調査」とされている	・遠方・短時間 わずか19分の駐車	13-1	74	上左		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-86	04/21	調査	佐藤	200	200	ショウワパーク西八王子駐車場 12時56分～13時25分「現地調査」とされている	・遠方・短時間 わずか29分の駐車	13-1	74	上中	甲175 甲176 (位置関係の地図)	同上	0
C15-87	08/21	調査	佐藤	200	200	パークつくし野駐車場 06時38分～08時32分「市政相談」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) 早期の駐車。東急東横線つくし野駅前でのチラシまきのための駐車と推測される。	13-1	80	中左	21 P24	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C15-88	11/18	調査	佐藤	200	200	パークつくし野駐車場 6時28分～8時43分「市政相談」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) 早期の駐車。東急東横線つくし野駅前でのチラシまきのための駐車と推測される。	13-1	85	下右	21 P24	同上	0
C15-89	07/13	調査	佐藤	300	300	平野屋第3駐車場 15時34分～16時34分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(次の駐車C15-90と矛盾)	13-1	78	下中	21 P9(青35)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-90	07/13	調査	佐藤	1,050	1,050	相模大野立体駐車場 16時48分～20時08分「市政相談」とされている	・市外 ・夜間まで ・ありえない同日駐車	13-1	78	下左		同上	0
C15-91	10/01	調査	佐藤	400	400	タイムズ森野第7駐車場 12時59分～14時41分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(次の駐車C15-92と矛盾: 時間差が6分あるが、Googleマップの移動時間は6～7分。実際に調査したところ駐車場の入口前まで7分かかった。) ・政党活動	13-1	83	上左	21 P30 24 P6	同上	0
C15-93	10/17	調査	佐藤	300	300	いなげや駐車場成瀬台店駐車場 9時54分～11時10分「市政相談」とされている	・商業施設	13-1	83	中右		同上	0
C15-95	11/09	調査	佐藤	100	100	町田市民病院駐車場 09時01分～11時44分「市政相談」とされている	・病院の私的利用・長時間 2時間43分の駐車・ありえない同日駐車(次の駐車C15-96と駐車時間が重なっている)	13-1	85	上右		【病院の私的利用】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	100
C15-96	11/09	調査	佐藤	100	100	パンダ駐車場(中町1丁目4-20) 11時37分～12時16分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(C15-95と駐車時間が重なっている)	13-1	85	中左	21 P9(黄8)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-97	01/15	調査	佐藤	800	800	NP024H立川北口パーキング 17時46分～19時40分「現地調査」とされている	・政党活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都21区総支部があり、そこでの会合などが目的であったと推測される。C-98も同様。 ・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.01.15 三多摩ブロック地協～2016新春の集いを盛大に開催～ 立川グランドホテルにて	13-1	87	中	21 P41 甲129-6	同上	0
C15-98	02/17	調査	佐藤	800	800	立川子ども未来センター駐車場 17時53分～20時21分「市政相談」とされている	・政党活動 ・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.02.17 三多摩ブロック地協「2016春季生活闘争を成功させる連合三多摩の集い」 たましんRISURUホールにて	13-1	88	中	21 P41 甲129-7	同上	0
C15-99	08/08	調査	佐藤	200	200	東海大学八王子病院駐車場(八王子市 石川町1838) 14時14分～15時03分「現地調査」とされている	・病院の私的利用 ・市外・土曜日の午後	13-1	80	上左		【病院の私的利用】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	200
C15-100	02/28	調査	佐藤	1,200	1,200	慶泉病院駐車場(町田市南町2-1-47) 13時05分～14時37分「市政相談」とされている	・病院の私的利用・日曜日の午後	13-1	88	上右		同上	1,200
C15-105	04/22	調査	河辺	400	400	せいせきタウンパーキング 19時7分～21時09分「現地調査」とされている	・遠方 ・深夜 (2015年統一地方選挙 4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	101	中右	21 P38 甲37	【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-106	04/25	調査	河辺	800	800	コムパーク聖蹟桜ヶ丘第2駐車場 07時39分～22時18分「現地調査」とされている	・遠方 ・早期 ・深夜 同上	13-1	101	中中	21 P38 甲37	同上	0
C15-107	04/27	調査	河辺	600	600	せいせきタウンパーキング 17時24分～20時19分「現地調査」とされている	・遠方・夜間 ・長時間 2時間55分の駐車 同上	13-1	101	中左	21 P38 甲37	同上	0
C15-108	04/28	調査	河辺	100	100	カーオアシス桜ヶ丘駐車場 13時32分～13時45分「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか13分の駐車	13-1	101	上中	21 P38 甲37	【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-109	12/23	調査	河辺	1,300	1,300	トラストパーク多摩センターエルモール駐車場 12時32分～19時50分「現地調査」とされている	・市外・祝日・長時間 7時間以上の駐車	13-1	113	下左	21 P36	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-110	12/25	調査	河辺	240	240	多摩センター丘の上プラザ 駐車場 13時29分～13時52分「現地調査」とされている	・商業施設・市外・短時間 わずか23分の駐車	13-1	113	下中	21 P36	同上	0
C15-111	01/20	調査	河辺	600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 11時21分～14時34分「現地調査」とされている	・市外・長時間 3時間10分の駐車	13-1	115	中右	21 P34	同上	0
C15-112	01/21	調査	河辺	600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 10時26分～18時19分「現地調査」とされている	・市外・長時間 約8時間の駐車	13-1	116	上左	21 P34	同上	0
C15-113	02/04	調査	河辺	600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 10時47分～17時42分「現地調査」とされている	・市外・長時間 約7時間の駐車	13-1	117	上左	21 P34	同上	0
C15-114	02/08	調査	河辺	600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 11時03分～14時39分「現地調査」とされている	・市外・長時間 3時間半の駐車	13-1	117	上右	21 P34	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-115	05/25	調査	河辺	800	800	fab南大沢駐車場 20時30分～23時00分 「現地調査」とされている	・市外・深夜・長時間 2時間30分の駐車	13-1	103	上中	21 P34	同上	0
C15-116	06/22	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 17時34分～23時02分 「現地調査」とされている	・市外・深夜・長時間 5時間半の駐車	13-1	104	中右	21 P34	同上	0
C15-117	07/02	調査	河辺	500	500	アットパーク町田第一 10時27分～12時51分 「市政相談」とされている	・繁華街	13-1	105	下左	21 P34	同上	0
C15-118	07/02	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 14時52分～21時46分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・深夜・長時間 約7時間の駐車	13-1	106	中左	21 P34	同上	0
C15-119	07/16	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 07時37分～13時42分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約6時間の駐車	13-1	105	中左	21 P34	同上	0
C15-120	08/05	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 16時45分～21時26分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・深夜・長時間 4時間半の駐車	13-1	107	中中	21 P34	同上	0
C15-121	08/05	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 07時08分～14時43分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 早朝より約7時間半の駐車	13-1	107	下左	21 P34	同上	0
C15-122	08/06	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 11時50分～15時58分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約4時間の駐車	13-1	107	下中	21 P34	同上	0
C15-123	09/23	調査	河辺	900	900	南大沢駅前パーキング 11時28分～17時59分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約6時間半の駐車	13-1	109	中中	21 P34	同上	0
C15-124	10/16	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 11時21分～16時50分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約5時間半の駐車	13-1	110	中中	21 P34	同上	0
C15-125	10/18	調査	河辺	900	900	南大沢駅前パーキング 13時48分～18時26分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約4時間半の駐車	13-1	111	上右	21 P34	同上	0
C15-126	10/26	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 13時34分～18時10分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約4時間半の駐車	13-1	110	下左	21 P34	同上	0
C15-127	11/08	調査	河辺	800	800	fab南大沢駐車場 11時47分～14時16分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 2時間29分の駐車	13-1	112	下左	21 P34	同上	0
C15-128	11/11	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 14時27分～18時27分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 4時間の駐車	13-1	112	中右	21 P34	同上	0
C15-129	12/11	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 12時07分～16時03分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約4時間の駐車	13-1	113	中左	21 P34	同上	0
C15-130	12/18	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 11時12分～14時40分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 3時間半の駐車	13-1	113	中右	21 P34	同上	0
C15-131	12/21	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 10時32分～20時10分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・夜間・長時間 約9時間半の駐車	13-1	113	中中	21 P34	同上	0
C15-132	01/06	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 09時47分～16時03分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約6時間半の駐車	13-1	115	中左	21 P34	同上	0
C15-133	01/13	調査	河辺	600	600	南大沢駅前パーキング 17時00分～21時17分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約4時間の駐車・深夜	13-1	115	下右	21 P34	同上	0
C15-134	02/20	調査	河辺	900	900	南大沢駅前パーキング 15時45分～20時32分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前)・長時間 約5時間の駐車・夜間	13-1	117	下右	21 P34	同上	0
C15-135	08/07	調査	河辺	600	600	NPC 24H立川北口パーキング 18時23分～19時32分 「現地調査」とされている	・政庁活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都21区総支部があり、そこでの会合などのためであったと推測される。以下C-140まで、同様。 ・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2015.8.07 三多摩ブロック地協「第3回女性委員会・学習会」開催～梶浦 稲城市議会議員の講話 三多摩労働会館にて	13-1	107	中右	21 P41 甲129-4	同上	0
C15-136	10/30	調査	河辺	200	200	立川SHSパーク 16時19分～16時54分 「現地調査」とされている	・遠方・政庁活動	13-1	111	上中	21 P41	【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-137	11/19	調査	河辺	600	600	NPC 24H立川北口パーキング 14時01分～15時31分 「現地調査」とされている	・遠方・政庁活動 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2015.11.19 三多摩ブロック地協「第14回定期総会」を開催 立川グランドホテルにて	13-1	112	上右	21 P41 甲129-5	同上	0
C15-138	01/15	調査	河辺	800	800	NPC 24H立川北口パーキング 18時00分～19時42分 「現地調査」とされている	・遠方・政庁活動・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.01.15 三多摩ブロック地協～2016新春の集いを盛大に開催～ 立川グランドホテルにて	13-1	115	下左	21 P41 甲129-6	同上	0
C15-139	01/20	調査	河辺	800	800	NPC 24H立川北口パーキング 18時14分～20時5分 「現地調査」とされている	・遠方・政庁活動・夜間 ・同上	13-1	116	上中	21 P41	同上	0
C15-140	02/17	調査	河辺	400	400	パーク鎮町第5駐車場(立川) 18時23分～20時12分 「現地調査」とされている	・遠方・政庁活動・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.02.17 三多摩ブロック地協「2016春季生活闘争を成功させる 連合三多摩の集い」 たましんRISURUホールにて	13-1	117	中中	21 P41 甲129-7	同上	0
C15-141	04/04	調査	河辺	1,700	1,700	アイベック町田第10駐車場 8時31分～19時36分 「市政相談」とされている	・繁華街・夜間 ・長時間 約11時間の駐車	13-1	101	上右	21 P9(赤65)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-142	04/04	調査	河辺	800	800	FP第2 株式会社タマパーク 19時48分～22時28分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 2時間40分の駐車	13-1	101	上左	21 P9(ピンク9)	同上	0
C15-143	05/04	調査	河辺	650	650	リパーク相原駅前駐車場(JR横浜線 相原駅前) 12時57分～17時23分 「市政相談」とされている	・長時間 4時間半の駐車 (河辺議員の自宅から八王子方面に出る場合、JR横浜線の相原駅、相本駅は乗客駅)	13-1	103	上右	21 P26	同上	0
C15-144	06/26	調査	河辺	200	200	森野第7駐車場 森野交差点そばの駐車場。(森野2-2b) 17時17分～17時23分 「市政相談」とされている	・政庁活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。同所訪問のための駐車、すなわち政庁活動のためと推察 ありえない同日駐車(次の駐車C15-145と矛盾) 5分では移動不可能。グーグルマップの移動時間は5～7分。実際に踏査したところ駐車場の入口前までで6分かかった ・短時間 わずか6分間の駐車	13-1	104	上中	21 P30 24 P①	同上	0
C15-145	06/26	調査	河辺	400	400	アットパーク町田第1駐車場 17時28分～19時26分 「市政相談」とされている	・政庁活動 ・繁華街・夜間 ・ありえない同日駐車(C15-144から5分では移動困難)	13-1	104	中左	21 P9(緑50) 24 P①	同上	0
C15-146	07/09	調査	河辺	200	200	タマパークホテルラポール千寿間駐車場 16時18分～20時33分 「市政相談」とされている	・商業施設・夜間 ・長時間の駐車 3時間半以上	13-1	105	上右	21 P9(紫20)	同上	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-147	07/09	調査	河辺	300	300	平野第三駐車場 20時41分～21時40分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜	13-1	106	下右	21 P9(青35)	同上	0
C15-148	08/06	調査	河辺	100	100	アットパーク町田第1駐車場 10時10分～10時38分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか28分の駐車	13-1	107	下右	21 P9(緑50)	同上	0
C15-149	08/22	調査	河辺	200	200	ナビパーク産沼台第3駐車場(相模原市中央区産沼台2丁目22) 18時08分～18時17分 「現地調査」とされている	・短時間 わずか10分の駐車	13-1	107	上中		同上	0
C15-150	08/24	調査	河辺	600	600	タイムズ森野第10駐車場 11時34分～12時48分 「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(次の駐車C15-151と駐車時間が重なっている) ・同日4回の駐車	13-1	108	上中	21 P9(緑64)	同上	600
C15-151	08/24	調査	河辺	400	400	タイムズ森野第10駐車場 12時33分～13時25分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車(C15-150と駐車時間が重なっている。C15-152の駐車開始時刻との差は2分。2分では移動不可能。Googleマップの移動時間は2～3分。実際に調査したところ駐車場の入口までで4分かかった)	13-1	107	中左	21 P9(緑64) 24 P⑩	同上	0
C15-152	08/24	調査	河辺	150	150	タマパーク森野駐車場 13時27分～13時38分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか9分の駐車 ・ありえない同日駐車(C15-151の駐車終了時刻と、C15-152の駐車開始時刻の差は2分。2分では移動困難)	13-1	108	上右	21 P9(緑40) 24 P⑩	同上	150
C15-153	08/24	調査	河辺	800	800	森野第7駐車場(森野2-26) 16時11分～20時20分 「市政相談」とされている	・政党活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。 ・夜間・長時間 4時間以上の駐車	13-1	107	上左		同上	0
C15-154	10/01	調査	河辺	200	200	タマパーク中町駐車場 12時24分～12時55分 「市政相談」とされている	・繁華街・ありえない同日駐車(次の駐車C15-155と矛盾。3分では移動不可能。Googleマップの移動時間は3分。実際に調査したところ駐車場の入口までで3分を要した)	13-1	110	中左	21 P9(黄3) 24 P⑩	同上	0
C15-155	10/01	調査	河辺	400	400	タイムズ森野第7駐車場 12時59分～14時41分 「市政相談」とされている	・政党活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。 ・ありえない同日駐車(C15-154と矛盾。3分では移動困難)	13-1	110	上左	21 P30 24 P⑩	同上	0
C15-156	10/19	調査	河辺	200	200	タマパークホテルラポール千寿閣駐車場 17時02分～17時12分 「市政相談」とされている	・商業施設・短時間 わずか10分の駐車 ・繁華街	13-1	110	上中	21 P9(紫20)	同上	0
C15-157	01/10	調査	河辺	1,500	1,500	パンダ駐車場(中町) 13時29分～18時27分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間約5時間の駐車	13-1	115	上左	21 P9(黄8)	同上	0
C15-158	09/21	調査	河辺	1,300	1,300	コインパーク東伏見 STEP22駐車場(西京区) 11時42分～15時30分 「現地調査」とされている	・遠方・休日 ・長時間 3時間半の駐車	13-1	109	上左		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-159	10/06	調査	河辺	800	800	タイムズJR武蔵小金井南口ビル駐車場 13時58分～16時38分 「現地調査」とされている	・遠方・同日2回の駐車 ・長時間 2時間40分の駐車	13-1	110	下右		同上	0
C15-160	10/06	調査	河辺	200	200	タイムパーキング宮西町駐車場(府中市宮西町5丁目6) 17時17分～17時42分 「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか25分の駐車	13-1	111	上左		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-161	01/23	調査	河辺	200	200	グランベリーモール駐車場 17時31分～20時48分 「市政相談」とされている	・商業施設・土曜日の夜間 ・長時間 3時間以上の駐車 ・「グランベリーモール」は、南町田駅前にあったショッピングモール。現在は「グランベリーパーク」	13-1	116	上右		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-162	06/10	調査	戸塚	800	800	タイムズFPT第7駐車場 18時47分～20時47分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・夜間・長時間 2時間の駐車	13-1	144	中右	21 P9(ピンク14)	同上	0
C15-163	07/11	調査	戸塚	1,100	1,100	タイムズ町田シバヒロ駐車場 06時51分～13時13分 「市政相談」とされている	・早期・繁華街 ・長時間 早期より6時間以上の駐車	13-1	146	上右	21 P9(黄1)	同上	0
C15-164	08/24	調査	戸塚	800	800	FP第1 株式会社タマパーク 20時18分～22時41分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 約2時間半	13-1	147	中左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C15-165	08/24	調査	戸塚	600	600	アイベック町田中町駐車場(中町2丁目10) 15時57分～20時10分 「市政相談」とされている	・繁華街・夜間 ・長時間 4時間以上の駐車	13-1	147	下右		同上	0
C15-166	09/02	調査	戸塚	1,000	1,000	FP第1 株式会社タマパーク 19時45分～23時12分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 3時間半の駐車	13-1	149	上左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C15-167	10/20	調査	戸塚	200	200	ナビパーク森野第2駐車場 12時19分～12時54分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・ありえない同日駐車(駐車終了時刻と次のC15-168の駐車開始時刻との差は4分。Googleマップの移動時間は4～5分とされている。)	13-1	150	上中	21 P9(緑41) 24 P⑩	同上	0
C15-168	10/20	調査	戸塚	400	400	タイムズ森野第7駐車場 12時58分～14時22分 「市政相談」とされている	・政党活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。 ・ありえない同日駐車(C15-167からの移動は困難)	13-1	150	中中	21 P30 24 P⑩	同上	0
C15-169	11/18	調査	戸塚	1,000	1,000	FP第1 株式会社タマパーク(原町田6丁目28-12) 13時05分～22時21分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 9時間以上の駐車 ・ありえない同日駐車(次のC15-170の駐車時間が重なっている)	13-1	151	中左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C15-170	11/18	調査	戸塚	1,200	1,200	タイムズ北幸第5駐車場(横浜西区) 17時40分～19時42分 「市政相談」とされている	・夜間・遠方 ・ありえない同日駐車(C15-169の駐車時間と重なっている)	13-1	151	中右		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	1,200
C15-171	11/27	調査	戸塚	400	400	リパークJR町田駅前第2駐車場(原町田1-2-5) 21時19分～21時53分 「市政相談」とされている	・深夜	13-1	151	下右	21 P9(紫●)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-172	11/27	調査	戸塚	1,500	1,500	コインパークA-627芝第2駐車場(港区芝2丁目)の駐車場。地下鉄芝公園駅付近) 16時03分～17時17分 「現地調査」とされている	・遠方	13-1	151	下左		評価であって、事実の主張ではない。	0
C15-173	12/08	調査	戸塚	600	600	原町田4丁目第2駐車場 18時30分～21時30分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 3時間の駐車	13-1	152	上左	21 P9(赤65)	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-174	12/28	調査	戸塚	1,000	1,000	FP第1 株式会社タマパーク 09時52分～13時16分 「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 3時間以上の駐車	13-1	152	上中	21 P9(ピンク6)	同上	0
C15-175	01/09	調査	戸塚	800	800	タマパークホテルラポール千寿閣駐車場 11時41分～14時58分 「市政相談」とされている	・商業施設・長時間 3時間以上の駐車	13-1	153	中左	21 P9(紫20)	同上	0
C15-176	01/12	調査	戸塚	400	400	FP第1 株式会社タマパーク 6時37分～8時50分 「市政相談」とされている	・繁華街・早期 ・長時間 2時間13分の駐車	13-1	154	上右	21 P9(ピンク6)	同上	0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-177	01/14	調査	戸塚	1,300	1,300	ショウワパーク町田駅前 16時40分～22時16分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 5時間36分の駐車	13-1	154	下左	21 P9(青89) 甲200-1 甲200-1(写真) 甲200-2 甲200-3	同上	0
C15-178	01/28	調査	戸塚	600	600	タマパーク原町田第40駐車場 10時57分～12時26分 「市政相談」とされている	・繁華街	13-1	154	中右	21 P9(赤31)	同上	0
C15-179	01/28	調査	戸塚	2,000	2,000	1847芝公園第2駐車場(芝公園駅付近の駐車場)13時27分～14時53分 「市政相談」とされている	・遠方	13-1	154	下左		評価であって、事実の主張ではない。	0
C15-180	02/24	調査	戸塚	900	900	タマパーク原町田第27駐車場 15時22分～17時27分 「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間以上の駐車	13-1	155	下中	見えず	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-181	02/24	調査	戸塚	400	400	平野第3駐車場 17時31分～18時43分 「市政相談」とされている	・繁華街	13-1	155	下右	21 P9(青35)	同上	0
C15-182	02/25	調査	戸塚	450	450	タマパーク森野駐車場 21時55分～23時02分 「市政相談」とされている	・繁華街(町田駅前の駐車場) ・深夜 ・ありえない同日駐車(次の駐車C15-183と駐車時間が重なっている)	13-1	155	中中	21 P9(緑40)	同上	450
C15-183	02/25	調査	戸塚	400	400	原町田4丁目第2駐車場 20時05分～21時49分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・ありえない同日駐車(C15-182と駐車時間が重なっている)	13-1	155	中右	21 P9(赤62)	同上	0
C15-184	03/18	調査	戸塚	300	300	1P原町田第53駐車場 13時12分～13時18分 「市政相談」とされている	短時間 わずか6分の駐車	13-1	156	中左	21 P9(オレンジ23)	同上	0
C15-185	03/13	調査	戸塚	300	300	タマパーク原町田第21駐車場 16時20分～16時28分 「市政相談」とされている	短時間 わずか8分の駐車	13-1	156	中中	21 P9(青57)	同上	0
C15-186	03/24	調査	戸塚	800	800	FP第1株式会社タマパーク 19時51分～22時25分 「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 2時間34分の駐車	13-1	156	上右	21 P9(ピンク6)	同上	0
C15-187	08/23	調査	河辺	1,200	1,200	神宮前第1駐車場 17時7分～18時47分 「現地調査」とされている	・遠方 ・日曜日の神宮前での駐車	13-1	107	上右		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-188	04/10	調査	戸塚	1,000	1,000	日暮里駅前駐車場 14時30分～16時05分 「現地調査」とされている	・遠方	13-1	142	下左		評価であって、事実の主張ではない。	0
C15-189	11/27	調査	戸塚	1,500	1,500	芝第2駐車場(港区芝)16時03分～17時17分 「現地調査」とされている	・遠方	13-1	151	下左		同上	0
C15-190	11/19	調査	戸塚	600	600	NPC 24H立川北口パーキング 14時10分～15時19分 「現地調査」とされている	・政党活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都21区総支部があり、そこでの会合等のためであったと推測される。 連合東京 三多摩ブロック地位ニュース 2015.11.19 三多摩ブロック地位協「第14回定期総会」を開催 立川グラントホテルにて	13-1	151	上中	21 P41 甲129-5	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-191	04/04	調査	森本	400	400	神龍パーキング(鶴川駅前)11時30分～13時06分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前	13-1	157	中左	21 P19	同上	0
C15-192	05/07	調査	森本	200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時37分～10時11分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(次のC15-193と駐車時間が重なっている)	13-1	160	上右	21 P19	同上	0
C15-193	05/07	調査	森本	1,000	1,000	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 9時38分～12時48分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(C15-192と駐車時間が重なっている)	13-1	160	上中	21 P19	同上	1,000
C15-194	05/10	調査	森本	200	200	アイベック鶴川第1駐車場 10時13分～10時29分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか16分間の駐車	13-1	160	下左	21 P19	同上	0
C15-195	05/23	調査	森本	1,000	1,000	GSパーク鶴川駐車場 10時06分～16時32分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 6時間半の駐車	13-1	161	中右	21 P19	同上	0
C15-196	06/02	調査	森本	400	400	タイムズ鶴川駐車場 09時22分～09時32分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか10分の駐車	13-1	162	上中	21 P19	同上	0
C15-197	06/27	調査	森本	500	500	神龍パーキング(鶴川駅前) 09時59分～12時02分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(次の駐車C15-198と駐車時間が重なっている)	13-1	163	上右	21 P19	同上	500
C15-198	06/27	調査	森本	400	400	神龍パーキング(鶴川駅前) 10時26分～12時01分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(C15-197と駐車時間が重なっている)	13-1	163	上中	21 P19	同上	0
C15-199	07/06	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時34分～11時52分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか18分の駐車	13-1	164	上中	21 P19	同上	0
C15-200	07/10	調査	森本	600	600	神龍パーキング(鶴川駅前) 13時00分～15時49分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(次の駐車C15-201と駐車時間が重なっている)	13-1	165	上左	21 P19	同上	600
C15-201	07/10	調査	森本	300	300	神龍パーキング(鶴川駅前) 15時19分～16時34分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・ありえない同日駐車(C15-200と駐車時間が重なっている)	13-1	164	下右	21 P19	同上	0
C15-202	10/26	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時59分～18時05分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	13-1	171	上中	21 P19	同上	0
C15-203	10/30	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時10分～09時23分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか13分の駐車	13-1	171	上右	21 P19	同上	0
C15-204	11/02	調査	森本	1,000	1,000	GSパーク鶴川駐車場 09時24分～15時33分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 6時間以上の駐車	13-1	172	上左	21 P19	同上	0
C15-205	11/24	調査	森本	600	600	タイムズ鶴川駐車場 14時44分～15時50分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・不自然な同日駐車(同日2回、鶴川駅前で駐車C15-206)	13-1	172	下中	21 P19	同上	0
C15-206	11/24	調査	森本	300	300	タイムズ鶴川駐車場 18時44分～19時40分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・不自然な同日駐車(同日2回、鶴川駅前で駐車C15-205)	13-1	172	下右	21 P19	同上	0
C15-207	11/26	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 9時26分～9時32分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	13-1	173	上左	21 P19	同上	0
C15-208	11/27	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 9時21分～9時30分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか9分の駐車	13-1	173	上中	21 P19	同上	0
C15-209	01/27	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時24分～11時34分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか10分の駐車	13-1	177	上中	21 P19	同上	0
C15-210	02/22	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時42分～11時47分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか5分の駐車	13-1	178	上中	21 P19	同上	0
C15-211	02/24	調査	森本	100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時12分～16時27分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか15分の駐車	13-1	178	中左	21 P19	同上	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-212	03/25	調査	森本	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時27分～08時50分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・政党活動 早期の駐車。小田急線鶴川駅前での街頭宣伝のための駐車と推測される。以下C-218まで同様	13-1	180	中右	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C15-213	08/25	調査	森本	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時15分～08時53分 「市政相談」とされている	・同上	13-1	167	下左	21 P19	同上	0
C15-214	08/27	調査	森本	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時20分～08時45分 「市政相談」とされている	・同上	13-1	168	下中	21 P19	同上	0
C15-215	09/16	調査	森本	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時20分～08時45分 「市政相談」とされている	・同上	13-1	169	中中	21 P19	同上	0
C15-216	12/07	調査	森本	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時25分～08時51分 「市政相談」とされている	・同上	13-1	174	中左	21 P19	同上	0
C15-217	12/09	調査	森本	300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時30分～08時46分 「市政相談」とされている	・同上	13-1	174	中中	21 P19	同上	0
C15-218	12/25	調査	森本	1,050	1,050	ファイベック鶴川第1駐車場 06時22分～08時49分 「市政相談」とされている	・同上	13-1	175	下右	21 P19	同上	0
C15-219	04/19	調査	森本	400	400	京王堀之内第2駐車場 14時43分～15時19分 「現地調査」とされている	・市外・日曜日 (2015年統一地方選挙4月19日告示、4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	157	下中		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-220	04/19	調査	森本	1,000	1,000	タウンパーキング多摩センター駐車場 15時39分～20時19分 「現地調査」とされている	・市外・日曜日・夜間まで 長時間4時間半の駐車 同上	13-1	157	下右	21 P36	同上	0
C15-221	04/23	調査	森本	400	400	タウンパーキング多摩センター駐車場 19時17分～21時05分 「現地調査」とされている	・市外・深夜 ・C15-236、C15-237、C15-238と同日の動き 同上	13-1	158	上左	21 P36	同上	0
C15-222	04/24	調査	森本	840	840	グリーンロード永山駐車場 15時24分～18時43分 「現地調査」とされている	・市外・商業施設 京王線・小田急線 永山駅直結のショッピングセンター駐車場・長時間 3時間以上の駐車 (2015年統一地方選挙4月19日告示、4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	158	下中		同上	0
C15-223	04/25	調査	森本	200	200	駐車場名不明 16時37分～17時37分 「現地調査」とされている	・不自然な同日駐車 (4回：C15-224、C15-225、C15-249) 同上	13-1	159	上右		同上	0
C15-224	04/25	調査	森本	240	240	グリーンロード永山駐車場 20時05分～20時35分 「現地調査」とされている	・市外・夜間・商業施設 京王線・小田急線 永山駅直結のショッピングセンター駐車場 ・短時間 わずか30分の駐車 ・不自然な同日駐車 (4回：C15-223、C15-225、C15-249) (2015年統一地方選挙4月19日告示、4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	159	上中		同上	0
C15-225	04/25	調査	森本	300	300	小田急多摩センター第1駐車場 20時43分～21時35分 「現地調査」とされている	・市外・深夜 ・不自然な同日駐車 (4回：C15-223、C15-224、C15-249) (2015年統一地方選挙4月19日告示、4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	159	上左		同上	0
C15-226	04/26	調査	森本	240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 13時02分～16時44分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設・日曜日・長時間3時間半の駐車	13-1	159	下左	21 P36	同上	0
C15-227	04/27	調査	森本	300	300	マグレパーキング(多摩センター) 18時05分～19時12分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設・夜間	13-1	159	下中	21 P36	同上	0
C15-228	10/26	調査	森本	240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 10時17分～13時45分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設・長時間3時間半の駐車	13-1	171	上左	21 P36	同上	0
C15-229	08/26	調査	森本	200	200	立川駅北口パーキング 10時42分～11時10分 「現地調査」とされている	・政党活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都21区総支部があり、そこでの会議などが目的であったと推測される。C-230、C-31、C-234、C-235まで同様。 ・短時間 わずか28分間の駐車	13-1	168	上右	21 P41	同上	0
C15-230	09/26	調査	森本	700	700	バラカ株式会社 2199立川市曙町第2 10時16分～12時10分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・同上	13-1	169	下左	21 P41	同上	0
C15-231	11/19	調査	森本	1,400	1,400	K' Sパーク曙町第2駐車場(立川) 08時08分～15時19分 「現地調査」とされている 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2015.11.19 三多摩ブロック地協「第14回定期総会」を開催 立川グランドホテルにて	・政党活動 ・長時間 7時間以上の駐車	13-1	172	中	21 P41 甲129-5	同上	0
C15-232	12/16	調査	森本	400	400	KSパーク曙町第2駐車場(立川) 11時40分～12時55分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・ありえない同日駐車(次の駐車C15-233と駐車時間が重なっている)	13-1	174	下右	21 P41	同上	400
C15-233	12/16	調査	森本	200	200	KSパーク曙町第2駐車場(立川) 12時29分～12時53分 「市政相談」とされている	・政党活動 ・短時間 わずか24分 ・ありえない同日駐車 (C15-232と駐車時間が重なっている)	13-1	175	上左	21 P41	同上	0
C15-234	01/15	調査	森本	600	600	バラカ株式会社 2199立川市曙町第2 18時17分～19時39分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.01.15 三多摩ブロック地協～2016新春の集いを盛大に開催～ 立川グランドホテルにて	13-1	176	下左	21 P41 甲129-6	同上	0
C15-235	02/17	調査	森本	600	600	立川ナビパーク曙町第1駐車場 18時50分～20時09分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.02.17 三多摩ブロック地協「2016春季生活闘争を成功させる連合三多摩の集い」 たましんRISURUホールにて	13-1	179	下右	21 P41 甲129-7	同上	0
C15-236	04/23	調査	森本	300	300	東久留米町ミウラパーキング(東久留米市本町1-5-16) 11時03分～12時50分 「現地調査」とされている	・連方 ・不自然な同日駐車 (3回：C15-237、C15-238) C15-221も同日	13-1	158	下左	(東久留米市)	【連方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C15-237	04/23	調査	森本	600	600	NTTL・バルク東久留米駐車場(東久留米市幸町3丁目4-7) 12時56分～15時01分 「現地調査」とされている	・連方 ・不自然な同日駐車 (3回：C15-236、C15-238) C15-221も同日 ・長時間2時間5分の駐車	13-1	158	上中	(東久留米市)	同上	0
C15-238	04/23	調査	森本	300	300	パークプラザ府中幸町駐車場(府中市幸町1丁目2番地) 18時10分～18時52分 「現地調査」とされている	・連方・夜間 ・不自然な同日駐車 (3回：C15-236、C15-237) C15-221も同日	13-1	158	上右	府中市	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-239	09/15	調査	森本	200	200	武蔵野駅前駐車場(武蔵野市) 14時55分～15時14分「現地調査」とされている	・遠方 ・短時間 わずか19分の駐車	13-1	169	中左	武蔵野市	【遠方】 詳細であって、事実の主張ではない。 【短時間】 使途基準不適合性を確認させる事実とはいえない。	0
C15-240	04/04	調査	森本	500	500	タイムズ24森野第5駐車場 9時25分～11時04分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(次の駐車C-241、C-242と駐車時間が重なっている)	13-1	157	上左	21 P9(水色14)	使途基準不適合性を確認させる事実とはいえない。	500
C15-241	04/04	調査	森本	500	500	タイムズ24森野第5駐車場 9時26分～11時03分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車(次の駐車C-240、C-242と駐車時間が重なっている)	13-1	157	上中	21 P9(水色14)	同上	500
C15-242	04/04	調査	森本	400	400	タイムズ24森野第5駐車場 9時57分～11時01分「市政相談」とされている	・ありえない同日駐車 次の駐車C-240、C-241と駐車時間が重なっている	13-1	157	上右	21 P9(水色14)	同上	0
C15-243	05/15	調査	森本	1,100	1,100	アットパーク町田第2駐車場 11時07分～16時22分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 5時間以上の駐車	13-1	160	下中	21 P9(黄63)	同上	0
C15-244	05/21	調査	森本	900	900	アットパーク町田第2駐車場 09時53分～13時56分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 4時間の駐車	13-1	161	中左	21 P9(黄63)	同上	0
C15-245	11/24	調査	森本	800	800	原町田4丁目第2駐車場 10時14分～14時06分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間3時間半の駐車	13-1	172	下左	21 P9(赤62)	同上	0
C15-246	12/06	調査	森本	400	400	タイムズ町田シバヒロ駐車場 10時10分～11時44分「市政相談」とされている	・繁華街 ・不自然な同日駐車(次の駐車C15-247で39分後に戻って再駐車している)	13-1	174	上中	21 P9(黄1)	同上	0
C15-247	12/06	調査	森本	100	100	タイムズ町田シバヒロ駐車場 12時25分～13時19分「市政相談」とされている	・繁華街 ・不自然な同日駐車(C15-246の39分後に戻って再駐車している)	13-1	174	上右	21 P9(黄1)	同上	0
C15-248	01/14	調査	森本	900	900	タイムズ森野第5駐車場 08時20分～21時22分「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜・長時間13時間の駐車(町田青年会議所賀詞交歓会)	13-1	176	中左	21 P9(水色14) 甲200-1 甲200-1(写真) 甲200-2 甲200-3	同上	0
C15-249	04/25	調査	森本	300	300	京王コインパーク南大沢第1駐車場 17時53分～18時56分「現地調査」とされている	・市外 ・不自然な同日駐車(4回:C15-223、C15-224、C15-225) (2015年統一地方選挙4月19日告示、4月26日多摩市議会議員選挙投票日)	13-1	158	下右	21 P34	同上	0
C15-250	08/25	調査	森本	100	100	鶴川団地センター名店街 13時16分～13時33分「市政相談」とされている	・商業施設・短時間わずか17分の駐車 ・不自然な同日駐車(次のC15-251で25分後に戻って再駐車している)	13-1	168	上中		同上	0
C15-251	08/25	調査	森本	300	300	鶴川団地センター名店街 13時58分～16時17分「市政相談」とされている	・商業施設・不自然な同日駐車(C15-250の25分後に戻って再駐車している)	13-1	168	上左		同上	0
C15-252	05/20	調査	森本	300	300	三井のリパーク新百合ヶ丘駅前第2駐車場 15時09分～15時49分「現地調査」とされている	・市外	13-1	161	上右		同上	0
C15-253	06/15	調査	森本	900	900	三井のリパーク新百合ヶ丘駅前第2駐車場 10時46分～13時18分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間2時間32分の駐車	13-1	162	中右		同上	0
C15-254	09/12	調査	森本	600	600	三井のリパーク新百合ヶ丘駅前第2駐車場 13時58分～15時53分「現地調査」とされている	・市外	13-1	169	上左		同上	0
C15-255	01/08	調査	森本	900	900	三井のリパーク新百合ヶ丘駅前第4駐車場 11時07分～13時50分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間2時間43分の駐車	13-1	177	中中		同上	0
C15-256	03/21	調査	森本	900	900	三井のリパーク新百合ヶ丘駅前第2駐車場 14時16分～17時05分「現地調査」とされている	・市外 ・長時間2時間49分の駐車	13-1	180	中中		同上	0
C15-257	08/26	調査	森本	400	400	NPE横山町駐車場(八王子) 12時17分～13時24分「現地調査」とされている	・市外	13-1	168	下左		同上	0
C15-258	10/02	調査	森本	800	800	いちようホール駐車場(八王子) 09時57分～12時42分「現地調査」とされている	・市外・長時間2時間45分の駐車	13-1	170	上左		同上	0
C15-259	12/12	調査	森本	500	500	コムパーク明神町第8駐車場(八王子) 14時49分～16時16分「現地調査」とされている	・市外	13-1	174	下左		同上	0
合計額					132,740								10,000
C16-11	05/25	調査		100	100	N.P.E横山町駐車場(八王子市横山町16) 18時22分～19時22分「現地調査」とされている	・市外・夜間	14-1	111	中右		同上	0
C16-12	07/18	調査		400	400	パーク24八王子散田町駐車場 14時11分～15時35分「現地調査」とされている	・市外 ・高尾駅付近での駐車	14-1	133	下左	甲175 甲176(位置関係の地図)	同上	0
C16-13	09/28	調査		600	600	リパーク八王子本町第2駐車場 09時14分～11時13分「市政相談」とされている	・市外・長時間 2時間の駐車	14-1	174	下右		同上	0
C16-14	11/29	調査		800	800	NPC24H八王子第5駐車場 17時54分～19時29分「市政相談」とされている	・市外・夜間	14-1	193	上左		同上	0
C16-15	11/29	調査		600	600	リパーク八王子安町1丁目駐車場 17時46分～19時37分「現地調査」とされている	・市外・夜間 ・同上	14-1	199	中		同上	0
C16-16	11/29	調査		840	840	JR貨物八王子駅南口立体駐車場 18時02分～19時38分「現地調査」とされている	・市外・夜間 ・同上	14-1	200	上右		同上	0
C16-17	04/24	調査		300	300	イオン新百合ヶ丘ショッピングセンター駐車場 16時28分～20時04分「現地調査」とされている	・商業施設・夜間・日曜日 ・長時間 3時間半の駐車	14-1	87	中右		同上	0
C16-18	04/30	調査		300	300	イオン新百合ヶ丘ショッピングセンター駐車場 17時01分～20時41分「現地調査」とされている	・商業施設・夜間・土曜日・長時間 3時間半の駐車	14-1	87	下左		同上	0
C16-19	10/01	調査		200	200	町田シバヒロ駐車場 13時21分～13時40分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか19分間の駐車	14-1	177	上左	21 P9(黄1)	同上	0
C16-20	10/23	調査		800	800	町田シバヒロ駐車場 07時22分～10時48分「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 3時間以上の駐車	14-1	186	上左	21 P9(黄1)	同上	0
C16-21	01/05	調査		200	200	タイムズFPT第7駐車場(タマパーク) 原町田6-20 13時23分～13時39分「現地調査」とされている	・繁華街・短時間 わずか16分の駐車	14-1	218	中右	21 P9(ピンク14)	同上	0
C16-22	01/18	調査		1,000	1,000	FP第1 株式会社タマパーク(原町田) 13時41分～17時02分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間21分の駐車	14-1	230	上左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-23	02/22	調査		400	400	FP第1 株式会社タマパーク 21時55分～22時40分「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜	14-1	230	下中	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-24	03/27	調査		1,000	1,000	FP第1 株式会社タマパーク 17時30分～22時51分「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜・長時間 4時間21分の駐車	14-1	230	下左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-25	03/31	調査		1,000	1,000	FP第1 株式会社タマパーク 1?時見えず分～23時見えず分「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜 ・長時間 金額から推測すると4時間以上か	14-1	230	中左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-26	04/04	調査		1,000	1,000	FP第1 株式会社タマパーク 18時56分～23時15分「市政相談」とされている	・繁華街 ・深夜 ・長時間 4時間以上の駐車	14-1	90	上中	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-27	04/14	調査		1,400	1,400	FP第2 株式会社タマパーク 12時48分～17時12分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 4時間以上の駐車	14-1	93	下右	21 P9(ピンク9)	同上	0

支出番号	支出日	科目	課名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証憑	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-28	04/18	調査		800	800	FP第1株式会社タマパーク 06時54分~10時21分「市政相談」とされている	・繁華街・早期 ・長時間 3時間27分の駐車	14-1	90	中左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-29	04/22	調査		600	600	FP第1株式会社タマパーク 06時52分~09時41分「市政相談」とされている	・繁華街・早期 ・長時間 2時間49分の駐車	14-1	90	上左	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-30	08/19	調査		200	200	タイムズFP第7駐車場 18時34分~18時48分「現地調査」とされている	・繁華街・短時間 わずか14分の駐車	14-1	158	中中	21 P9(ピンク14)	同上	0
C16-31	10/16	調査		1,000	1,000	FP第1株式会社タマパーク 20時17分~23時03分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間 2時間46分の駐車	14-1	193	下中	21 P9(ピンク6)	同上	0
C16-32	05/23	調査		600	600	タマパーク原町田第4駐車場11時57分~13時54分「市政相談」とされている	・繁華街	14-1	110	上中	21 P9(ピンク64)	同上	0
C16-33	05/23	調査		200	200	タマパーク原町田第4駐車場16時39分~17時13分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか34分間の駐車	14-1	110	上右	21 P9(ピンク64)	同上	0
C16-34	05/23	調査		800	800	タマパーク原町田第4駐車場17時47分~20時08分「市政相談」とされている	・繁華街・夜間 ・長時間 2時間21分の駐車	14-1	110	中左	21 P9(ピンク64)	同上	0
C16-35	04/30	調査		200	200	アットパーク町田第1駐車場 11時20分~11時39分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか19分の駐車	14-1	100	上中	21 P9(緑50)	同上	0
C16-36	05/02	調査		100	100	アットパーク町田第2駐車場 18時38分~18時43分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか5分の駐車	14-1	104	上中	21 P9(黄63)	同上	0
C16-37	05/25	調査		200	200	アットパーク町田第1駐車場 18時12分~18時33分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか21分の駐車	14-1	109	中左	21 P9(緑50)	同上	0
C16-38	07/17	調査	河辺	600	600	アットパーク町田第1駐車場 手書き領収書 時間なし「市政相談」とされている	・繁華街	14-1	142	真ん中	21 P9(緑50)	同上	0
C16-39	12/27	調査		1,100	1,100	アットパーク町田第2駐車場(中町1-4-4) 09時43分~17時11分「市政相談」とされている	・繁華街・長時間 約7時間半の駐車	14-1	218	上中	21 P9(黄63)	同上	0
C16-40	05/06	調査		300	300	タマパーク原町田第20駐車場 08時58分~09時12分「現地調査」とされている	・繁華街・短時間 わずか14分の駐車	14-1	87	下中	21 P9(青26)	同上	0
C16-41	05/10	調査		200	200	原町田4丁目第2駐車場 08時58分~09時20分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか22分の駐車	14-1	87	下右	21 P9(赤62)	同上	0
C16-42	11/15	調査		500	500	アットパーク原町田第2駐車場 21時53分~23時03分「市政相談」とされている	・繁華街・深夜	14-1	193	下左	21 P9(ピンク25)	同上	0
C16-43	05/06	調査		200	200	アットパーク原町田第2駐車場 15時21分~15時37分 原町田の駐車場「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか16分の駐車	14-1	97	上右	21 P9(ピンク11)	同上	0
C16-44	06/20	調査		100	100	スクエアレス町田駐車場12時39分~12時49分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか10分の駐車	14-1	125	上右	21 P9(オレンジ71)	同上	0
C16-45	01/10	調査		300	300	タマパーク原町田第21駐車場13時53分~14時01分「市政相談」とされている	・繁華街・短時間 わずか8分間の駐車 ・同上	14-1	213	中左	21 P9(青57)	同上	0
C16-46	04/03	調査		100	100	町田中央公園駐車場 時間記録なし(手書き領収書)「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 (町田中央公園駐車場はサン町田旭体育館の駐車場)	14-1	85	上左		同上	0
C16-47	04/03	調査		1,000	1,000	タイムズ町田市役所駐車場 14時20分~18時23分「市政相談」とされている	・第三者の利用 ・職員は無料で利用できることから職員以外の利用とわかる。 ・長時間 4時間以上	14-1	87	上左	21 P9(水色66)	【第三者の駐車】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【第三者の駐車】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-48	04/04	調査		600	600	タイムズ町田市役所駐車場 08時47分~10時11分「市政相談」とされている	・第三者の利用 ・職員は無料で利用できることから職員以外の利用とわかる。	14-1	87	上中	21 P9(水色66)	【第三者の駐車】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-49	09/11	調査		100	100	町田中央公園駐車場 時間記録なし(手書き領収書)「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 (町田中央公園駐車場はサン町田旭体育館の駐車場)	14-1	165	上		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-50	07/15	調査		100	100	アイパーク町田中町第8駐車場(中町2-3-3) 15時57分~16時07分「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか10分の駐車	14-1	131	下右	中町2丁目	同上	0
C16-51	07/25	調査		200	200	タイムズ町田中町第12駐車場(中町3-13) 09時24分~09時44分「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか20分の駐車	14-1	144	上左	中町3丁目	同上	0
C16-52	10/12	調査		200	200	タイムズ町田中町第2駐車場 16時33分~16時48分「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか15分の駐車	14-1	173	中左	中町2丁目	同上	0
C16-53	04/25	調査		900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 09時55分~17時01分「現地調査」とされている	・繁華街 ・長時間 約7時間の駐車	14-1	94	上中	21 P9(黄54)	同上	0
C16-54	05/25	調査		600	600	タイムズ町田中町第11駐車場 10時15分~13時00分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間45分の駐車	14-1	112	中	21 P9(黄54)	同上	0
C16-55	04/27	調査		900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 11時39分~15時52分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 4時間以上の駐車	14-1	94	上右	21 P9(黄54)	同上	0
C16-56	06/21	調査		100	100	タマパーク南町田駐車場(町田市鶴岡3-15) 12時03分~12時18分「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか15分の駐車	14-1	125	中中		同上	0
C16-57	09/30	調査		1,200	1,200	ナビパーク森野第2駐車場 09時37分~13時20分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 3時間43分の駐車	14-1	173	下左	21 P9(緑41)	同上	0
C16-58	05/14	調査		1,700	1,700	ナビパーク森野第2駐車場 07時59分~12時47分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 約5時間の駐車	14-1	97	上左	21 P9(緑41)	同上	0
C16-59	09/26	調査		1,200	1,200	ナビパーク森野第2駐車場 08時57分~14時35分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 約5時間半の駐車	14-1	173	上中	21 P9(緑41)	同上	0
C16-60	06/27	調査		1,300	1,300	タイムズ森野第13駐車場(森野1-19) 08時25分~14時02分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 約5時間半の駐車	14-1	125	下左	21 P9(緑●)	同上	0
C16-61	10/26	調査		200	200	タイムズ森野第7駐車場 15時37分~15時52分「市政相談」とされている	・政党活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。同所での会合等のための駐車と推測 ・短時間 わずか15分の駐車	14-1	178	上中	21 P30 22-2(収支報告書)	同上	0
C16-62	06/01	調査		100	100	タマパーク森野第8駐車場 12時14分~12時31分「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか17分の駐車	14-1	118	上中	21 P9(水色67)	同上	0
C16-63	06/01	調査		100	100	Onepark森野第4駐車場(森野2丁目26) 11時08分~11時27分「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか19分の駐車	14-1	118	上左	森野2丁目	同上	0
C16-64	06/30	調査		100	100	Onepark森野第4駐車場 15時27分~15時35分「市政相談」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか8分間の駐車	14-1	129	上左	森野2丁目	同上	0
C16-65	04/03	調査		1,700	1,700	玉川学園東都パーク駐車場 13時28分~21時03分「市政相談」とされている	・深夜 ・長時間 約7時半の駐車	14-1	86	上左	21 P17	同上	0
C16-66	08/26	調査		200	200	TP玉川学園駐車場 13時17分~13時37分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間 わずか20分の駐車	14-1	161	上右	21 P17	同上	0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-67	01/18	調査		600	600	エスエーパークینگ第1駐車場 09時48分～12時36分 「市政相談」とされている	・政党活動 政党事務所の至近距離にある駐車場。以下C16-86まで同じ ・繁華街・長時間2時間49分の駐車	14-1	228	左上	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-68	01/30	調査		400	400	エスエーパークینگ 16時45分～18時22分 「市政相談」とされている	・政党活動 ・繁華街	14-1	228	中	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-69	02/01	調査		800	800	エスエーパークینگ 09時22分～17時56分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約7時間半の駐車	14-1	237	左上	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-70	02/06	調査		800	800	エスエーパークینگ 13時54分～18時25分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約7時間半の駐車	14-1	237	上右	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-71	02/18	調査		800	800	エスエーパークینگ 09時28分～18時40分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約9時間以上の駐車	14-1	242	左上	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-72	02/23	調査		300	300	エスエーパークینگ 11時09分～12時16分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街	14-1	242	上中	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-73	03/02	調査		800	800	エスエーパークینگ 12時16分～18時12分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約6時間の駐車	14-1	249	左上	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-74	03/22	調査		500	500	エスエーパークینگ 09時42分～12時07分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 2時間25分の駐車	14-1	249	下左	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-75	04/22	調査		700	700	エスエーパークینگ 14時26分～17時54分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約3時間半の駐車	14-1	94	左上	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-76	04/28	調査		400	400	エスエーパークینگ 09時28分～11時26分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街	14-1	94	中左	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-77	05/24	調査		300	300	エスエーパークینگ 10時49分～12時13分 「会議」とされている	・政党活動・繁華街	14-1	112	上中	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-78	06/21	調査		900	900	エスエーパークینگ 08時57分～13時19分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約4時間半の駐車	14-1	121	上中	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-79	07/22	調査		400	400	エスエーパークینگ 10時39分～12時37分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街	14-1	139	上中	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-80	07/30	調査		800	800	エスエーパークینگ 09時19分～17時18分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約8時間の駐車	14-1	139	下右	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-81	10/03	調査		700	700	エスエーパークینگ 10時37分～13時48分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 3時間以上の駐車	14-1	179	左上	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-82	10/06	調査		800	800	エスエーパークینگ 11時36分～18時00分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約6時間半の長時間駐車	14-1	179	中左	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-83	10/18	調査		800	800	エスエーパークینگ 09時44分～15時56分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約6時間の駐車	14-1	183	上中	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-84a	12/15	調査		400	400	エスエーパークینگ 12時50分～14時36分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街	14-1	209	上中	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-85a	12/17	調査		800	800	エスエーパークینگ 09時13分～13時34分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約4時間の駐車	14-1	209	上右	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-86	12/27	調査		800	800	エスエーパークینگ 10時08分～18時47分 「市政相談」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約8時間半の駐車	14-1	209	下左	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C16-87	01/14	調査		100	100	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時57分～11時25分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動と推測される。 ・長時間	14-1	225	左上	21 P22	同上 なお、「長時間」に該当しない。	0
C16-88	02/04	調査		300	300	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時56分～11時59分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動・長時間・土曜日	14-1	239	中左	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C16-89	03/04	調査		200	200	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時47分～11時42分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動・長時間・土曜日	14-1	251	左上	21 P22	同上 なお、「長時間」に該当しない。	0
C16-90	04/02	調査		400	400	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時51分～11時50分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動・長時間・土曜日	14-1	85	中左	21 P22	同上	0
C16-91	06/04	調査		300	300	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時55分～11時19分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動・長時間・土曜日	14-1	119	左上	21 P22	同上	0
C16-92	09/03	調査		100	100	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時48分～11時04分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動・長時間・土曜日	14-1	165	中左	21 P22	同上	0
C16-93	10/01	調査		200	200	グルメシティ成瀬台店駐車場 09時50分～11時34分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動・長時間・土曜日	14-1	178	左上	21 P22	同上	0
C16-94	11/06	調査		100	100	グルメシティ成瀬台店駐車場 10時04分～11時16分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動・長時間・日曜日	14-1	194	上中	21 P22	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 なお、「長時間」に該当しない。	0
C16-95	02/03	調査		300	300	タイムズ成瀬が丘駐車場 07時06分～08時34分 「市政相談」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) ・早朝の駐車、JR横浜線成瀬駅南口での街頭宣伝のための駐車と推測される。	14-1	239	左上	21 P22	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C16-96	11/04	調査		200	200	コートパーク成瀬が丘駐車場 07時06分～08時50分 「市政相談」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) ・早朝の駐車、JR横浜線成瀬駅南口での街頭宣伝のための駐車と推測される。	14-1	194	中中	21 P22	同上	0
C16-97	12/31	調査		500	500	コートパーク成瀬が丘駐車場 14時49分～15時08分 「市政相談」とされている	・短時間 わずか19分の駐車	14-1	215	中中	21 P22	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-98	04/04	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時22分～12時28分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	14-1	89	左上	21 P19	同上	0
C16-99	04/11	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時59分～12時10分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか11分の駐車	14-1	89	中左	21 P19	同上	0
C16-100	04/22	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時48分～17時57分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか9分の駐車	14-1	89	下左	21 P19	同上	0
C16-101	04/25	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時06分～16時29分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	14-1	89	下右	21 P19	同上	0
C16-102	05/08	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時32分～14時49分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか17分の駐車	14-1	96	中中	21 P19	同上	0
C16-103	05/21	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 13時10分～13時29分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか19分の駐車	14-1	111	左上	21 P19	同上	0
C16-104	05/26	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 18時40分～18時46分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	14-1	111	中左	21 P19	同上	0
C16-105	08/17	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時16分～11時26分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか13分の駐車	14-1	126	左上	21 P19	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証憑	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-106	06/24	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時50分～18時00分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか10分の駐車	14-1	126	下左	21 P19	同上	0
C16-107	06/29	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時25分～09時35分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか10分の駐車	14-1	126	下右	21 P19	同上	0
C16-108	07/16	調査		100	100	タイムズ鶴川駅前駐車場 16時01分～16時06分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか5分の駐車	14-1	138	上右	21 P19	同上	0
C16-109	07/26	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時39分～17時53分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか14分の駐車	14-1	138	中中	21 P19	同上	0
C16-110	07/29	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 07時02分～08時06分「市政相談」とされている	・政党活動 ・早期の駐車。小田急線鶴川駅前での街頭宣伝のための駐車と推測される。	14-1	138	中右	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C16-111	08/01	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時26分～09時35分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか9分の駐車	14-1	149	上左	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-112	08/03	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時28分～09時34分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	14-1	149	上中	21 P19	同上	0
C16-113	08/10	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時35分～09時44分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか9分の駐車	14-1	149	下右	21 P19	同上	0
C16-114	09/09	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時26分～08時41分「現地調査」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) ・早期の駐車。小田急線鶴川駅前での街頭宣伝のための駐車と推測される。	14-1	161	下中	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C16-115	09/09	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時32分～14時43分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか11分の駐車	14-1	161	下右	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-116	09/25	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時43分～12時46分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか3分の駐車	14-1	174	下左	21 P19	同上	0
C16-117	09/27	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 15時52分～16時03分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか9分の駐車	14-1	174	下中	21 P19	同上	0
C16-118	10/06	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 13時57分～14時03分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	14-1	175	上右	21 P19	同上	0
C16-119	10/13	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時32分～09時37分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか5分の駐車	14-1	175	下左	21 P19	同上	0
C16-120	10/18	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 18時15分～18時25分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか10分の駐車	14-1	184	上左	21 P19	同上	0
C16-121	10/25	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時28分～16時48分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか20分の駐車	14-1	184	中左	21 P19	同上	0
C16-122	10/26	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時26分～11時46分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか20分の駐車	14-1	184	中中	21 P19	同上	0
C16-123	11/02	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 09時31分～09時53分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか22分の駐車	14-1	184	下中	21 P19	同上	0
C16-124	12/17	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 13時54分～14時00分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	14-1	212	上右	21 P19	同上	0
C16-125	12/25	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 10時01分～10時12分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか11分の駐車	14-1	218	上左	21 P19	同上	0
C16-126	12/29	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時58分～17時06分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか8分間の駐車	14-1	218	上右	21 P19	同上	0
C16-127	08/15	調査		130	130	SHINEPARKING24H 鶴川駅そばの駐車場 19時57分～20時08分「市政相談」とされている	・鶴川駅前・夜間 ・短時間 わずか11分の駐車	14-1	158	上左	21 P19	同上	0
C16-128	01/06	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時22分～16時31分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか9分の駐車	14-1	218	中中	21 P19	同上	0
C16-129	01/22	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 14時28分～14時50分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか22分の駐車	14-1	226	上右	21 P19	同上	0
C16-130	01/25	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 17時52分～18時01分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか9分の駐車	14-1	226	中中	21 P19	同上	0
C16-131	03/16	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時07分～11時34分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか27分の駐車	14-1	244	下中	21 P19	同上	0
C16-132	03/26	調査		100	100	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時00分～16時11分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか11分の駐車	14-1	253	中左	21 P19	同上	0
C16-133	03/28	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時20分～08時39分「市政相談」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) ・早期の駐車。小田急線鶴川駅前での街頭宣伝のための駐車と推測される。	14-1	253	中中	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C16-134	03/23	調査		1,600	1,600	神蔵パーキング(鶴川駅前) 12時27分～21時45分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 9時間以上の駐車・深夜	14-1	249	下右	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-135	11/16	調査		1,600	1,600	神蔵パーキング(鶴川駅前) 12時53分～22時26分「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 9時間以上の駐車・深夜	14-1	192	中左	21 P19	同上	0
C16-136	05/09	調査		200	200	アイベック鶴川第1駐車場 11時36分～11時44分「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか8分間の駐車	14-1	96	中右	21 P19	同上	0
C16-137	01/27	調査		100	100	タイムズ小野神社前駐車場 09時24分～09時30分「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	14-1	231	上左		同上	0
C16-138	12/23	調査		100	100	タイムズ小野神社前駐車場 12時19分～12時31分「市政相談」とされている	・短時間 わずか12分の駐車	14-1	212	下右		同上	0
C16-139	01/29	調査		100	100	タイムズ小野神社前駐車場 16時08分～16時12分「市政相談」とされている	・短時間 わずか4分の駐車	14-1	231	中左		同上	0
C16-140	07/04	調査		100	100	鶴川団地センター名店街駐車場 14時28分～14時37分「市政相談」とされている	・短時間 わずか9分の駐車	14-1	135	上中		同上	0
C16-141	06/02	調査		100	100	鶴川団地センター名店街 15時12分～15時18分「市政相談」とされている	・短時間 わずか6分の駐車	14-1	111	下左		同上	0
C16-142	05/02	調査		200	200	パークつくし野駐車場(田園都市線つくし野駅そばの駐車場) 06時35分～08時08分「市政相談」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) ・早期の駐車。東急東横線つくし野駅前の街頭宣伝のための駐車と推測される。C-146まで同様とされている	14-1	102	中左	21 P24	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C16-143	07/26	調査		200	200	パークつくし野駐車場 07時11分～08時24分「市政相談」とされている	・同上	14-1	133	中	21 P24	同上	0
C16-144	08/31	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06時53分～08時08分「市政相談」とされている	・同上	14-1	160	下中	21 P24	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-145	10/28	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06時48分～08時31分 「市政相談」とされている	・同上	14-1	178	中右	21 P24	同上	0
C16-146	01/30	調査		300	300	パークつくし野駐車場 06時46分～08時47分 「市政相談」とされている	・同上	14-1	225	中	21 P24	同上	0
C16-147	05/07	調査		750	750	町田市立総合体育館第1駐車場(南成瀬5-12) 08時18分～16時47分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日 ・町田青年会議所主催 「わんぱく相撲町田場所」	14-1	97	下左	甲46 甲156-1 甲156-2 甲157	戸塚議員が、「わんぱく相撲町田場所」の運営に参加した際の駐車代であり、当該活動は公務活動である。 わんぱく相撲は、日本全国の各青年会議所が主催する小学生の相撲大会であり、町田市で毎年開催される予選大会である「わんぱく相撲町田場所」は、町田青年会議所が主催している。戸塚議員は、町田青年会議所の一員として、同大会の運営のために赴き、本件支出をしたものである。 わんぱく相撲町田場所の運営への参加は、スポーツを通じて町田市の住民取り分け青少年の福祉の増進を図るために必要な活動である。	0
C16-148	08/20	調査		100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 10時37分～12時16分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日	14-1	158	下左		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-149	11/03	調査		100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 09時42分～10時49分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 祝日	14-1	184	下右		同上	0
C16-150	11/06	調査		100	100	町田市立総合体育館第2駐車場 13時32分～14時18分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日	14-1	196	上中		同上	0
C16-151	11/20	調査		100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 12時47分～13時41分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日	14-1	196	中右		同上	0
C16-152	11/20	調査		100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 15時49分～17時47分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日	14-1	196	下中		同上	0
C16-153	06/28	調査		200	200	サン町田旭体育館駐車場(旭町) 14時55分～17時37分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 火曜日	14-1	119	上中		同上	0
C16-154	02/19	調査	佐藤	150	150	サン町田旭体育館駐車場 17時42分～20時16分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日(夜間) ・「町田市ソフトボール連盟理事会」に出席。	14-1	239	下中	甲159 甲160 甲161-1 甲161-2 甲86-3(自民党長村議員の行動記録)	佐藤議員が、町田市少年野球連盟の総会に出席した際の駐車代であり、当該活動は公務活動である。	0
C16-155	04/17	調査		100	100	サン町田旭体育館駐車場 11時53分～13時34分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日 ・「町田市バドミントン連盟」の総会への参加。	14-1	85	下中	甲86-3(自民党長村議員の行動記録) 甲158	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-156	12/23	調査		300	300	多摩市立温水プール駐車場(多摩市唐木田) 13時50分～16時16分 「市政相談」とされている	・スポーツ施設の私的利用 祝日	14-1	212	中右		同上	0
C16-157	04/21	調査		240	240	多摩センター中央第1駐車場 10時44分～11時44分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設	14-1	91	中右	21 p36	同上	0
C16-158	07/08	調査		200	200	小田急多摩センター第1駐車場 14時37分～15時15分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設	14-1	135	中左	21 p36	同上	0
C16-159	11/20	調査		720	720	バルテノン多摩西駐車場(多摩センター) 09時16分～12時15分 「現地調査」とされている	・市外・商業施設・長時間 2時間59分の駐車 衆議院議員くしぶち万里フォト日記2016より「長途党東京都第23区総支部定期大会」[…場所は、大規模改修で注目されるバルテノン多摩にて。…]	14-1	194	中左	21 p36 甲130(くしぶち万里フォト日記)	同上	0
C16-160	11/20	調査		360	360	バルテノン多摩西駐車場(多摩センター) 10時12分～11時23分 「現地調査」とされている	・市外・商業施設 衆議院議員くしぶち万里フォト日記2016より「長途党東京都第23区総支部定期大会」[…場所は、大規模改修で注目されるバルテノン多摩にて。…]	14-1	195	中右	21 p36 甲130(くしぶち万里フォト日記)	同上	0
C16-161	05/29	調査		360	360	多摩センター丘の上プラザ駐車場 09時38分～11時09分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設	14-1	109	中右	21 p36	同上	0
C16-162	07/30	調査		240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 13時50分～16時34分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設	14-1	110	下右	21 p36	同上	0
C16-163	08/06	調査		360	360	多摩センター丘の上プラザ駐車場 18時51分～19時57分 「市政相談」とされている	・市外 ・商業施設・夜間	14-1	153	上左	21 p36	同上	0
C16-164	10/22	調査		240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 16時43分～17時21分 「市政相談」とされている	・市外 ・商業施設	14-1	184	上右	21 p36	同上	0
C16-165	10/31	調査		240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 11時30分～15時09分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設 ・長時間 3時間39分の駐車	14-1	184	下左	21 p36	同上	0
C16-166	12/29	調査		240	240	多摩センター丘の上プラザ駐車場 15時21分～18時24分 「現地調査」とされている	・市外 ・商業施設 年末・長時間 3時間3分の駐車	14-1	221	上左	21 p36	同上	0
C16-167	02/04	調査		480	480	多摩センター丘の上プラザ駐車場 11時23分～15時08分 「市政相談」とされている	・市外 ・商業施設 年末・長時間 3時間46分の駐車	14-1	221	中左	21 p36	同上	0
C16-168	04/09	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 15時47分～23時34分 「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 7時間47分の駐車・深夜	14-1	91	中左	21 P34	同上	0
C16-169	04/30	調査		100	100	フォレストモール南大沢駐輪場 23時50分 「現地調査」とされている	・市外 ・長時間 約6時間の駐車・深夜	14-1	100	上左	21 P34	同上	0
C16-170	05/07	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 12時02分～18時00分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 5時間58分の駐車	14-1	104	中左	21 P34	同上	0
C16-171	05/10	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 09時55分～15時32分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間半の駐車	14-1	104	中中	21 P34	同上	0
C16-172	05/12	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 12時02分～17時24分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	104	下右	21 P34	同上	0
C16-173	06/05	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 09時12分～15時59分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約6時間半の駐車	14-1	118	下左	21 P34	同上	0
C16-174	06/11	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 19時06分～23時45分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間半の駐車・深夜	14-1	118	下中	21 P34	同上	0
C16-175	07/03	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 11時54分～17時23分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間半の駐車	14-1	131	上中	21 P34	同上	0
C16-176	07/06	調査		300	300	フォレストモール南大沢駐輪場 09時51分～14時13分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間半の駐車	14-1	131	中中	21 P34	同上	0
C16-177	07/09	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 10時24分～14時32分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間の駐車	14-1	131	下左	21 P34	同上	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-178	07/18	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 9時19分～14時49分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間半の駐車	14-1	143	上右	21 P34	同上	0
C16-179	08/30	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 18時08分～23時47分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約7時間半の駐車・深夜	14-1	154	中右	21 P34	同上	0
C16-180	09/11	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 11時28分～16時06分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間38分の駐車	14-1	172	上左	21 P34	同上	0
C16-181	09/15	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 20時02分～23時58分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間の駐車・深夜	14-1	172	上中	21 P34	同上	0
C16-182	09/22	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 18時19分～23時58分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間半の駐車・深夜	14-1	172	中左	21 P34	同上	0
C16-183	10/05	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 07時23分～15時53分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約8時間半の駐車	14-1	181	上左	21 P34	同上	0
C16-184	10/06	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 07時58分～23時41分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約15時間半の駐車・深夜	14-1	181	上中	21 P34	同上	0
C16-185	10/20	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 11時47分～16時40分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	181	下左	21 P34	同上	0
C16-186	11/04	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 16時19分～22時19分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 6時間の駐車・深夜	14-1	191	上中	21 P34	同上	0
C16-187	12/18	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 10時23分～14時51分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間半の駐車	14-1	208	中右	21 P34	同上	0
C16-188	12/24	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 10時37分～16時37分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 6時間の駐車	14-1	208	下右	21 P34	同上	0
C16-189	01/03	調査		400	400	タイムズキング南大沢 13時44分～18時58分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	223	上左	21 P34	同上	0
C16-190	01/18	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 17時59分～23時55分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約6時間の駐車・深夜	14-1	227	上左	21 P34	同上	0
C16-191	02/25	調査		900	900	南大沢駅前パーキング 10時13分～16時41分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 6時間半の駐車	14-1	245	上左	21 P34	同上	0
C16-192	02/27	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 14時08分～23時06分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約9時間の駐車・深夜	14-1	245	中左	21 P34	同上	0
C16-193	03/27	調査		600	600	南大沢駅前パーキング 11時02分～17時58分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約7時間の駐車	14-1	255	上中	21 P34	同上	0
C16-194	04/19	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 17時56分～23時57分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約6時間の駐車・深夜	14-1	91	中中	21 P34	同上	0
C16-195	05/13	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 07時57分～13時13分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	104	下左	21 P34	同上	0
C16-196	05/26	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 07時49分～17時15分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約9時間半の駐車	14-1	109	中中	21 P34	同上	0
C16-197	06/01	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 16時44分～21時53分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車・深夜	14-1	118	中左	21 P34	同上	0
C16-198	06/16	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 17時26分～23時36分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約6時間の駐車・深夜	14-1	125	上左	21 P34	同上	0
C16-199	06/21	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 18時09分～23時51分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間半の駐車・深夜	14-1	125	中右	21 P34	同上	0
C16-200	06/29	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 9時32分～14時25分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	125	下中	21 P34	同上	0
C16-201	07/14	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 12時04分～16時04分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 4時間の駐車	14-1	131	下中	21 P34	同上	0
C16-202	08/17	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 15時53分～21時09分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車・夜間	14-1	154	中左	21 P34	同上	0
C16-203	10/25	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 06時51分～12時33分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間半の駐車・早期	14-1	185	上右	21 P34	同上	0
C16-204	11/29	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 12時16分～17時33分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	200	上中	21 P34	同上	0
C16-205	12/16	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 14時17分～21時22分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約7時間の駐車・深夜	14-1	208	中	21 P34	同上	0
C16-206	12/20	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 09時22分～14時01分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間半の駐車	14-1	208	下中	21 P34	同上	0
C16-207	01/06	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 09時46分～15時28分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間半の駐車 ・同上	14-1	223	上中	21 P34	同上	0
C16-208	01/10	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 12時23分～17時23分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 5時間の駐車	14-1	223	中	21 P34	同上	0
C16-209	01/11	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 07時46分～13時57分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約6時間の駐車	14-1	223	中左	21 P34	同上	0
C16-210	01/26	調査		480	480	多摩ニュータウン開発センター駐車場 13時54分～15時39分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約2時間半の駐車	14-1	227	中	21 P34	同上	0
C16-211	02/01	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 12時25分～17時35分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	236	上左	21 P34	同上	0
C16-212	02/07	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 20時00分～22時55分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約3時間の駐車・深夜	14-1	236	上右	21 P34	同上	0
C16-213	02/08	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 12時15分～17時40分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間半の駐車	14-1	236	中左	21 P34	同上	0
C16-214	03/04	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 20時22分～22時42分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約2時間の駐車・深夜	14-1	248	上中	21 P34	同上	0
C16-215	03/17	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 12時19分～17時41分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約5時間の駐車	14-1	248	中中	21 P34	同上	0
C16-216	03/21	調査		600	600	多摩ニュータウン開発センター駐車場 11時57分～15時50分 「現地調査」とされている	・市外(南大沢駅前) ・長時間 約4時間の駐車	14-1	248	下中	21 P34	同上	0
C16-217	01/19	調査		1,000	1,000	NP024h立川北口パーキング 18時01分～20時06分 「現地調査」とされている	・政党活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都21区総支部があり、そこの会合などが目的であったと推測される。以下0-230まで、同様。 ・夜間・長時間2時間の駐車	14-1	227	上中	21 P41	同上	0

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-218	01/20	調査		1,000	1,000	NP24h立川北口パーキング 17時30分～19時50分 「現地調査」とされている	・政党活動・夜間・長時間2時間20分の駐車 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2017.01.24 三多摩ブロック地協2017新春のつどいを開催しました 立川グランドホテルにて「おいしい食事とともに大いに盛り上がりまし」と書かれている	14-1	225	上中	21 P41 甲129-9	同上	0
C16-219		調査		300	300	K's PARK錦町第11駐車場 18時45分～20時15分 「現地調査」とされている	・政党活動・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2017.02.27 三多摩ブロック地協2017春季生活闘争を成功させる連合三多摩の集い たましんRISURUホールにて	14-1	236	下右	21 P41 甲129-10	同上	0
C16-220	02/23	調査		1,000	1,000	リパーク立川錦町3丁目第4駐車場 17時59分～20時13分 「現地調査」とされている	・政党活動・夜間・長時間2時間14分の駐車 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2017.02.27 三多摩ブロック地協2017春季生活闘争を成功させる連合三多摩の集い たましんRISURUホールにて	14-1	243	上左	21 P41 甲129-10	同上	0
C16-221	02/23	調査		400	400	ナビパーク錦町第11駐車場 19時29分～20時13分 「現地調査」とされている	・政党活動・夜間 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2017.02.27 三多摩ブロック地協2017春季生活闘争を成功させる連合三多摩の集い たましんRISURUホールにて	14-1	244	上左	21 P41 甲129-10	同上	0
C16-222	05/29	調査		750	750	立川市北口第1駐車場 15時53分～17時15分 「現地調査」とされている	・政党活動	14-1	108	中左	21 P41	同上	0
C16-223	05/30	調査		800	800	立川駅前北口パーキング 17時59分～19時47分 「現地調査」とされている	・政党活動・夜間	14-1	109	下中	21 P41	同上	0
C16-224	06/11	調査		400	400	立川子ども未来センター駐車場 11時38分～12時49分 「現地調査」とされている	・政党活動	14-1	132	中中	21 P41	同上	0
C16-225	08/25	調査		100	100	立川市曙町2駐車場 15時32分～15時45分 「現地調査」とされている	・政党活動 ・短時間わずか13分の駐車	14-1	161	上中	21 P41	同上	0
C16-226	09/23	調査		600	600	パラ株式会社 2199立川市曙町第2 17時30分～18時52分 「現地調査」とされている	・政党活動	14-1	174	中左	21 P41	同上	0
C16-227	09/24	調査		800	800	パラ株式会社 2199立川市曙町第2 10時17分～12時12分 「現地調査」とされている	・政党活動	14-1	174	中中	21 P41	同上	0
C16-228	11/05	調査		800	800	NP24h立川北口パーキング 13時52分～15時29分 「現地調査」とされている	・政党活動	14-1	191	上右	21 P41	同上	0
C16-229	11/16	調査		1,000	1,000	立川駅前北口パーキング 14時47分～17時05分 「現地調査」とされている	・政党活動・長時間2時間18分の駐車 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.11.16 三多摩ブロック地協第14回地協委員会～尾賀議長勇退、尾辻新体制を満場一致で確認～パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)にて	14-1	191	中中	21 P41 甲129-8	同上	0
C16-230	11/16	調査		1,000	1,000	立川市北口第1駐車場 15時23分～17時00分 「現地調査」とされている	・政党活動 連合東京 三多摩ブロック地協ニュース 2016.11.16 三多摩ブロック地協第14回地協委員会～尾賀議長勇退、尾辻新体制を満場一致で確認～パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)にて	14-1	194	下中	21 P41 甲129-8	同上	0
C16-234	02/05	調査		1,600	1,600	アイベック原町田3丁目第2駐車場 08時52分～16時25分 「男女平等フェスティバル祝祭」のためとされている	・政務活動とはいえない ・長時間 7時間33分の駐車	14-1	237	上中	21 P9(青33)	同上なお、「祝祭」ではなく「視察」であると思われる。	0
C16-232	05/21	調査		1,200	1,200	OnePark新杉田駅前駐車場(横浜市磯子区新杉田町) 12時39分～16時29分 「現地調査」とされている	・遠方・土曜日 ・長時間 3時間50分の駐車	14-1	108	下左		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-233	05/22	調査		600	600	システムパーク清口第1駐車場(川崎市高津区清口1丁目) 12時11分～14時48分 「市政相談」とされている	・遠方・日曜日 ・長時間 2時間37分の駐車	14-1	111	上中		同上	0
C16-235	05/28	調査		1,000	1,000	パークジャパン ホテルダイワ駐車場(国分寺市南町3-16) 16時04分～18時23分 「現地調査」とされている	・遠方 国分寺駅前のビジネスホテル駐車場 ・長時間 2時間19分の駐車	14-1	108	上左		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-236	07/14	調査		800	800	パークフィールド調布小島町1丁目駐車場 11時42分～15時03分 「市政相談」とされている	・遠方 ・長時間 3時間21分の駐車	14-1	138	上左		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-237	08/16	調査		1,500	1,500	ホテルマリナースコート東京駐車場(東京臨海) 17時26分～19時59分 「現地調査」とされている	・商業施設 ・遠方・昼休み・長時間 ホテルでの2時間33分の駐車 東京都臨海の湾岸エリアにあるホテルの駐車場	14-1	95	中中		同上	0
C16-238	09/03	調査		1,200	1,200	パークフィールド神南1丁目駐車場(渋谷区宮益坂) 18時24分～19時43分 「現地調査」とされている	・遠方・夜間	14-1	136	上左		同上	0
C16-239	01/09	調査		510	510	佐原2丁目公園普通車駐車場(神奈川県横浜須賀野市) 8時47分～12時33分 「現地調査」とされている	・遠方・土曜日 ・長時間 3時間46分の駐車	14-1	223	上右		同上	0
C16-240	02/04	調査		900	900	玄海田公園有料駐車場(横浜市緑区長津田) 12時47分～16時54分 「現地調査」とされている	・市外・土曜日 ・長時間 4時間以上の駐車	14-1	236	上中		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-241	02/04	調査		600	600	マブレスト駐車場(新百合ヶ丘アムニティモール) 16時57分～18時14分 「現地調査」とされている	・市外・商業施設・土曜日	14-1	239	下左		同上	0
C16-242	03/15	調査		400	400	タイムズ小金井市開野町駐車場 13時33分～15時30分 「市政相談」とされている	・遠方	14-1	244	下左		評価であって、事実の主張ではない。	0
C16-243	03/21	調査		900	900	松風駐車場(横浜市青葉区?) 16時52分～20時56分 「市政相談」とされている	・遠方・夜間 ・長時間4時間4分の駐車 ・同上	14-1	244	下右		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C16-244	03/21	調査		1,000	1,000	ナビパーク府中宮町第1駐車場 15時44分～16時36分 「現地調査」とされている	・遠方	14-1	253	上左		評価であって、事実の主張ではない。	0
C16-245	04/15	調査		1,200	1,200	西日暮里2丁目パーキング 16時27分～18時22分 「現地調査」とされている	・遠方	14-1	90	下左		同上	0
C16-246	05/21	調査		1,200	1,200	OnePark新杉田駅前駐車場(横浜市磯子区新杉田町) 12時39分～16時29分 「現地調査」とされている	・遠方・土曜日 ・長時間 3時間57分の駐車	14-1	108	下左		【遠方】 評価であって、事実の主張ではない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額	
C16-247	03/05	調査		300	300	神蔵パーキング(鶴川駅前) 09時40分~10時54分 「消防団 ボンパ入式」への参加のためとされている	・政務活動とはいえない 式典やイベントへの参加のためのタクシー利用	14-1	249	上中	21 P19	原告の主張の趣旨不明。	0	
C16-248	12/13	調査		200	200	DAICHI PARK NO. A6ナムールイン(立川市曙町2丁目29) 11時02分~11時16分 「市政相談」とされている	・政務活動 立川駅近くには民主党東京都立川支部、民主党東京都21区総支部があり、そこでの会合などが目的であったと推測。 ・短時間 わずか14分の駐車	14-1	212	上左	21 P41	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0	
合計額				119,190									0	
C17-7	01/10	調査		300	300	コートパーキング成瀬が丘 06:49~09:02 「現地調査」とされている	・政務活動(政務調査以外の議員活動) 早期の駐車。JR横浜線成瀬駅南口でのチラシまきのための駐車と推測される。C-11まで同様	15-1	21		3064 3で 始まる 番号は 佐藤議員	21 P22 甲196	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C17-8	01/16	調査		200	200	コートパーキング成瀬が丘 07:05~08:42 「現地調査」とされている	・同上	15-1	20	3057	21 P22 甲196	同上	0	
C17-9	01/22	調査		200	200	コートパーキング成瀬が丘 06:32~08:25 「現地調査」とされている	・同上	15-1	20	3059	21 P22 甲196	同上	0	
C17-10	02/06	調査		200	200	コートパーキング成瀬が丘 07:08~08:44 「現地調査」とされている	・同上	15-1	24	3080	21 P22 甲196	同上	0	
C17-11	02/28	調査		200	200	コートパーキング成瀬が丘 07:00~08:37 「現地調査」とされている	・同上	15-1	22	3068	21 P22 甲196	同上	0	
C17-12	04/28	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06時44分~08時37分 「現地調査」とされている	・政務活動(政務調査以外の議員活動) 早期の駐車。東急東横線つくし野駅前でチラシまきのための駐車と推測される。C-25まで同様	15-1	9	3004	21 P24	同上	0	
C17-13	07/20	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06時46分~08時40分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	13	3022	21 P24	同上	0	
C17-14	07/26	調査		300	300	パークつくし野駐車場 06時50分~09時10分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	13	3023	21 P24	同上	0	
C17-15	10/26	調査		300	300	パークつくし野駐車場 06時38分~08時40分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	16	3038	21 P24	同上	0	
C17-16	12/14	調査		300	300	パークつくし野駐車場 06時42分~08時49分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	19	3054	21 P24	同上	0	
C17-17	12/20	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06:57~08:10 「現地調査」とされている	・同上	15-1	18	3045	21 P24	同上	0	
C17-18	12/26	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06時59分~08時40分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	19	3050	21 P24	同上	0	
C17-19	01/04	調査		200	200	パークつくし野駐車場 07:04~08:35 「現地調査」とされている	・同上	15-1	21	3065	21 P24	同上	0	
C17-20	01/17	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06:58~08:39 「現地調査」とされている	・同上	15-1	20	3058	21 P24	同上	0	
C17-21	01/25	調査		200	200	パークつくし野駐車場 07:04~08:37 「現地調査」とされている	・同上	15-1	21	3061	21 P24	同上	0	
C17-22	02/01	調査		300	300	パークつくし野駐車場 06:45~09:15 「現地調査」とされている	・同上	15-1	23	3077	21 P24	同上	0	
C17-23	02/13	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06時56分~08時37分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	23	3074	21 P24	同上	0	
C17-24	02/16	調査		200	200	パークつくし野駐車場 07:13~08:37 「現地調査」とされている	・同上	15-1	23	3072	21 P24	同上	0	
C17-25	02/27	調査		200	200	パークつくし野駐車場 06:56~08:41 「現地調査」とされている	・同上	15-1	24	3083	21 P24	同上	0	
C17-26	01/18	調査		500	500	TP玉川学園駐車場(玉川学園駅前にある) 06:15~08:42 「現地調査」とされている	・政務活動(政務調査以外の議員活動) 早期の駐車。小田急線玉川学園駅北口でのチラシまきのための駐車と推測される。C-27も同様	15-1	82	7107	21 P17	同上	0	
C17-27	01/31	調査		500	500	TP玉川学園駐車場 06:11~08:36 「現地調査」とされている	・同上	15-1	82	7109	21 P17	同上	0	
C17-28	06/27	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時45分~08時54分 「会議」とされている	・政務活動(政務調査以外の議員活動) 早期の駐車。小田急線鶴川駅でのチラシまきのための駐車と推測される。C-34まで同様	15-1	69	7025	21 P19 甲52(森本議員のブログ)	同上	0	
C17-29	07/04	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 07時12分~08時58分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	70	7033	21 P19	同上	0	
C17-30	09/08	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時20分~08時42分 「会議」とされている	・同上	15-1	74	7059	21 P19	同上	0	
C17-31	09/25	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時22分~08時46分 「会議」とされている	・同上	15-1	75	7066	21 P19	同上	0	
C17-32	12/20	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時27分~08時51分 「会議」とされている	・同上	15-1	79	7091	21 P19	同上	0	
C17-33	12/22	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時26分~08時49分 「会議」とされている	・同上	15-1	79	7092	21 P19	同上	0	
C17-34	12/25	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時29分~08時46分 「会議」とされている	・同上	15-1	80	7093	21 P19	同上	0	
C17-35	01/06	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 12時53分~13時30分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	15-1	81	7097	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0	
C17-36	01/06	調査		700	700	小田急マルシェ鶴川駐車場 10時48分~15時06分 「会議」とされている	・鶴川駅前 商業施設・長時間 4時間以上の駐車	15-1	81	7096	21 P19	同上	0	
C17-37	01/11	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時18分~08時53分 「会議」とされている	・政務活動(政務調査以外の議員活動) ・早期の駐車。小田急線鶴川駅でのチラシまきのための駐車と推測される。	15-1	81	7102	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0	
C17-38	01/12	調査		500	500	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 16時41分~18時06分 「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	81	7100	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0	
C17-39	01/15	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時27分~08時47分 「会議」とされている	・政務活動(政務調査以外の議員活動) ・早期の駐車。小田急線鶴川駅でのチラシまきのための駐車と推測される。	15-1	82	7105	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0	
C17-40	01/16	調査		200	200	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 11時39分~12時10分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	15-1	81	7104	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0	

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証書番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-41	01/22	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06時20分～08時47分「会議」とされている	・政党活動(政務調査以外の議員活動) 早期の駐車。小田急鶴川駅前でのチラシまきのための駐車と推測される。C-43まで同様	15-1	84	7120	21 P19	・使途基準不適合性を推認させる事実が立証されたとはいえない。 ・街頭活動は政務活動である。	0
C17-42	01/25	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06:16～08:59「現地調査」とされている	・同上	15-1	82	7110	21 P19	同上	0
C17-43	02/01	調査		300	300	シンコウパーク鶴川駅前駐車場 06:29～08:45「会議」とされている	・同上	15-1	83	7117	21 P19	同上	0
C17-44	02/03	調査		400	400	小田急マルシェ鶴川駐車場 10時54分～14時02分「会議」とされている	・鶴川駅前・商業施設 ・長時間3時間以上の駐車	15-1	83	7116	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-45	02/04	調査		300	300	神蔵パーキング(鶴川駅前) 08時42分～09時54分「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	83	7118	21 P19	同上	0
C17-46	02/04	調査		200	200	神蔵パーキング(鶴川駅前) 09時09分～09時52分「現地調査」とされている	・鶴川駅前	15-1	83	7114	21 P19	同上	0
C17-47	02/22	調査		800	800	神蔵パーキング(鶴川駅前) 13時52分～17時47分「会議」とされている	・鶴川駅前・長時間3時間55分の駐車 町田市議会議員選挙期間中(2018/2/18～25)。選挙活動関連の会合である。	15-1	84	7121	21 P19 甲174-1 甲174-2	同上	0
C17-48	04/03	調査		500	500	タイムズ原町6丁目(1F) 駐車場 17時58分～19時36分「会議」とされている	・繁華街・夜間	15-1	66	7001	21 P9(ピンク13)	同上	0
C17-49	04/05	調査		500	500	タマパーク原町第58駐車場(原町6-23) 19時20分～20時54分「市政相談」とされている	・繁華街・夜間	15-1	2	2001	21 P9(ピンク64)	同上	0
C17-50	04/05	調査	谷沢	800	800	原町4丁目第2駐車場 17時20分～20時45分「市政相談」とされている	・繁華街・夜間 ・長時間3時間25分の駐車	15-1	57	5001	21 P9(赤62)	同上	0
C17-51	04/09	調査		600	600	シンコウパーク原町駅前駐車場 08時47分～09時49分「現地調査」とされている	・繁華街	15-1	9	3003	21 P9(青89)	同上	0
C17-52	04/09	調査	わたべ	1,200	1,200	アイベック原町3丁目第2駐車場 08:42～14:51「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 約5時間の駐車	15-1	85	8001	21 P9(青33)	同上	0
C17-53	04/17	調査		300	300	ル・バルク原町第2駐車場(中町1丁目31-4) 10時50分～12時14分「市政相談」とされている	・繁華街	15-1	3	2005	21 P9(黄18)	同上	0
C17-54	05/01	調査		600	600	タマパーク原町第14駐車場 13時20分～15時29分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 約2時間の駐車	15-1	4	2010	21 P9(黄緑17)	同上	0
C17-55	05/01	調査		600	600	FP第1 株式会社タマパーク 17時54分～19時25分「会議」とされている	・繁華街・夜間	15-1	67	7006	21 P9(ピンク6)	同上	0
C17-56	05/11	調査		400	400	タマパーク原町第58駐車場(原町6-23) 16時12分～17時20分「市政相談」とされている	・繁華街	15-1	4	2013	21 P9(ピンク64)	同上	0
C17-57	05/13	調査		900	900	アイベック原町3丁目第2駐車場(原町3丁目7番地) 09時43分～11時16分「会議」とされている	・繁華街	15-1	67	7013	21 P9(青33)	同上	0
C17-58	06/02	調査		400	400	タマパーク原町第58駐車場(原町6-23) 17時50分～18時54分「会議」とされている	・繁華街	15-1	69	7019	21 P9(ピンク64)	同上	0
C17-59	06/05	調査		600	600	タイムズFPT第7駐車場 18時09分～19時25分「会議」とされている	・繁華街・夜間 (タイムズFPT第7駐車場は原町大通り面した駐車場であり、町田市で一番の繁華街に位置している)	15-1	69	7020	21 P9(ピンク14)	同上	0
C17-60	06/16	調査		1,200	1,200	タマパーク原町第40駐車場 13:55～21:27「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間7時間半の駐車・深夜	15-1	4	2016	21 P9(赤31)	同上	0
C17-61	06/21	調査		1,100	1,100	タマパーク玉川学園第3駐車場 12:36～18:38「市政相談」とされている	・玉川学園駅北口 ・長時間 約6時間の駐車	15-1	4	2017	21 P17	同上	0
C17-62	06/30	調査		1,000	1,000	FP第2 株式会社タマパーク 09時44分～12時25分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間41分の駐車	15-1	69	7028	21 P9(ピンク9)	同上	0
C17-63	07/02	調査		1,400	1,400	タマパーク原町第40駐車場 13:14～17:04「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間3時間50分の駐車	15-1	5	2018	21 P9(赤31)	同上	0
C17-64	07/03	調査		800	800	タイムズFPT第7駐車場 17時50分～19時31分「会議」とされている	・繁華街・夜間	15-1	70	7032	21 P9(ピンク14)	同上	0
C17-65	08/05	調査		520	520	シンエイパーキング24H 10時52分～12時48分「会議」とされている	・商業施設(鶴川駅前)	15-1	72	7041	21 P19	同上	0
C17-66	08/07	調査		600	600	タイムズFPT第7駐車場 18時09分～19時22分「会議」とされている	・繁華街・夜間	15-1	72	7042	21 P9(ピンク14)	同上	0
C17-67	09/07	調査		1,200	1,200	三井のリパーク原町4丁目駐車場 18時52分～21時11分「会議」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間2時間19分の駐車	15-1	15	3029	21 P9(赤78)	同上	0
C17-68	09/10	調査		600	600	FP第2 株式会社タマパーク 13時11分～15時06分「市政相談」とされている	・繁華街	15-1	6	2021	21 P9(ピンク9)	同上	0
C17-69	09/12	調査		600	600	タマパーク原町第16駐車場 09時15分～11時00分「会議」とされている	・繁華街	15-1	74	7060	21 P9(赤53)	同上	0
C17-70	09/24	調査		800	800	タマパーク原町第7駐車場(原町5丁目1-17) 09時42分～12時05分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間2時間23分の駐車	15-1	15	3034	21 P9(黄緑1)	同上	0
C17-71	10/02	調査		200	200	タイムズFPT第7駐車場 19時05分～19時22分「現地調査」とされている	・繁華街・夜間 短時間わずか17分間の駐車	15-1	76	7069	21 P9(ピンク14)	同上	0
C17-72	10/02	調査		900	900	アイベック原町3丁目第2駐車場 17時46分～21時07分「会議」とされている	・繁華街・深夜 ・長時間3時間21分の駐車	15-1	89	8034	21 P9(青33)	同上	0
C17-73	10/03	調査		600	600	タイムズFPT第7駐車場 10時22分～11時43分「会議」とされている	・繁華街	15-1	76	7070	21 P9(ピンク14)	同上	0
C17-74	10/07	調査		900	900	アイベック原町3丁目第2駐車場(原町3丁目7番地) 09時52分～11時54分「会議」とされている	・繁華街・長時間2時間2分の駐車	15-1	89	8037	21 P9(青33)	同上	0
C17-75	10/12	調査		800	800	タマパーク原町第7駐車場(原町5丁目1-17) 18時18分～20時32分「会議」とされている	・繁華街・夜間・長時間2時間14分の駐車	15-1	16	3039	21 P9(黄緑1)	同上	0
C17-76	10/15	調査		700	700	ワンデーパーキング原町第1駐車場 16時18分～18時26分「会議」とされている	・繁華街・長時間2時間8分の駐車	15-1	16	3036	21 P9(ピンク10)	同上	0
C17-77	11/19	調査		400	400	三井のリパーク原町4丁目駐車場 11時46分～12時21分「現地調査」とされている	・繁華街	15-1	17	3041	21 P9(赤78)	同上	0
C17-78	12/01	調査		200	200	ワンデーパーキング原町第1駐車場 11時40分～12時17分「現地調査」とされている	・繁華街	15-1	79	7086	21 P9(ピンク10)	同上	0

支出番号	支出日	項目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-79	12/02	調査		600	600	ミウラーパーキング原町田3丁目第5駐車場(原町田3-9-5) 14時18分～15時20分「会議」とされている	・繁華街	15-1	79	7087	21 P9(青●)	同上	0
C17-80	01/08	調査		800	800	タマパーク原町田第57駐車場(原町田6-22) 17時59分～みえず「会議」とされている	・繁華街	15-1	81	7098	21 P9(ピンク●)	同上	0
C17-81	01/11	調査		800	800	原町田4丁目第2駐車場 13時45分～16時15分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間30分の駐車	15-1	21	3063	21 P9(赤62)	同上	0
C17-82	01/13	調査		300	300	ダイイチパーク町田駐車場 13時00分～13時41分「現地調査」とされている	・繁華街	15-1	82	7106	21 P9(ピンク24)	同上	0
C17-83	01/15	調査		300	300	ル・パルク町田駅前第1駐車場(原町田4丁目1) 13時51分～14時43分「現地調査」とされている	・繁華街	15-1	82	7108	21 P9(赤●)	同上	0
C17-84	01/16	調査		300	300	ル・パルク町田駅前第1駐車場(原町田4丁目1) 13時54分～14時52分「会議」とされている	・繁華街	15-1	81	7101	21 P9(赤●)	同上	0
C17-85	01/17	調査	谷沢	900	900	タマパーク原町田第58駐車場(原町田6-23) 17時45分～20時29分「市政相談」とされている	・繁華街・夜間・長時間 2時間44分の駐車	15-1	57	5009	21 P9(ピンク64)	同上	0
C17-86	01/21	調査		1,000	1,000	ほっぽ町田第2駐車場 12時53分～15時09分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間16分の駐車	15-1	82	7113	21 P9(赤28)	同上	0
C17-87	01/24	調査		900	900	タマパーク原町田第21駐車場 18時26分～20時57分「市政相談」とされている	・繁華街・夜間 ・長時間 2時間31分の駐車	15-1	7	2027	21 P9(青57)	同上	0
C17-88	01/29	調査		300	300	タマパーク原町田第26駐車場 10時35分～11時16分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間わずか41分の駐車	15-1	82	7112	21 P9(青67)	同上	0
C17-89	01/30	調査		900	900	タマパーク原町田第19駐車場 09時55分～12時40分「市政相談」とされている	・繁華街 ・長時間 2時間45分の駐車	15-1	7	2029	21 P9(赤59)	同上	0
C17-90	02/08	調査		800	800	タマパーク原町田第7駐車場(原町田5丁目1-17) 18時12分～20時24分「現地調査」とされている	・繁華街・夜間 ・長時間 2時間12分	15-1	22	3067	21 P9(黄緑1)	同上	0
C17-91	02/09	調査		100	100	原町田1丁目第2駐車場 11時31分～11時47分「現地調査」とされている	・繁華街 ・短時間わずか16分の駐車	15-1	22	3070	21 P9(紫19)	同上	0
C17-92	02/10	調査		600	600	三井のリパーク原町田4丁目第2駐車場 17時49分～19時11分「現地調査」とされている	・繁華街・夜間	15-1	22	3069	21 P9(赤62)	同上	0
C17-93	02/12	調査		300	300	タマパーク原町田第58駐車場(原町田6-23) 17時41分～18時26分「現地調査」とされている	・繁華街	15-1	22	3071	21 P9(ピンク64)	同上	0
C17-94	02/24	調査	谷沢	300	300	タマパーク原町田第10駐車場 14時48分～16時01分「市政相談」とされている	・繁華街 町田市議会議員選挙期間中。選挙活動関連の会合である。	15-1	57	5010	21 P9(ピンク15)甲141	谷沢議員が、厚木基地爆音防止期成同盟の会合に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C17-95	05/25	調査	わたべ	900	900	アイベック原町田3丁目第2駐車場(原町田3丁目7番地) 11:03～12:13「会議」とされている	・繁華街	15-1	86	8016	21 P9(青33)	違法基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-96	04/12	調査	わたべ	900	900	タイムズ24駐車場名読めず 09時52分～14時10分「会議」とされている	・長時間 4時間以上の駐車	15-1	85	8002	不明	同上	0
C17-97	04/19	調査	わたべ	700	700	エスエーパーキング 09時45分～12時53分「会議」とされている	・政党活動 政党事務所のある至近距離にある駐車場。以下C17-138までの「エスエーパーキング」、「町田中町第1」,「NPC24H町田中町P駐車場」、「町田シバヒロ」について同じ ・繁華街 ・長時間3時間以上の駐車	15-1	85	8004	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-98	04/21	調査	わたべ	800	800	エスエーパーキング 09時04分～12時43分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・長時間 3時間半の駐車	15-1	85	8005	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-99	04/27	調査	わたべ	800	800	エスエーパーキング 10時56分～14時42分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・長時間3時間半の駐車	15-1	85	8008	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-100	04/28	調査	わたべ	200	200	エスエーパーキング 13時29分～14時05分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街	15-1	85	8009	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-101	05/11	調査	わたべ	400	400	エスエーパーキング 14時22分～16時16分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街	15-1	86	8010	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-102	05/15	調査	わたべ	900	900	タイムズ24駐車場名読めず 08時58分～15時53分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・長時間約7時間の駐車	15-1	86	8013	不明	同上	0
C17-103	05/30	調査	わたべ	300	300	エスエーパーキング 09時05分～10時24分「市政相談」とされている	・政党活動 ・繁華街	15-1	86	8017	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-104	06/19	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 14時20分～18時51分「会議」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 4時間以上の駐車	15-1	86	8018	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-105	06/20	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 09時51分～14時50分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・長時間約5時間の駐車	15-1	87	8019	・21 P9(黄54) P28	同上	0
C17-106	07/18	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 09時32分～13時45分「会議」とされている	・繁華街 ・長時間4時間13分の駐車	15-1	87	8022	・21 P9(黄54) P28	同上	0
C17-107	07/21	調査	わたべ	500	500	エスエーパーキング第1駐車場 12時21分～14時34分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・長時間 2時間13分の駐車	15-1	87	8024	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-108	07/25	調査	わたべ	1,000	1,000	町田シバヒロ駐車場 10時04分～14時24分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・長時間 4時間以上の駐車	15-1	87	8025	・21 P9(黄1) P28	同上	0
C17-109	07/28	調査	わたべ	200	200	エスエーパーキング 07時14分～08時32分「市政相談」とされている	・政党活動 ・繁華街・早期	15-1	87	8026	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-110	08/05	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 13時06分～19時00分「会議」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 約6時間の駐車	15-1	88	8028	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-111	08/23	調査	わたべ	500	500	NPC24H町田中町P駐車場 11時06分～13時17分「会議」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 2時間11分の駐車	15-1	88	8030	・21 P9(黄●) P28	同上	0
C17-112	09/25	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング 13時08分～15時39分「会議」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 2時間31分の駐車	15-1	88	8033	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-113	10/06	調査	わたべ	600	600	エスエーパーキング 14時56分～17時36分「会議」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 2時間40分の駐車	15-1	89	8036	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-114	10/10	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 13時59分～19時46分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・夜間 ・長時間 5時間半の駐車	15-1	89	8038	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-115	10/11	調査	わたべ	900	900	エスエーパーキング 13時48分～20時55分「会議」とされている	・政党活動 ・繁華街・夜間 ・長時間 7時間7分の駐車	15-1	89	8039	・21 P9(黄43) P28	同上	0
C17-116	11/10	調査	わたべ	700	700	エスエーパーキング 09時49分～12時58分「会議」とされている	・政党活動・繁華街 ・長時間 3時間以上の駐車	15-1	92	8046	・21 P9(黄43) P28	同上	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-117	11/13	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 13時41分～18時22分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 4時間半の駐車	15-1	93	8047	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-118	11/16	調査	わたべ	1,000	1,000	町田シバヒロ駐車場 14時36分～18時39分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 4時間の駐車	15-1	93	8049	・21 P9 (黄1) P28	同上	0
C17-119	11/17	調査	わたべ	200	200	エスエーパークینگ 12時25分～13時06分 「会議」とされている	・政庁活動 ・繁華街	15-1	93	8050	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-120	11/25	調査	わたべ	800	800	エスエーパークینگ 09時09分～13時09分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 4時間の駐車	15-1	94	8054	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-121	11/29	調査	わたべ	500	500	エスエーパークینگ 13時57分～16時22分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 2時間25分の駐車	15-1	94	8055	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-122	11/30	調査	わたべ	400	400	タイムズ町田中町第11駐車場 15時04分～16時41分 「会議」とされている	・政庁活動 ・繁華街	15-1	94	8057	・21 P9 (黄54) P28	同上	0
C17-123	12/09	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 09:19～15:43 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 6時間半の駐車	15-1	94	8058	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-124	12/12	調査	わたべ	600	600	エスエーパークینگ 15時34分～18時10分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 2時間36分の駐車	15-1	94	8059	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-125	12/13	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 09:01～17:23 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 8時間以上の駐車	15-1	94	8060	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-126	12/19	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 見えず～19時00分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 5時間?の駐車か(金額から見ると5時間程度と思われる)	15-1	95	8061	・21 P9 (黄54) P28	同上	0
C17-127	12/20	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 14時22分～21時14分 「会議」とされている	・政庁活動 ・繁華街・深夜・長時間 6時間半の駐車	15-1	95	8062	・21 P9 (黄54) P28	同上	0
C17-128	12/21	調査	わたべ	400	400	エスエーパークینگ 09時20分～10時52分 「会議」とされている	・政庁活動 ・繁華街	15-1	95	8063	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-129	12/21	調査	わたべ	900	900	タイムズ町田中町第11駐車場 13時10分～18時01分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 5時間の駐車	15-1	95	8064	・21 P9 (黄54) P28	同上	0
C17-130	12/26	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 12時50分～17時42分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 5時間の駐車	15-1	95	8065	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-131	02/12	調査	わたべ	700	700	エスエーパークینگ 14時47分～18時09分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 3時間半の駐車	15-1	96	8071	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-132	01/10	調査	わたべ	700	700	タイムズ町田中町第11駐車場 18時39分～20時44分 「会議」とされている	・政庁活動 ・繁華街・夜間 ・長時間 2時間5分の駐車	15-1	95	8066	・21 P9 (黄54) P28	同上	0
C17-133	01/12	調査	わたべ	700	700	タイムズ町田中町第11駐車場 16時48分～18時59分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 2時間3分の駐車	15-1	95	8067	・21 P9 (黄54) P28	同上	0
C17-134	01/17	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 13時14分～19時40分 「会議」とされている	・政庁活動 ・繁華街・夜間 ・長時間 6時間半の駐車	15-1	95	8069	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-135	01/19	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 09:48～17:39 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 8時間の駐車	15-1	96	8070	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-136	02/13	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 11時24分～18時07分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 約6時間半の駐車	15-1	96	8072	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-137	02/28	調査	わたべ	300	300	エスエーパークینگ 12時02分～13時20分 「会議」とされている	・政庁活動 ・繁華街	15-1	96	8073	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-138	02/28	調査	わたべ	900	900	エスエーパークینگ 14時21分～18時58分 「会議」とされている	・政庁活動・繁華街 ・長時間 4時間半の駐車	15-1	96	8074	・21 P9 (黄43) P28	同上	0
C17-139	03/05	調査	わたべ	1,200	1,200	NPQ24H 町田中町P 13時24分～20時03分 「会議」とされている	・繁華街・夜間 ・長時間 約6時間半の駐車	15-1	96	8076	・21 P9 (黄●) P28	同上	0
C17-140	05/02	調査		400	400	タイムズ森野第7駐車場 10時28分～11時45分 「市政相談」とされている	・政庁活動 民進党東京都第23区総支部の前の徒歩15秒以内の駐車場。同所訪問のための駐車、すなわち政庁活動のためと推測、以下C17-145まで同様。	15-1	4	2011	・21 P30 -22-2 (収支報告書)	同上	0
C17-141	05/02	調査		400	400	タイムズ森野第7駐車場 09時58分～11時53分 「会議」とされている	・同上	15-1	10	3010	・21 P30 -22-2 (収支報告書)	同上	0
C17-142	05/11	調査		400	400	タイムズ森野第7駐車場 16時33分～17時37分 「現地調査」とされている	・同上	15-1	10	3013	・21 P30 -22-2 (収支報告書)	同上	0
C17-143	08/10	調査		600	600	タイムズ森野第7駐車場 16時56分～19時00分 「会議」とされている	・同上	15-1	72	7045	・21 P30 -22-2 (収支報告書)	同上	0
C17-144	09/15	調査		400	400	タイムズ森野第7駐車場 17時57分～19時32分 「会議」とされている	・同上・夜間	15-1	15	3031	・21 P30 -22-2 (収支報告書)	同上	0
C17-145	09/26	調査		400	400	タイムズ森野第7駐車場 12時53分～14時15分 「会議」とされている	・同上	15-1	15	3035	・21 P30 -22-2 (収支報告書)	同上	0
C17-146	08/12	調査		100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 10時01分～11時14分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日 ・「第16回全国車椅子バスケットボール大会選手権」	15-1	72	7048	甲45 甲155	森本議員が、全国車椅子バスケットボール大会選手権を視察した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C17-147	08/26	調査		100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 09時34分～11時06分 「会議」とされている	・スポーツ施設の私的利用 土曜日	15-1	73	7052		使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-148	10/29	調査		100	100	町田市立総合体育館第1駐車場 12時22分～13時20分 「現地調査」とされている	・スポーツ施設の私的利用 日曜日	15-1	77	7076		同上	0
C17-149	11/03	調査		100	600	町田市立総合体育館第1駐車場 09時37分～10時37分 「会議」とされている	・スポーツ施設の私的利用 祝日(金曜日)	15-1	78	7077		同上	0
C17-150	11/03	調査		650	650	野津田公園駐車場 08時44分～15時33分 スポーツ施設でのイベント 『野津田丘の上まつり』への参加とされている	・政務調査研究とはいえない・祝日(金曜日) ・長時間 6時間49分 ・イベントに参加するための駐車	15-1	92	8043	甲203-1 甲203-3	同上	0
C17-151	05/06	調査		900	900	昭和大学藤が丘病院第2駐車場 (横浜市青葉区藤が丘1-30) 14時13分～16時42分 「視察」とされている	・病院の私的利用 ・市外・土曜日・長時間2時間29分の駐車	15-1	4	2012		【病院の私的利用】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。 【その他】 使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	900
C17-152	04/01	調査		200	200	グルメリシティ成瀬台駐車場 09時49分～11時39分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間 土曜日	15-1	9	3001	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。「長時間」に該当しない。	0
C17-153	05/01	調査		300	300	グルメリシティ成瀬台駐車場 16時07分～18時19分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・GWの月曜日	15-1	10	3012	21 P22	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-154	05/06	調査		300	300	グルメリシティ成瀬台駐車場 09時53分～11時57分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間-GW中の土曜日	15-1	10	3009	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-155	05/16	調査		300	300	グルメシティ成瀬台駐車場 08時53分～11時03分 「市政相談」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・火曜日	15-1	4	2014	21 P22	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-156	06/03	調査		200	200	グルメシティ成瀬台駐車場 09時52分～11時25分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・土曜日	15-1	12	3016	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。「長時間」に該当しない。	0
C17-157	07/22	調査		400	400	グルメシティ成瀬台駐車場 07時49分～10時23分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・土曜日	15-1	13	3020	21 P22	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-158	09/02	調査		300	300	グルメシティ成瀬台駐車場 09時52分～11時56分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・土曜日	15-1	15	3030	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。	0
C17-159	09/30	調査		200	200	グルメシティ成瀬台駐車場 09時48分～11時32分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・土曜日	15-1	15	3032	21 P22	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。「長時間」に該当しない。	0
C17-160	12/02	調査		200	200	グルメシティ成瀬台駐車場 09時46分～11時26分 「現地調査」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・土曜日	15-1	18	3047	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。「長時間」に該当しない。	0
C17-161	12/03	調査		500	500	グルメシティ成瀬台駐車場 12時04分～15時06分 「会議」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・日曜	15-1	19	3048	21 P22	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-162	01/13	調査		100	100	グルメシティ成瀬台駐車場 09時55分～11時24分 「現地調査」とされている	・商業施設での街頭活動 ・長時間・土曜日	15-1	20	3055	21 P22	佐藤議員が、青少年健全育成成瀬台地区委員会の定例会に出席した際の駐車代であり、当該活動は政務活動である。「長時間」に該当しない。	0
C17-163	02/12	調査		1,000	1,000	小田急マルシェ鶴川駐車場 12時22分～17時19分 「市政相談」とされている	・商業施設・祝日 ・長時間 4時間57分駐車	15-1	7	2030	21 P19	使途基準不適合性を推認させる事実とはいえない。	0
C17-164	11/25	調査		400	400	小田急マルシェ鶴川駐車場 10時55分～14時07分 「会議」とされている	・商業施設・土曜日 ・長時間 3時間以上の駐車	15-1	80	7095	21 P19	同上	0
C17-165	05/18	調査	谷沢	240	240	多摩センター丘の上のプラザ駐車場 12:45～18:27 「市政相談」とされている	・商業施設 ・長時間 5時間半の駐車	15-1	57	5005	21 P36	同上	0
C17-166	07/16	調査	谷沢	360	360	多摩センター丘の上のプラザ駐車場 16:33～19:48 「市政相談」とされている	・商業施設・日曜日・夜間 ・長時間3時間以上の駐車	15-1	57	5006	21 P36	同上	0
C17-167	04/09	調査		360	360	多摩センター丘の上のプラザ駐車場 13:08～17:16 「会議」とされている	・商業施設・土曜日 ・長時間 4時間以上の駐車	15-1	66	7002	21 P36	同上	0
C17-168	03/05	調査	わたべ	600	600	ビッグヨーサン成瀬店駐車場 11時02分～13時10分 「会議」とされている	・商業施設 ・長時間 2時間8分の駐車	15-1	96	8075		同上	0
C17-169	05/22	調査	わたべ	1,650	1,650	ビッグヨーサン成瀬店駐車場 11時08分～16時45分 「会議」とされている	・商業施設 ・長時間 約5時間半の駐車	15-1	86	8015		同上	0
C17-170	08/24	調査	わたべ	1,050	1,050	ビッグヨーサン成瀬店駐車場 13時32分～17時01分 「会議」とされている	・商業施設 ・長時間 3時間半の駐車	15-1	88	8031		同上	0
C17-171	09/14	調査		1,200	1,200	町田木曾名店街お客様専用駐車場 15時44分～18時25分 「市政相談」とされている	・商業施設(木曾団内の商店会) ・長時間 2時間41分の駐車	15-1	6	2022		同上	0
C17-172	08/11	調査		200	200	鶴川団地センター名店街 11時17分～12時21分 「会議」とされている	・鶴川団地内の商業施設・祝日 ・長時間 2時間41分の駐車	15-1	72	7047		同上	0
C17-173	08/11	調査		300	300	鶴川団地センター名店街 08時56分～11時07分 「会議」とされている	・鶴川団地内の商業施設・祝日	15-1	72	7046		同上	0
C17-174	09/14	調査		200	200	鶴川団地センター名店街 15時52分～16時55分 「会議」とされている	・鶴川団地内の商業施設	15-1	74	7062		同上	0
C17-175	05/12	調査		600	600	西友町田店 13時08分～14時16分 「会議」とされている	・商業施設	15-1	67	7012	21 P9 (繰33)	同上	0
C17-176	04/10	調査		500	500	神興第2パーキング 09時27分～11時29分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 2時間2分の駐車	15-1	2	2002	21 P19	同上	0
C17-177	04/10	調査		300	300	神興第2パーキング 15時46分～17時11分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前	15-1	3	2006	21 P19	同上	0
C17-178	04/14	調査	わたべ	2,000	2,000	アイベック鶴川第1駐車場 09:54～12:55 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 3時間の駐車	15-1	85	8003	21 P19	同上	0
C17-179	04/28	調査		200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 15時29分～15時52分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間わずか23分の駐車	15-1	66	7005	21 P19	同上	0
C17-180	05/09	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 10時17分～10時28分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか11分の駐車	15-1	67	7007	21 P19	同上	0
C17-181	05/11	調査		300	300	神興第2パーキング(鶴川ポブリホールそば) 18時56分～20時09分 「会議」とされている	・鶴川駅前・夜間	15-1	67	7010	21 P19	同上	0
C17-182	05/20	調査		100	100	神興第2パーキング(鶴川ポブリホールそば) 09時36分～11時00分 「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	67	7014	21 P19	同上	0
C17-183	05/21	調査		300	300	神興第2パーキング(鶴川ポブリホールそば) 15時00分～16時12分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前	15-1	3	2007	21 P19	同上	0
C17-184	05/22	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 16時22分～16時34分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間わずか12分の駐車	15-1	68	7015	21 P19	同上	0
C17-185	05/25	調査		200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 14時02分～14時29分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間わずか27分の駐車	15-1	68	7017	21 P19	同上	0
C17-186	05/26	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 09時26分～09時40分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間わずか4分の駐車	15-1	68	7018	21 P19	同上	0
C17-187	06/08	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 17時19分～17時35分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間わずか16分の駐車	15-1	69	7021	21 P19	同上	0
C17-188	06/21	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 10時36分～10時51分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間わずか15分の駐車	15-1	69	7024	21 P19	同上	0
C17-189	06/15	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 09時27分～09時42分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間わずか15分の駐車	15-1	69	7022	21 P19	同上	0
C17-190	07/01	調査		800	800	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 12時48分～15時15分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 2時間27分の駐車	15-1	70	7030	21 P19	同上	0
C17-191	07/12	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 14時25分～14時37分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか12分の駐車	15-1	70	7035	21 P19	同上	0
C17-192	07/25	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 10時49分～11時00分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか11分の駐車	15-1	70	7037	21 P19	同上	0
C17-193	07/25	調査		500	500	神興第2パーキング(鶴川ポブリホールそば) 16時24分～18時43分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 2時間18分の駐車	15-1	71	7038	21 P19	同上	0
C17-194	07/27	調査		300	300	神興第2パーキング(鶴川ポブリホールそば) 18時19分～19時37分 「会議」とされている	・鶴川駅前・夜間	15-1	71	7040	21 P19	同上	0

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金原まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-195	08/08	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 09時39分～09時44分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか5分の駐車	15-1	72	7043	21 P19	同上	0
C17-196	08/09	調査		400	400	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 17時42分～18時54分 「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	72	7044	21 P19	同上	0
C17-197	08/18	調査		200	200	神楽第2パーキング 18時58分～19時46分 (鶴川ポリホールそば) 「現地調査」とされている	・鶴川駅前・夜間	15-1	73	7050	21 P19	同上	0
C17-198	08/16	調査		300	300	神楽パーキング 10時28分～11時47分 「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	72	7049	21 P19	同上	0
C17-199	08/19	調査	わたべ	500	500	神楽パーキング 18時06分～20時10分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前・夜間 ・長時間 2時間4分の駐車	15-1	88	8029	21 P19	同上	0
C17-200	08/25	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 09時41分～09時58分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか17分の駐車	15-1	73	7051	21 P19	同上	0
C17-201	08/31	調査		200	200	神楽第2パーキング (鶴川ポリホールそば) 17時34分～18時07分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	15-1	73	7055	21 P19	同上	0
C17-202	09/15	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 15時47分～16時00分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか13分の駐車	15-1	74	7063	21 P19	同上	0
C17-203	09/16	調査		500	500	神楽パーキング 13時16分～15時18分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 2時間02分の駐車	15-1	74	7064	21 P19	同上	0
C17-204	09/22	調査		300	300	神楽第2パーキング (鶴川ポリホールそば) 15時15分～16時20分 「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	75	7065	21 P19	同上	0
C17-205	10/15	調査		1,000	1,000	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 10時12分～13時26分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 3時間14分の駐車	15-1	76	7073	21 P19	同上	0
C17-206	10/20	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 17時12分～17時25分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか13分の駐車	15-1	76	7074	21 P19	同上	0
C17-207	10/23	調査	谷沢	1,600	1,600	シンコーパーク鶴川第1駐車場 12時58分～15時19分 「市政相談」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 2時間21分の駐車	15-1	57	5008	21 P19	同上	0
C17-208	10/26	調査		200	200	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 16時41分～17時03分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか22分の駐車	15-1	76	7075	21 P19	同上	0
C17-209	11/14	調査	わたべ	800	800	神楽パーキング (鶴川駅前) 13時13分～17時06分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 3時間半の駐車	15-1	93	8048	21 P19	同上	0
C17-210	11/17	調査		100	100	シンコーパーク鶴川駅前駐車場 08時44分～09時20分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	15-1	78	7082	21 P19	同上	0
C17-211	11/18	調査		400	400	タイムズ鶴川駐車場 16時01分～17時11分 「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	78	7083	21 P19	同上	0
C17-212	11/19	調査	わたべ	500	500	神楽パーキング (鶴川駅前) 17時45分～20時09分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 2時間24分の駐車	15-1	93	8052	21 P19	同上	0
C17-213	12/03	調査		300	300	神楽パーキング (鶴川駅前) 13時21分～14時23分 「会議」とされている	・鶴川駅前 「鶴川ショートムービーコンテスト」授賞式 於ポリホール	15-1	79	7088	21 P19 甲66	同上	0
C17-214	12/19	調査		100	100	タイムズ鶴川駐車場 17時26分～17時32分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前 ・短時間 わずか6分の駐車	15-1	79	7090	21 P19	同上	0
C17-215	03/02	調査		200	200	神楽パーキング (鶴川駅前) 08時27分～09時01分 「現地調査」とされている	・鶴川駅前	15-1	84	7123	21 P19	同上	0
C17-216	03/03	調査		900	900	ザ・パーク鶴川駐車場 13時57分～17時21分 「会議」とされている	・鶴川駅前 ・長時間 3時間半の駐車	15-1	84	7125	21 P19	同上	0
C17-217	03/03	調査		400	400	タイムズ鶴川駐車場 11時55分～13時02分 「会議」とされている	・鶴川駅前	15-1	84	7124	21 P19	同上	0

合計額 107,830

900

支出番号	支出日	員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証憑番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証憑	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-536	03/28	資料 谷沢	48,332	48,332	一般紙の購読 朝日新聞 2014.3月~2015.2月 48,332円 領収書の発行元「ASAつくし野」	・私的な資料 ・谷沢議員の自宅(つくし野1-36-8)での購読	12-2	299~300			自宅や所属政党事務所における一般紙の購読費は、その全額につき政務活動費の充当が認められる。	0
C14-537		資料 戸塚	48,444	48,444	一般紙の購読 読売新聞 26年4月~27年3月 48,444円 領収書の発行元は「読売センター町田中央」	・私的な資料 ・自宅(金森2-16-6)での購読	12-2	301	上		同上	0
C14-538		資料 佐藤	48,444	48,444	一般紙の購読 朝日新聞 セット 4月分 4037*12=48,444円 領収書の発行元は「朝日新聞サービスアンカー成瀬駅前」	・私的な資料 ・自宅(南成瀬7丁目15-22)での購読	12-2	302~313			同上	0
C14-539		資料 森本	36,333	36,333	一般紙の購読 読売新聞 4,037円*9=36333円 領収書の発行元は「読売センター町田鶴川南部」	・私的な資料 ・森本議員の自宅(大蔵町421-4)での購読	12-2	315~323			同上	0
C14-540		資料 わたべ	37,614	37,614	一般紙の購読 東京新聞 セット 4月4,184円 5月~3,343円*10=33,430円 領収書の発行元は「ASA鶴川南部」	・私的な資料 ・わたべ議員の自宅(野津田町3114-7)での購読	12-2	324・330・332・334・339・341・343・344・347・350・352			同上	0
C14-541		資料 河辺	43,284	43,284	一般紙の購読 朝日新聞 朝刊 3,607円*12=43,284円 領収書の発行元は「朝日新聞サービスアンカー京王多摩境」	・私的な資料 ・河辺議員の自宅(小山町997-18)での一般紙の購入。	12-2	355~357			同上	0
C14-542	12/15	資料 田中	12,542	12,542	一般紙の購読 東京新聞 1430+2778+11,112=15,320円 領収書の発行元は「ASA町田西部」	・私的な資料 ・政党事務所(生活者ネット)(中町1-28-18)での一般紙の購入	12-2	366・368・369			同上	0
C14-543	04/03	資料 谷沢	31,920	31,920	社会新報と月刊社会民主 年間購読で2部ずつ購入	・自ら所属する政党の機関紙 ・必要性のない2部の購入	12-2	280	左上	甲135 甲136	【所属政党機関紙】 ・政党機関紙の購読費への政務活動費の充当は認められる。 ・会派控室に備え置いたための購読であり、私的な購読ではない。 ・町田市政に関する調査研究に有用な情報を提供する資料である。 【2部購入】 ・複数の議員が閲覧できるように、2部購入した。 ・2部購入しても、多大な支出ではない。 ・運用指針では、複数部購入が想定されており、購読部数に関する規制はない。 ・所属政党機関紙ではない。 ・町田市政と関係する記事を掲載している。	15,960
C14-544	04/10	資料 谷沢	4,584	4,584	新社会党機関紙誌代 半年分	・自ら所属する政党の機関紙	12-2	280	左下	甲137-1		0
C14-545	06/09	資料 谷沢	2,010	2,010	社会主義協会 4~6月分	・自ら所属する政党の機関紙	12-2	281	左上	甲138 甲139		0
C14-546	06/23	資料 谷沢	4,068	4,068	科学的社会主義 7~12月分	・自ら所属する政党の機関紙	12-2	281	左下	・同上		0
C14-547	09/05	資料 谷沢	2,010	2,010	社会主義協会 7~9月分	・自ら所属する政党の機関紙	12-2	285	左下	・同上		0
C14-548	10/09	資料 谷沢	4,584	4,584	新社会党機関紙	・自ら所属する政党の機関紙	12-2	287	左上	甲137-1		0
C14-549	12/06	資料 谷沢	2,010	2,010	社会主義協会 10~12月分	・自ら所属する政党の機関紙	12-2	292	左上	甲138 甲139		0
C14-550	12/06	資料 谷沢	8,136	8,136	科学的社会主義 1~6月分	・自ら所属する政党の機関紙 ・4~6月分は翌年度分の支出	12-2	292	右上	・同上		0
C14-551	03/05	資料 谷沢	8,040	8,040	社会主義協会	・自ら所属する政党の機関紙	12-2	296	左上	・同上		0
合計額				342,355								15,960

C15-467	03/31	資料 谷沢	48,444	48,444	一般紙の購読 朝日新聞 購読場所:つくし野1丁目36-8 2015年4月~2016年3月 領収書の発行元は「ASAつくし野」	・私的な資料・購入先は谷沢議員の自宅(つくし野1丁目36-8)	13-2	366			自宅や所属政党事務所における一般紙の購読費は、その全額につき政務活動費の充当が認められる。	0
C15-468		資料 河辺	43,284	43,284	一般紙の購読 朝日新聞 3,607円*12=43,284円 12枚の領収書あり 領収書の発行元は「朝日新聞サービスアンカー京王多摩境」	・私的な資料 ・購入先の住所はなく、「ASA2区」とあるだけであるが、平成26年度の領収書(C14-541)に照らすと、河辺議員の自宅と推測される。	13-2	369~373			同上	0
C15-469	03/30	資料 戸塚	48,444	48,444	一般紙の購読 読売新聞 購読場所:金森2-16-6 27年4月~28年3月 領収書の発行元は「読売センター町田中央」	・私的な資料 ・購入先は、戸塚議員の自宅(金森2-16-6)	13-2	375			同上	0
C15-470	03/31	資料 わたべ	40,116	40,116	一般紙の購読 東京新聞 3,343円*12=40,116円 領収書の発行元は「ASA鶴川南部」	・私的な資料 ・配達場所は記載されていないが、「鶴川南部」の販売店の領収書であり、金額も同一であることから、わたべ議員の自宅と推測される(C14-540と同じ)。	13-2	389			同上	0
C15-471		資料 佐藤	48,444	48,444	一般紙の購読 朝日新聞 4037円*12=48,444円 領収書の発行元は「朝日新聞サービスアンカー成瀬駅前」	・私的な資料 ・購入先は佐藤議員の自宅(南成瀬7丁目15-22)	13-2	390~393			同上	0
C15-472		資料 森本	18,000	18,000	一般紙の購読 毎日新聞 購読場所:大蔵町421-4 朝刊2000円(4月、5月、6月、8月、9月、10月、11月、12月、1月)9ヶ月分領収書 領収書の発行元は「朝日新聞町田中央販売所」	・私的な資料 ・購入先は森本議員の自宅(大蔵町421-4) 読売新聞もとっている	13-2	398~410			同上	0
C15-473		資料 森本	32,296	32,296	一般紙の購読 読売新聞セット 購読場所:大蔵町421-4 4,037円*8=32,296(4,5,6,8,9,10,12,1月) 領収書の発行元は「読売センター町田鶴川南部」	・私的な資料 ・購入先は森本議員の自宅(大蔵町421-4) 毎日新聞もとっている	13-2	398~408			同上	0
C15-474		資料 田中	33,336	33,336	一般紙の購読 東京新聞 朝刊 4月分 2,778円*12 領収書の発行元は「ASA町田西部」	・私的な資料 ・購入先は、自らが所属する政党、「町田生活者ネット」の事務所(町田市中町1-28-18)	13-2	412・413			同上	0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-475	04/30	資料	谷沢	15,960	15,960	社会新報と月刊社会民主年間購読で2部ずつ購入。4月～9月分	・自ら所属する政党の機関紙購読 ・必要性のない2部の購読	13-2	347	右下	甲135 甲136	【所属政党機関紙】 ・政党機関紙の購読費への政務活動費の充当は認められる。 ・会派控室に備え置くための購読であり、私的な購読ではない。 ・町田市政に関する調査研究に有用な情報を提供する資料である。 【2部購入】 ・複数の議員が閲覧できるよう、2部購入した。 ・2部購入しても、多大な支出ではない。 ・運用指針では、複数部購入が想定されており、購読部数に関する規制はない。 ・所属政党機関紙ではない。 ・町田市政と関係する記事を掲載している。	7,980
C15-476	05/18	資料	谷沢	5,348	5,348	新社会党機関紙購読料 半年分	・自ら所属する政党の機関紙購読	13-2	348	左上	甲137-1	【所属政党機関紙】 ・政党機関紙の購読費への政務活動費の充当は認められる。 ・会派控室に備え置くための購読であり、私的な購読ではない。 ・町田市政に関する調査研究に有用な情報を提供する資料である。 【2部購入】 ・複数の議員が閲覧できるよう、2部購入した。 ・2部購入しても、多大な支出ではない。 ・運用指針では、複数部購入が想定されており、購読部数に関する規制はない。 ・所属政党機関紙ではない。 ・町田市政と関係する記事を掲載している。	0
C15-477	10/05	資料	谷沢	15,960	15,960	社会新報と月刊社会民主10月～3月分。	・自ら所属する政党の機関紙購読 ・必要性のない2部の購読	13-2	355	左上	甲135 甲136	【所属政党機関紙】 ・政党機関紙の購読費への政務活動費の充当は認められる。 ・会派控室に備え置くための購読であり、私的な購読ではない。 ・町田市政に関する調査研究に有用な情報を提供する資料である。 【2部購入】 ・複数の議員が閲覧できるよう、2部購入した。 ・2部購入しても、多大な支出ではない。 ・運用指針では、複数部購入が想定されており、購読部数に関する規制はない。 ・所属政党機関紙ではない。 ・町田市政と関係する記事を掲載している。	7,980
C15-478	11/11	資料	谷沢	4,584	4,584	新社会党機関紙購読料 半年分	・自ら所属する政党の機関紙購読	13-2	356	左上	甲137-1	【所属政党機関紙】 ・政党機関紙の購読費への政務活動費の充当は認められる。 ・会派控室に備え置くための購読であり、私的な購読ではない。 ・町田市政に関する調査研究に有用な情報を提供する資料である。 【2部購入】 ・複数の議員が閲覧できるよう、2部購入した。 ・2部購入しても、多大な支出ではない。 ・運用指針では、複数部購入が想定されており、購読部数に関する規制はない。 ・所属政党機関紙ではない。 ・町田市政と関係する記事を掲載している。	0
C15-479	12/08	資料	谷沢	4,068	4,068	科学的社会主義 1月～6月分	・自ら所属する政党の機関紙購読 ・翌年度3ヶ月分も含む	13-2	360	右下	甲138 甲139	同上	0
C15-480	03/07	資料	谷沢	2,010	2,010	機関紙 社会主義協会 購読料	・自ら所属する政党の機関紙購読	13-2	364	右上	甲138 甲139	同上	0

2015年度
違法支出
額合計 360,294

15,960

C16-466	03/31	資料	なし	48,444	48,444	一般紙購読 朝日新聞 2016年4月～2017年3月分メモ 領収書の発行元は「ASAつくし野」	・私的な資料 購読先は「つくし野1-36-8メゾンつくし野205」と記載されており、購入先が谷沢議員の自宅であることがわかる。	14-2	328	上		自宅や所属政党事務所における一般紙の購読費は、その全額につき政務活動費の充当が認められる。	0
C16-467		資料	河辺	43,284	43,284	一般紙購読 朝日新聞朝刊3607円×10ヶ月 読売新聞3607円×2ヶ月 領収書の発行元は「朝日新聞サービスアンカー 京王多摩境」	・私的な資料 読売新聞の領収書に「町田市小山町997-18」の住所があり、購読先は河辺議員の自宅であることがわかる。	14-2	332~ 334			同上	0
C16-468	03/25	資料	なし	48,444	48,444	一般紙購読 住所なし。1年分の手書き領収書。領収書の発行元は「読売センター 町田中央」	・私的な資料 読売新聞の購読料と推測される。政務活動に必要な支出とはいえない。	14-2	335	上		同上	0
C16-469		資料	なし	48,444	48,444	一般紙購読 朝日新聞セット 4月～3月まで12枚の領収書。領収書の発行元は「朝日新聞サービスアンカー 成瀬駅前」	・私的な資料 購入場所が黒差りになっているが、平成27年度の領収書(C15-471)に照らすと、購入先は佐藤議員の自宅(南成瀬7丁目15-22)であると推測される。	14-2	341~ 352			同上	0
C16-470		資料	なし	36,333	36,333	一般紙購読 読売新聞セット 4月の領収書～9ヶ月分。領収書の発行元は「読売センター 町田鶴川南部」。	・私的な資料 購読場所が黒差りになっているが、平成27年度の領収書(C15-473)に照らすと、購入先は森本議員の自宅(大蔵町421-4)と推測される。	14-2	354~ 356			同上	0
C16-471	04/19	資料	田中	33,336	33,336	一般紙購読 新聞名不明 領収金額部分は判読不能(黒差り)。2778円×12ヶ月の一覧表あり。宛名は議員名だが、住所は政党事務所。領収書の発行元は「ASA町田西部」	・私的な資料 宛名は議員名だが、住所は議員の所属する政党事務所(町田市中町1-28-18)。政務活動に必要な支出とはいえない。	14-2	357	下		同上	0
C16-472		資料	なし	40,050	40,050	一般紙購読 東京新聞 3343円×11ヶ月 3277円×1ヶ月。1年分の手書き領収書。発行元は「ASA鶴川南部」	・私的な資料 購読場所が明記されていないが、「鶴川南部」の販売店の領収書であり、金額も同一であることから、わたべ議員の自宅と推測される(C14-540、C15-470と同じ)。	14-2	384	上		同上	0
C16-473	12/06	資料	谷沢	31,920	31,920	社会新報 700円×12ヶ月×2部 月刊社会民主630円×12ヶ月×2部	・自ら所属する政党の機関紙購読 ・必要性のない2部の購入	14-2	327	上	甲135 甲136	【所属政党機関紙】 ・政党機関紙の購読費への政務活動費の充当は認められる。 ・会派控室に備え置くための購読であり、私的な購読ではない。 ・町田市政に関する調査研究に有用な情報を提供する資料である。 【2部購入】 ・複数の議員が閲覧できるよう、2部購入した。 ・2部購入しても、多大な支出ではない。 ・運用指針では、複数部購入が想定されており、購読部数に関する規制はない。	15,960
C16-474	12/26	資料	谷沢	8,040	8,040	社会主義 670円 2016年4月～2017年3月	同上	14-2	329	下	甲138 甲139	・所属政党機関紙ではない。 ・町田市政と関係する記事を掲載している。	0
C16-475	12/26	資料	谷沢	8,136	8,136	科学的社会主義 2016年4月～2017年3月	同上	14-2	330	中	甲138 甲139	同上	0
C16-476	12/26	資料	谷沢	9,168	9,168	週刊・新社会 2016年4月～2017年3月	同上	14-2	330	下	甲137-1	同上	0

支出番号	支出日	科目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
合計額				355,599									15,960
C17-442	02/24	資料	なし	42,049	42,049	一般紙購読 読売新聞。1年分一括した手書き領収書。議員の名前、住所無し。領収書の発行元は「読売センター町田緑山」	・私的な資料 購読場所が不明。議員の名前もなし。説明責任を放棄している。	15-2	212	2033		自宅や所属政党事務所における一般紙の購読費は、その全額につき政務活動費の充당이認められる。	0
C17-443	02/24	資料	なし	13,500	13,500	一般紙購読 日経新聞。1年分一括した手書き領収書。議員の名前、住所記載なし。領収書の発行元は「読売センター町田緑山」	・私的な資料 購読場所が不明。議員の名前もなし。説明責任を放棄している。	15-2	212	2034		同上	0
C17-444		資料	なし	44,407	44,407	一般紙購読 議員の名前の記載なし。4037円×11=44,407。領収書の発行元は「ASA成瀬駅前」	・私的な資料 購読している新聞名の記載がないが朝日新聞と推測される。 ・購読先の名前・場所の記載がないが、領収書に記載されている住所(南成瀬7-15-22)は佐藤議員の自宅。	15-2	213~218	3115~3125		同上	0
C17-445	04/03	資料	なし	30,558	30,558	一般紙購読 新聞名、議員名、住所の記載なし。1年分一括した手書き領収書。領収書の発行元は「ASA町田東部」	・私的な資料 購読場所が不明。議員の名前もなし。説明責任を放棄している。	15-2	219	4038		同上	0
C17-446	03/12	資料	なし	44,407	44,407	一般紙購読 朝日新聞。購読の議員名、住所の記載なし。領収書の発行元は「ASAつくし野」	・私的な資料 購読している新聞名の記載がないが、朝日新聞と推測される(C16-466と同じ販売店であり1カ月あたりの金額4037円一致)。購読先の記載がないが、各沢議員の自宅と推測される	15-2	231	5043		同上	0
C17-447		資料	なし	40,370	40,370	一般紙購読 読売新聞。議員名なし。購入場所は大蔵町421-4。領収書の発行元は「読売センター町田鶴川東部」	・私的な資料 購読先の議員名は記載されていないが、購入場所は森本議員の自宅(C14-539、C15-473、C16-470と同じ)。	15-2	233~236	7128~7137		同上	0
C17-448	02/28	資料	なし	36,773	36,773	一般紙購読 東京新聞。購読している議員の名前、住所の記載なし。手書き領収書の発行元は「ASA鶴川南部」	・私的な資料 購読場所が明記されていないが、「鶴川南部」の販売店の領収書であり、金額(月3343円)も同一であることから、わたべ議員の自宅と推測される(C14-540、C15-470、C16-384と同じ)。	15-2	256	8114		同上	0
C17-449	09/22	資料	なし	7,370	7,370	社会主義協会 月間社会主義 1年分	議員が所属する政党の機関誌	15-2	228	5032	甲138 甲139	・所属政党機関誌ではない。 ・町田市政と関係する記事を掲載している。	0
C17-450	11/24	資料	なし	8,404	8,404	新社会党機関誌 2017年4月~2018年3月	同上	15-2	228	5035	甲137-1	同上	0
C17-451	12/18	資料	なし	7,458	7,458	科学的社会主義 2017年4月~2018年3月	同上	15-2	229	5038	甲138 甲139	同上	0
C17-452	12/20	資料	なし	29,260	29,260	社会新報 700×11ヶ月×2部 月刊社会民主630×11ヶ月×2部	同上 ・必要のない2部の購入	15-2	230	5040	甲135 甲136	【所属政党機関誌】 ・政党機関誌の購読費への政務活動費の充당은認められる。 ・会派控室に備え置くための購読であり、私的な購読ではない。 ・町田市政に関する調査研究に有用な情報を提供する資料である。 【2部購入】 ・複数の議員が閲覧できるように、2部購入した。 ・2部購入しても、多大な支出ではない。 ・運用指針では、複数部購入が想定されており、購読部数に関する規制はない。	14,630
C17-453	11/15	資料	戸塚	93,420	93,420	ゼンリン地図購入	・選挙活動 2018年2月18日告示の市議会議員選挙に向けた準備のための購入。 ・購入した資料の内容が不明である。町田市南・同北の地図帳は1冊2万円(税抜き)である。4冊以上の購入費用であると推測される。	15-2	232	6020		・議員は、政務活動を行うために様々なところへ移動するところ。例えば市民からの相談を受けたり現地を調査したりするために移動する際には、事前に住宅地図で現地の道路、河川、橋、水路等の位置や形態、地形、住宅の配置やその備在状況、外形的な地目など、現地の状況を正確に理解する上で極めて重要である。 ・政務活動を行うにあたり、最新の地図を購入する必要性は高い。 ・町田市南及び同市北の地図であり、かつ、それぞれ紙媒体の地図とデジタルの地図の購入。 ・現地調査などの際に携帯するため、種々の議員が住宅地図を所持する必要があった。	0
C17-454	01/04	資料	会派	37,152	37,152	ゼンリン地図購入	同上 ・ほぼ同時期に重ねて購入している。会派としての必要に基づいたものではない。	15-2	255	8113		同上	0
合計額				435,128									14,630

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派また市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-552	04/30	広報	石井	4,800	4,800	「HP運営費」4月分	・請負業者「トンボ製作所」は広告関連の事業者ではなく営業実態不明。	12-3	406		甲76-1 甲76-2 甲177(現地調査) 甲178	・とんぼ製作所は、石井議員からホームページの管理運営を受託していた業者である。 ・ホームページの内容は会派の活動の広報だった。	4,800
C14-553	05/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 5月分	・同上	12-3	407		同上	同上	4,800
C14-554	06/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 6月分	・同上	12-3	408		同上	同上	4,800
C14-555	07/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 7月分	・同上	12-3	409		同上	同上	4,800
C14-556	08/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 8月分	・同上	12-3	410		同上	同上	4,800
C14-557	09/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 9月分	・同上	12-3	411		同上	同上	4,800
C14-558	10/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 10月分	・同上	12-3	412		同上	同上	4,800
C14-559	11/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 11月分	・同上	12-3	413		同上	同上	4,800
C14-560	12/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 12月分	・同上	12-3	414		同上	同上	4,800
C14-561	01/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 1月分	・同上	12-3	415		同上	同上	4,800
C14-562	02/28	広報	石井	4,800	4,800	同上 2月分	・同上	12-3	416		同上	同上	4,800
C14-563	03/30	広報	石井	4,800	4,800	同上 3月分	・同上	12-3	417		同上	同上	4,800
C14-564	04/20	広報	小関	64,800	64,800	手書き領収書 チラシ代として「まちだ市民クラブ 離会レポートNo.1」と付記がある。	・請負業者「サナリイ」は印刷関連業者ではなく営業実態不明。納品書、請求書も不提出。印刷枚数不明。10月には364,400円のチラシ代の支出。	12-3	418	上	甲77	・成果物が領収書に添付されており、運用指針の定めるルールは覆脱されている。 ・サナリイが小関議員の離会報告チラシの作成に携わった証拠として乙D11。	0
C14-565	07/20	広報	小関	97,200	97,200	同上「離会レポートNo.2」と付記がある。	・同上	12-3	419	中	同上	同上	0
C14-566	10/20	広報	小関	64,800	64,800	同上	・同上	12-3	421	上	同上	同上	0
C14-567	10/30	広報	小関	72,800	72,800	同上	・同上	12-3	421	中	同上	同上	0
C14-568	10/30	広報	小関	97,200	97,200	同上「離会レポートNo.3」と付記がある。	・同上	12-3	421	下	同上	同上	0
C14-569	10/30	広報	小関	129,600	129,600	同上「離会レポートNo.3」と付記がある。	・同上	12-3	422	上	同上	同上	0
C14-570	01/20	広報	小関	140,400	140,400	同上「離会レポートNo.4」と付記がある。	・同上	12-3	423	上	同上	同上	0
合計額				724,400	724,400								57,600

C15-481	04/30	広報	石井	4,320	4,320	「HP管理費」4月分	・請負業者「トンボ製作所」は、広告関連の事業者ではなく、営業実態不明。	13-3	474		甲76-1 甲76-2 甲177(現地調査) 甲178	・とんぼ製作所は、石井議員からホームページの管理運営を受託していた業者である。 ・ホームページの内容は会派の活動の広報だった。	4,320
C15-482	05/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 5月分	・同上	13-3	474		同上	同上	4,320
C15-483	06/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 6月分	・同上	13-3	474		同上	同上	4,320
C15-484	07/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 7月分	・同上	13-3	475		同上	同上	4,320
C15-485	08/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 8月分	・同上	13-3	475		同上	同上	4,320
C15-486	09/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 9月分	・同上	13-3	475		同上	同上	4,320
C15-487	10/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 10月分	・同上	13-3	476		同上	同上	4,320
C15-488	11/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 11月分	・同上	13-3	476		同上	同上	4,320
C15-489	12/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 12月分	・同上	13-3	476		同上	同上	4,320
C15-490	01/30	広報	石井	4,320	4,320	同上 1月分	・同上	13-3	477		同上	同上	4,320
C15-491	07/05	広報	小関	175,000	175,000	「チラシ代」	・請負業者「サナリイ」は印刷関連業者ではなく、営業実態不明。	13-3	478		甲77	・成果物が領収書に添付されており、運用指針の定めるルールは覆脱されている。 ・サナリイが小関議員の離会報告チラシの作成に携わった証拠として乙D11。	0
C15-492	01/01	広報	会派	86,400	86,400	意見広告 武相新聞 (有) 町田タイムズ社	・会派の宣伝広告であり、政務調査とはいえない	13-3	481			紙面に掲載できる情報の範囲内において、会派の調査研究活動、離会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために有用な情報が記載されており「広報費」として認められる。	0
合計				304,600	304,600								43,200

C16-477	04/30	広報		4,320	4,320	「HP管理費」4月分	・請負業者「トンボ製作所」は広告関連の事業者ではなく営業実態不明。	14-3	418		甲76-1 甲76-2 甲177(現地調査) 甲178	・とんぼ製作所は、石井議員からホームページの管理運営を受託していた業者である。 ・ホームページの内容は会派の活動の広報だった。	4,320
C16-478	05/30	広報		4,320	4,320	同上 5月分	・同上	14-3	418		同上	同上	4,320
C16-479	06/30	広報		4,320	4,320	同上 6月分	・同上	14-3	418		同上	同上	4,320
C16-480	07/30	広報		4,320	4,320	同上 7月分	・同上	14-3	419		同上	同上	4,320
C16-481	08/30	広報		4,320	4,320	同上 8月分	・同上	14-3	419		同上	同上	4,320
C16-482	09/30	広報		4,320	4,320	同上 9月分	・同上	14-3	419		同上	同上	4,320
C16-483	10/30	広報		4,320	4,320	同上 10月分	・同上	14-3	420		同上	同上	4,320
C16-484	11/30	広報		4,320	4,320	同上 11月分	・同上	14-3	420		同上	同上	4,320
C16-485	12/30	広報		4,320	4,320	同上 12月分	・同上	14-3	420		同上	同上	4,320
C16-486	01/30	広報		4,320	4,320	同上 1月分	・同上	14-3	421		同上	同上	4,320
C16-487	02/28	広報		4,320	4,320	同上 2月分	・同上	14-3	421		同上	同上	4,320
C16-488	03/30	広報		4,320	4,320	同上 3月分	・同上	14-3	421		同上	同上	4,320
C16-489	08/11	広報		54,000	54,000	意見広告 タウンニュース	・会派の宣伝広告であり、政務調査とはいえない	14-3	404			紙面に掲載できる情報の範囲内において、会派の調査研究活動、離会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために有用な情報が記載されており「広報費」として認められる。	0
C16-490	01/19	広報		86,400	86,400	意見広告 武相新聞	・同上	14-3	416			同上	0
合計額				192,240	192,240								51,840

C17-455	04/30	広報	石井	4,300	4,300	HP管理費 1ヶ月8,600円の2分の1が計上されている 4月分	・請負業者「トンボ製作所」は広告関連の事業者ではなく営業実態不明。	15-3	275	2040	甲76-1 甲76-2 甲177(現地調査) 甲178	・とんぼ製作所は、石井議員からホームページの管理運営を受託していた業者である。 ・ホームページの内容は会派の活動の広報だった。	4,300
---------	-------	----	----	-------	-------	----------------------------------	-----------------------------------	------	-----	------	--------------------------------------	--	-------

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-456	05/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 5月分	・同上	15-3	275	2041	同上	同上	4,300
C17-457	06/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 6月分	・同上	15-3	275	2042	同上	同上	4,300
C17-458	07/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 7月分	・同上	15-3	276	2043	同上	同上	4,300
C17-459	08/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 8月分	・同上	15-3	276	2044	同上	同上	4,300
C17-460	09/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 9月分	・同上	15-3	276	2045	同上	同上	4,300
C17-461	10/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 10月分	・同上	15-3	277	2046	同上	同上	4,300
C17-462	11/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 11月分	・同上	15-3	277	2047	同上	・とんぼ製作所は、石井議員からホームページの管理運営を委託していた業者である。 ・ホームページの内容は金派の活動の広報だった。 ・令和5年3月15日付収支報告書修正箇所により、7525円から4300円に減額修正(丙D44の3)	4,300
C17-463	12/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 12月分	・同上	15-3	277	2048	同上	同上	4,300
C17-464	01/30	広報	石井	4,300	4,300	同上 1月分	・同上	15-3	278	2049	同上	同上	4,300
C17-465	02/28	広報	石井	4,300	4,300	同上 2月分	・同上	15-3	278	2050	同上	同上	4,300
C17-466	01/16	広報	金派	54,000	54,000	タウンニュースでの意見広告代 2018年元旦号	・金派の宣伝広告であり、政務調査とはいえない	15-3	293	4049		・紙面に掲載できる情報の範囲内において、金派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために有用な情報が記載されており「広報費」として認められる。 ・選挙を促せる表現はない。	0
C17-467	03/01	広報	金派	86,400	86,400	武相新聞での意見広告代 2018年元旦号1月1日	・同上	15-3	293			同上	0
C17-468	11/01	広報	佐藤	55,221	55,221	チラシ印刷費 佐藤議員 議会活動報告No45 18,000部	・選挙活動 3ヶ月後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙に向けての印刷費。議会報告を選挙チラシにしている	15-3	285-2上	3132		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	0
C17-469	11/01	広報	佐藤	10,692	10,692	チラシポスティング代 佐藤議員 議会活動報告No45 3000部	・同上	15-3	285-2中	3133		同上	0
C17-470	11/10	広報	石井	99,360	99,360	チラシ印刷費 石井議員 市政報告 2017秋号 20,000部	・同上	15-3	272-上	2038		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	0
C17-471	11/11	広報	佐藤	67,206	67,206	チラシ郵便代 佐藤議員の議会活動報告の送付代と思われる3回に分けて計974通を発送(11月11日と13日)	・同上	15-3	286	3134 3135 3136		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	0
C17-472	12/01	広報	石井	57,024	57,024	新聞折込代 石井議員 2017秋号 16,000部	・選挙活動 2ヶ月後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙に向けての印刷費。議会報告を選挙チラシにしている	15-3	272-中	2039		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	0
C17-473	12/16	広報	森本	6,205	6,205	チラシ印刷費 森本議員のチラシ(B) 2000部	・選挙活動 2ヶ月後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙に向けての印刷費。議会報告を選挙チラシにしている	15-3	304	7141		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	3,102
C17-474	12/18	広報	森本	54,605	54,605	チラシ印刷費 森本議員のチラシ(B) 30,000部	・同上	15-3	305	7142		同上	27,302
C17-475	12/18	広報	森本	8,345	8,345	チラシ印刷費 森本議員のチラシ(B) 3000部	・同上	15-3	306	7143		同上	4,172
C17-476	12/21	広報	森本	43,091	43,091	チラシポスティング代 森本議員のチラシ(B) 10,500部	・同上	15-3	307-下	7146		同上	21,545
C17-477	12/26	広報	小関	70,890	70,890	チラシ印刷費 おげき重太郎議会レポート12月 50,000部	・選挙活動 1ヶ月半後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙に向けての印刷費。議会報告を選挙チラシにしている	15-3	260	1004	甲179、5頁	定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。 ・甲179記載の支出は、別のチラシのポスティング代である。 ・任期前半より後半の方が部数が多いのは、新人議員だったからである。	0
C17-478	12/28	広報	戸塚	70,200	70,200	チラシ印刷費 戸塚議員の活動報告 2017年11月1日号外	・選挙活動 2ヶ月後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙のための印刷費。議会報告を選挙チラシにしている 印刷部数の記載はないが、金額からすると大量の印刷が行われたと推測される	15-3	295-2	6022		・効率的な広報のために発行したものであり、自己への投票を呼び掛けるような内容ではない。 ・名前と写真を合わせても、1頁の三分の一程度にすぎない。	70,200
C17-479	12/29	広報	戸塚	646,380	646,380	チラシ印刷費 戸塚議員の活動報告 2017年11月1日号外	同上 印刷部数の記載はないが、金額からすると大量の印刷がおこなれたと推測される	15-3	295	6021		同上	646,380
C17-480	12/29	広報	戸塚	275,400	275,400	チラシ関連費 「ケヤキデザインスタジオ」への支払 戸塚議員の活動報告2017年11月1日号外のデザイン料と推測されるがあまりにも高額である	・同上	15-3	295	6023		同上	275,400
C17-481	01/16	広報	小関	68,620	68,620	チラシ印刷費 おげき重太郎議会レポート2018年1月 50,000部	・選挙活動 1ヶ月後の2018年2月18日告示の市議会議員選挙のための印刷費。議会報告を選挙チラシにしている	15-3	261	1005	甲179、5頁	定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。 ・甲179記載の支出は、別のチラシのポスティング代である。 ・任期前半より後半の方が部数が多いのは、新人議員だったからである。	34,310
C17-482	02/05	広報	小関	174,528	174,528	チラシポスティング代 おげき重太郎議会レポート12月号 40,400部 1月にポスティング	・同上	15-3	268	1007	甲179、5頁	同上	0
C17-483	02/06	広報	佐藤	33,735	33,735	チラシ印刷費 佐藤議員 議会活動報告No46 10,000部	・選挙活動 2月18日告示日直前の市議会議員選挙のための印刷費。議会報告を選挙チラシにしている	15-3	289-上	3138		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	0
C17-484	02/06	広報	佐藤	21,254	21,254	チラシポスティング代 佐藤議員 議会活動報告No46 6800部 2月6日配布	・同上	15-3	289-下	3139		同上	0
C17-485	02/06	広報	森本	135,430	135,430	チラシポスティング代 森本議員のチラシ(B) 33,000部 (1月20日、同月27日にポスティング)	・同上	15-3	308	7147		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	67,715
C17-486	02/09	広報	佐藤	124,212	124,212	チラシ郵送代 佐藤議員 議会活動報告No46 3回に分けて計2154通を発送(2月9日)	・同上	15-3	290	3140 3141 3142		定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。	0
C17-487	03/07	広報	小関	227,923	227,923	チラシポスティング代 おげき重太郎議会レポート1月号 40,400部 2月にポスティング	・同上	15-3	268	1008	甲179、5頁	定期的なチラシ作成の一環であり、選挙活動を目的とするものではない。 ・甲179記載の支出は、別のチラシのポスティング代である。 ・任期前半より後半の方が部数が多いのは、新人議員だったからである。	113,961

合計額 2,438,021 2,438,021

1,311,387

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-571	04/12	通信	谷沢	3,120	3,120	ハガキ代 52円×60枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	429	上左	甲141 甲142 甲143	【使途】 ・厚木基地騒音問題に関連して、金合の通知書あるいは資料の送付のために使用した。 【大量購入】 ・購入量に応じた規制はない。 ・使途基準適合性を推認させる事実はない。 【換金可能性】 ・換金可能性を踏まえた規制はない。	3,120
C14-572	05/15	通信	谷沢	3,120	3,120	ハガキ代 52円×60枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	429	下右	同上	同上	3,120
C14-573	08/11	通信	谷沢	3,120	3,120	ハガキ代 52円×60枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	429	下左	同上	同上	3,120
C14-574	10/14	通信	谷沢	3,120	3,120	ハガキ代 52円×60枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	430	上中	同上	同上	3,120
C14-575	11/06	通信	谷沢	13,000	13,000	ハガキ代 52×250枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	430	上右	同上	同上	13,000
C14-576	01/04	通信	谷沢	4,510	4,510	切手代 82円×55枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	430	下横	同上	同上	4,510
C14-577	03/02	通信	谷沢	3,120	3,120	ハガキ代 52円×60枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	430	上左	同上	同上	3,120
C14-578	04/01	通信	谷沢	1,072	1,072	宅急便代。	・使途が全く不明	12-4	431	上左	同上	使途を明らかにすることは求められていない。	0
C14-579	03/28	通信	谷沢	1,760	1,760	宅急便代。	・使途が全く不明	12-4	431	上右	同上	同上	0
C14-580	10/17	通信	佐藤	8,400	8,400	社会福祉法人での切手購入とされる。 82×100枚、2円×100枚。	・使途不明 大量の切手購入	12-4	443	上	同上	【使途】 議会報告チラシの郵送費の支払手段として使用した。 【寄附】 公職選挙法上の寄付行為には該当しない。	0
C14-581	12/18	通信	佐藤	49,200	49,200	同上 82×600枚	・使途不明 大量の切手購入	12-4	446	上	同上	同上	0
C14-582	01/13	通信	佐藤	49,200	49,200	同上 82×600枚	・使途不明 大量の切手購入	12-4	447	上	同上	同上	0
C14-583	06/28	通信	森本	10,400	10,400	同上 52×200枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	449	上中	同上	森本議員が開催した市政報告会の案内状として使用した。	0
C14-584	07/01	通信	森本	10,400	10,400	同上 ハガキ代 52×200枚	・使途不明 大量のハガキ購入	12-4	450	上左	同上	同上	0
C14-585		通信	佐藤	178,784	178,784	au電話料金4月分～3月分の支払証明書 15,000円のみ計上(1月分は実額での計上)	・使途不明・私的利用 携帯電話料金と推測されるが、月額1万5000円を超えており、議員の家族などの利用料金が含まれている可能性が高い	12-4	451		甲180 甲181	【家族利用料金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	76,680
C14-586		通信	わたべ	12,523	12,523	自宅インターネット回線使用料(NTTファイナンス)料金の4月請求分	・使途不明・私的利用 NTT東日本の料金は自宅の固定電話料金とも推測される。 KDDI料金は請求書がなく内容が判然としないが、料金のなかには政務調査とは無関係である、テレビ回線使用料(450円+500円)とスカパー施設利用料(227円)も含まれる(462頁以下に請求書内訳あり)。	12-4	453		同上	【自宅固定電話】 含まれない。 【テレビ・スカパー】 収支報告書修正届を提出した。 ・500円はテレビ回線使用料ではない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,261
C14-587		通信	わたべ	12,530	12,530	同上5月請求分	・同上	12-4	454		同上	同上	6,265
C14-588		通信	わたべ	15,000	15,000	同上6月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	455		同上	同上	6,257
C14-589		通信	わたべ	11,737	11,737	同上7月請求分	・同上	12-4	456		同上	同上	5,868
C14-590		通信	わたべ	13,536	13,536	同上8月請求分	・同上	12-4	457		同上	同上	6,768
C14-591		通信	わたべ	15,000	15,000	同上9月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	458		同上	同上	7,114
C14-592		通信	わたべ	15,000	15,000	同上10月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	459		同上	同上	6,799
C14-593		通信	わたべ	15,000	15,000	同上11月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	461		同上	同上	5,196
C14-594		通信	わたべ	15,000	15,000	同上12月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	463		同上	【自宅固定電話】 含まれない。 【テレビ・スカパー】 ・支出額1万5000円にはテレビ回線使用料(450円)とスカパー回線使用料(227円)は含まれていない。 ・500円はテレビ回線使用料ではない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,072
C14-595		通信	わたべ	15,000	15,000	同上1月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	465		同上	同上	6,528
C14-596		通信	わたべ	15,000	15,000	同上2月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	468		同上	同上	6,863
C14-597		通信	わたべ	15,000	15,000	同上3月請求分 15000円のみ計上	・同上	12-4	470		同上	同上	6,198
C14-598	04/19	通信	谷沢	9,472	9,472	NTTファイナンス 4月分	・使途不明・私的利用 「ドコモ利用分」とされるが、内容が全く不明である。 ・自宅の固定電話料金を含むと推測される。	12-4	473		同上	【自宅の固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	4,736
C14-599	清田わからない	通信	谷沢	9,745	9,745	同上5月分	・同上	12-4	474		同上	同上	4,872
C14-600	06/20	通信	谷沢	9,831	9,831	同上6月分	・同上	12-4	475		同上	同上	4,915

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	金派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C14-601	よめず	通信	谷沢	9,771	9,771	同上7月分	・同上	12-4	476	同上	同上	同上	4,885
C14-602	よめず	通信	谷沢	9,747	9,747	同上8月分	・同上	12-4	477	同上	同上	同上	4,873
C14-603	09/21	通信	谷沢	9,734	9,734	同上9月分	・同上	12-4	478	同上	同上	同上	4,867
C14-604	10/24	通信	谷沢	9,726	9,726	同上10月分	・同上	12-4	479	同上	同上	同上	4,863
C14-605	11/25	通信	谷沢	9,699	9,699	同上11月分	・同上	12-4	480	同上	同上	同上	4,849
C14-606	12/09	通信	谷沢	9,194	9,194	同上12月分	・同上	12-4	481	同上	同上	同上	4,597
C14-607	01/21	通信	谷沢	9,280	9,280	同上1月分	・同上	12-4	482	同上	同上	同上	4,640
C14-608	02/20	通信	谷沢	9,298	9,298	同上2月分	・同上	12-4	483	同上	同上	同上	4,649
C14-609	03/20	通信	谷沢	6,497	6,497	同上3月分	・同上	12-4	484	同上	同上	同上	3,248
C14-610	05/20	通信	石井	13,961	13,961	ソフトバンク5月分の代金	・使途不明 ・私的利用 ・携帯電話料金であるが、内容が全く不明。3台分の料金であり、議員の家族などの利用料金が含まれている可能性が高い。	12-4	486	同上	同上	【家族利用料金】 含まれない。携帯電話1回線とwifi機器2回線の料金である。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,980
C14-611	06/20	通信	石井	13,224	13,224	同上6月分の代金	・同上	12-4	487	同上	同上	同上	6,612
C14-612	07/20	通信	石井	12,963	12,963	同上7月分の代金	・同上	12-4	488	同上	同上	同上	6,481
C14-613	08/20	通信	石井	13,637	13,637	同上8月分の代金	・同上	12-4	489	同上	同上	同上	6,818
C14-614	09/20	通信	石井	15,000	15,000	同上9月分の代金。9月以降は15,000円のみ計上	・同上	12-4	489	同上	同上	同上	7,353
C14-615	10/20	通信	石井	15,000	15,000	同上10月分の代金	・同上	12-4	489	同上	同上	同上	7,341
C14-616	11/20	通信	石井	15,000	15,000	同上11月分の代金	・同上	12-4	489	同上	同上	同上	4,731
C14-617	12/20	通信	石井	15,000	15,000	同上12月分の代金	・同上	12-4	489	同上	同上	同上	6,842
C14-618	01/20	通信	石井	15,000	15,000	同上1月分の代金	・同上	12-4	489	同上	同上	同上	4,728
C14-619	02/20	通信	石井	12,173	12,173	同上2月分の代金	・同上	12-4	489	同上	同上	同上	6,086
C14-620	8月	通信	田中	15,000	15,000	auひかり料金8月分 15,000円分の計上	・使途不明 ・私的利用 ・自宅の固定電話料金、光回線の利用料、スマホの利用料、スマホの本体代(分割払い)等を含む。	12-4	490~491	同上	同上	【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【本体代(分割払い)】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,155
C14-621	9月	通信	田中	14,639	14,639	同上9月分	・同上	12-4	492~493	同上	同上	【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 ・収支報告書修正届を提出した。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	7,319
C14-622	10月	通信	田中	14,186	14,186	同上10月分	・同上	12-4	494~495	同上	同上	同上	7,093
C14-623	11月	通信	田中	15,000	15,000	同上11月分	・同上	12-4	496~497	同上	同上	【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【本体代(分割払い)】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,729
C14-624	12月	通信	田中	15,000	15,000	同上12月分	・同上	12-4	498~499	同上	同上	同上	6,610
C14-625	1月	通信	田中	13,950	13,950	同上1月分	・同上	12-4	500~501	同上	同上	【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 ・収支報告書修正届を提出した。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,975
C14-626	2月	通信	田中	15,000	15,000	同上2月分	・同上	12-4	502~504	同上	同上	【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【本体代(分割払い)】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	7,400
合計額				868,379	868,379								

354,226

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-493	04/21	通信	谷沢	9,246	9,246	NTTファイナンス 4月分。	・使途不明 ・私的利用 「ドコモ利用分」とされるが、内容が全く不明である。 ・自宅の固定電話料金を含むと推測される。	13-4	485		同上	【自宅の固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	4,623
C15-494	05/24	通信	谷沢	9,436	9,436	同上 5月分	・同上	13-4	486		同上	同上	4,718
C15-495	06/19	通信	谷沢	9,274	9,274	同上 6月分	・同上	13-4	487		同上	同上	4,637
C15-496	07/21	通信	谷沢	9,266	9,266	同上 7月分	・同上	13-4	488		同上	同上	4,633
C15-497	08/22	通信	谷沢	9,248	9,248	同上 8月分	・同上	13-4	489		同上	同上	4,624
C15-498	09/22	通信	谷沢	9,238	9,238	同上 9月分	・同上	13-4	490		同上	同上	4,619
C15-499	10/20	通信	谷沢	9,246	9,246	同上 10月分	・同上	13-4	491		同上	同上	4,623
C15-500	11/20	通信	谷沢	9,266	9,266	同上 11月分	・同上	13-4	492		同上	同上	4,633
C15-501	12/21	通信	谷沢	9,246	9,246	同上 12月分	・同上	13-4	493		同上	同上	4,623
C15-502	01/23	通信	谷沢	9,405	9,405	同上 1月分	・同上	13-4	494		同上	同上	4,702
C15-503	02/20	通信	谷沢	9,264	9,264	同上 2月分	・同上	13-4	495		同上	同上	4,632
C15-504	03/19	通信	谷沢	6,220	6,220	同上 3月分	・同上	13-4	496		同上	同上	3,110
C15-505	04/27	通信	戸塚	14,366	14,366	通帳の引き落とし記録	・使途不明 ・私的利用 ・領収書の添付なし ドコモの電話料金をクレジットカードで引き落としされたことしかわからない。誰の通帳かも不明。金額も高額であり、家族使用分などが含まれている可能性もある。自宅の電話料金等を含むと推測される。	13-4	503		同上	令和5年3月15日付収支報告書修正版により、支出額を15000円から14366円に減額修正(丙D44の1) 【家族使用分】 含まれない。 【自宅電話料金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	11,318
C15-506	05/25	通信	戸塚	12,190	12,190	同上	・同上	13-4	504		同上	【家族使用分】 含まれない。 【自宅電話料金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	9,142
C15-507	06/25	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	505		同上	同上	11,952
C15-508	07/21	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	506		同上	同上	11,952
C15-509	08/21	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	507		同上	同上	11,952
C15-510	09/10	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	508		同上	同上	11,952
C15-511	10/21	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	509		同上	同上	11,952
C15-512	11/10	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	510		同上	同上	11,952
C15-513	12/10	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	511		同上	同上	11,952
C15-514	01/12	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	512		同上	同上	11,952
C15-515	02/10	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	513		同上	同上	11,952
C15-516	03/10	通信	戸塚	15,000	15,000	同上	・同上	13-4	514		同上	同上	11,952
C15-517	04/23	通信	わたべ	15,000	15,000	電話料金・NTTファイナンス4月分請求分「KDDI料金」電話	・使途不明 ・私的利用 請求書、領収書なし。誰の通帳かも不明。金額も高額であり、家族使用分などが含まれている可能性もある。 ・自宅の固定電話料金を含むと推測される。	13-4	517	下左	同上	【家族使用分】 含まれない。 【自宅固定電話料金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,073
C15-518	06/01	通信	わたべ	15,000	15,000	同上5月分	・同上	13-4	518	上	同上	同上	6,211
C15-519	06/30	通信	わたべ	15,000	15,000	同上6月分	・同上	13-4	519	上	同上	同上	6,789
C15-520	07/31	通信	わたべ	15,000	15,000	同上7月分	・同上	13-4	520	上	同上	同上	6,433
C15-521	08/31	通信	わたべ	15,000	15,000	同上8月分	・同上	13-4	521	上	同上	同上	5,942
C15-522	09/30	通信	わたべ	15,000	15,000	同上9月分	・同上	13-4	522	上	同上	同上	5,711
C15-523	11/02	通信	わたべ	15,000	15,000	同上10月分	・同上	13-4	523	上	同上	同上	6,950
C15-524	11/30	通信	わたべ	15,000	15,000	同上11月分	・同上	13-4	524	上	同上	同上	6,486
C15-525	01/04	通信	わたべ	15,000	15,000	同上12月分	・同上	13-4	525	上	同上	同上	7,018
C15-526	02/01	通信	わたべ	15,000	15,000	同上1月分	・同上	13-4	526	上	同上	同上	7,036
C15-527	02/29	通信	わたべ	15,000	15,000	同上2月分	・同上	13-4	527	上	同上	同上	5,638
C15-528	03/31	通信	わたべ	15,000	15,000	同上3月分	・同上	13-4	528	上	同上	同上	7,498
C15-529	04/30	通信	森本	15,000	15,000	「ドコモケイタイ」と「NTTファイナンス」の料金 4月分	・使途不明・私的利用 請求書、領収書なし。誰の通帳かも不明。金額も高額であり、家族使用分などが含まれている可能性もある。自宅の固定電話料金も含まれると推測される。	13-4	538~539	上	同上	【家族使用分】 含まれない。1つの携帯電話に2つの電話番号が割り当てられていた。 【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【領収書等】 口座から自動引き落としされている場合は、通帳の写しを添付書類とする規定である。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	5,441

支出番号	支出日	科目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-530	06/01	通信	森本	15,000	15,000	同上5月分	・同上	13-4	540~541	上	同上	同上	4,164
C15-531	06/30	通信	森本	15,000	15,000	同上6月分	・同上	13-4	542~543	上	同上	同上	5,748
C15-532	07/31	通信	森本	15,000	15,000	同上7月分	・同上	13-4	544~545	上	同上	同上	5,728
C15-533	08/25	通信	森本	15,000	15,000	同上8月分	・同上	13-4	546~547	上	同上	同上	5,814
C15-534	09/30	通信	森本	15,000	15,000	同上9月分	・同上	13-4	548~549	上	同上	同上	4,519
C15-535	11/02	通信	森本	15,000	15,000	同上10月分	・同上	13-4	550~551	上	同上	同上	5,259
C15-536	11/30	通信	森本	15,000	15,000	同上11月分	・同上	13-4	552~553	上	同上	同上	5,053
C15-537	01/04	通信	森本	15,000	15,000	同上12月分	・同上	13-4	554~555	上	同上	同上	5,663
C15-538	02/01	通信	森本	15,000	15,000	同上1月分	・同上	13-4	556~557	上	同上	同上	5,834
C15-539	02/29	通信	森本	15,000	15,000	同上2月分	・同上	13-4	558~559	上	同上	同上	5,706
C15-540	03/31	通信	森本	15,000	15,000	同上3月分	・同上	13-4	560~561	上	同上	同上	5,584
C15-541	06/01	通信	田中	13,992	13,992	KDDI電話代4月	・内容不明・私的利用 手書きメモからは携帯購入代金の分割代も含まれることがわかる。自宅の電話料金等を含むと推測される。	13-4	562	同上		【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯購入代金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,996
C15-542	06/30	通信	田中	15,000	15,000	同上5月分	・同上	13-4	563	同上		同上	6,410
C15-543	07/31	通信	田中	15,000	15,000	同上6月分	・同上	13-4	564	同上		同上	4,873
C15-544	08/31	通信	田中	15,000	15,000	同上7月分	・同上	13-4	565	同上		同上	5,429
C15-545	09/30	通信	田中	15,000	15,000	同上8月分	・同上	13-4	566	同上		同上	5,062
C15-546	11/02	通信	田中	15,000	15,000	同上9月分	・同上	13-4	567	同上		同上	4,372
C15-547	11/30	通信	田中	15,000	15,000	同上10月分	・同上	13-4	568	同上		同上	6,055
C15-548	01/04	通信	田中	15,000	15,000	同上11月分	・同上	13-4	569	同上		同上	6,408
C15-549	02/01	通信	田中	15,000	15,000	同上12月分	・同上	13-4	570	同上		同上	4,571
C15-550	02/29	通信	田中	15,000	15,000	同上1月分	・同上	13-4	571	同上		同上	5,620
C15-551	03/31	通信	田中	15,000	15,000	同上2月分	・同上	13-4	572	同上		同上	6,953
C15-552	05/02	通信	田中	15,000	15,000	3月分 請求書からは、au電話料金、auひかり料金、auひかりテレビプロバイダ料金等であることがわかる。	・使途不明・私的利用 自宅のインターネット回線の費用は政務調査とは無関係である。Au電話料金も料金からして数台分のスマホ・携帯料金と推測される。	13-4	573	同上		【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	6,679
C15-553	04/20	通信	石井	88,582	88,582	ソフトバンク電話代 3台分の料金 4月から11月分	・使途不明・私的利用 ・領収書の添付なし ・3台分の料金であり、家族使用分を含むと推測される。 ・携帯本体の分割払い分も含むと推測される。	13-4	574	同上		【家族利用料金】 含まれない。携帯電話1回線とwifi機器2回線の料金である。 【携帯本体の分割払い分】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	43,769
C15-554	06/01	通信	おげき	8,564	8,564	NTTドコモの料金 4月分	・内容不明・私的利用 ・領収書の添付なし。誰の通帳かも不明。金額からして数台分のスマホ携帯等の料金と推測される。家族使用分を含むと推測される。	13-4	575	同上		【家族利用料金】 含まれない。 【領収書等】 口座から自動引き落としされている場合は、通帳の写しを添付書類とする規定である。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	4,282
C15-555	06/30	通信	おげき	11,658	11,658	同上5月分	・同上	13-4	576	同上		同上	5,829
C15-556	07/31	通信	おげき	15,000	15,000	同上6月分	・同上	13-4	577	同上		同上	2,351
C15-557	08/31	通信	おげき	15,000	15,000	同上7月分	・同上	13-4	578	同上		同上	5,813
C15-558	09/30	通信	おげき	15,000	15,000	同上8月分	・同上	13-4	579	同上		同上	4,148
C15-559	11/02	通信	おげき	15,000	15,000	同上9月分	・同上	13-4	580	同上		同上	6,388
C15-560	11/30	通信	おげき	15,000	15,000	同上10月分	・同上	13-4	581	同上		同上	6,441
C15-561	01/04	通信	おげき	15,000	15,000	同上11月分	・同上	13-4	582	同上		同上	6,292
C15-562	02/01	通信	おげき	15,000	15,000	同上12月分	・同上	13-4	583	同上		同上	6,564
C15-563	02/29	通信	おげき	15,000	15,000	同上1月分	・同上	13-4	584	同上		同上	6,192
C15-564	03/31	通信	おげき	15,000	15,000	同上2月分	・同上	13-4	585	同上		同上	6,820
C15-565	04/11	通信	戸塚	44,888	44,888	第1種定形・料金別納で124通の郵送。ただし124通連続で送っているため、10,168円の郵送料と、特殊取り扱い280円×124で34,720円、合計44,888円	・使途不明	13-4	515	上左		使途を明らかにすることは求められていない。	0
C15-566	05/18	通信	谷沢	10,400	10,400	切手代 52×200	・大量の切手購入 ・使途不明	13-4	497	上左	甲141 甲142 甲143	【使途】 ・厚木基地騒音問題に関連して、会合の通知書あるいは資料の送付のために使用した。 【大量購入】 ・購入量に応じた規制はない。 ・使途基準不適合性を推認させる事実ではない。 【換金可能性】 ・換金可能性を踏まえた規制はない。	10,400
C15-567	07/06	通信	谷沢	10,400	10,400	切手代 52×200	・同上	13-4	498	上左	同上	同上	10,400
C15-568	08/11	通信	谷沢	10,400	10,400	切手代 52×200	・同上	13-4	499	上左	同上	同上	10,400

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派また市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-569	09/25	通信	谷沢	10,400	10,400	切手代 52×200	・同上	13-4	500	左上	同上	同上	10,400
C15-570	10/07	通信	谷沢	10,400	10,400	切手代 52×200	・同上	13-4	501	左上	同上	同上	10,400
C15-571	01/12	通信	佐藤	24,600	24,600	切手代 82×300	・同上	13-4	535	上	同上	【用途】 議会報告チラシの郵送費の支払手段として使用した。 【寄附】 公職選挙法上の寄付行為には該当しない。	0
C15-572	01/27	通信	谷沢	4,100	4,100	切手代 82×50	・同上	13-4	494	左上	同上	【用途】 ・厚木基地騒音問題に関連して、会合の通知書あるいは資料の送付のために使用した。 【大量購入】 ・購入量に応じた規制はない。 ・従価基準不適合性を推認させる事実ではない。 【換金可能性】 ・換金可能性を踏まえた規制はない。	4,100
C15-573	02/04	通信	谷沢	2,460	2,460	切手代 82×30	・同上	13-4	502	左上	同上	同上	2,460
C15-574	02/05	通信	谷沢	4,100	4,100	切手代 82×50	・同上	13-4	502	上中	同上	同上	4,100
C15-575	02/08	通信	佐藤	24,600	24,600	切手代 82×300	・同上	13-4	536	上	同上	【用途】 議会報告チラシの郵送費の支払手段として使用した。 【寄附】 公職選挙法上の寄付行為には該当しない。	0
C15-576	03/10	通信	谷沢	3,280	3,280	切手代 82×40	・同上	13-4	496	上中	同上	【用途】 ・厚木基地騒音問題に関連して、会合の通知書あるいは資料の送付のために使用した。 【大量購入】 ・購入量に応じた規制はない。 ・従価基準不適合性を推認させる事実ではない。 【換金可能性】 ・換金可能性を踏まえた規制はない。	3,280
C15-577	03/15	通信	佐藤	41,000	41,000	切手代 82×500	・同上	13-4	537	上	同上	【用途】 議会報告チラシの郵送費の支払手段として使用した。 【寄附】 公職選挙法上の寄付行為には該当しない。	0
合計額 1,268,735 1,268,735													576,712

C16-491		通信	佐藤	127,376	127,376	「a u 電話利用料」	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) ・利用料金証明書は宛名がすべて黒塗りされており、誰あてものかも不明。ただし、カードでの支払いの利用明細書(445頁上部)に「佐藤和彦」と記載されており、かろうじて佐藤議員の支出とわかる。 ・用途がおよそ不明である。携帯電話料金であるが、複数台分の料金であり、議員の家族などの利用料金が含まれている可能性も高い。	14-4	443~447		甲180 甲181	【家族利用料金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	63,688
C16-492		通信	不明	68,136	68,136	「JCOM 3 サービスパック利用料」とある。手書きで、「ネット4649円、固定電話1029円」と記入されている。	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) ・自宅での固定電話とインターネット回線の使用料と推測されるが、政務活動に必要な経費とはいえない。	14-4	448~460		同上	【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。	34,068
C16-493		通信	谷沢	111,440	111,440	NITファイナンスの料金 4月~3月分、3026(3027)円の領収書と約6000円の領収書の2種類ある。	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) ・内容不明。 ・自宅での固定電話料金を含むと推測される。	14-4	461~470		同上	【自宅の固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	55,720
C16-494		通信	河辺	240,000	240,000	ドコモ利用料金とNTT東日本への支払い。	・詳細は不明 ・ドコモの料金には複数台のスマホ・携帯の料金を含むと推測される。家族使用分を含む。 ・NTT東日本の料金は、自宅での固定電話とインターネット回線の使用料とも推測される。	14-4	472~483		同上	【家族使用分】 含まれない。 【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	61,783
C16-495		通信	不明	220,186	220,186	ドコモのカード(DCMX)での支払い。	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) ・誰の通帳かも不明。内容も不明。これでは領収書を添付したことにならない。金額からして複数台のスマホ・携帯の料金と推測される。	14-4	484~494		同上	・令和5年3月15日付収支報告書修正版により、支出額を24万円から22万0186円に減額修正(丙D44の2) ・戸塚議員の携帯電話料金(丙055) ・運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	188,858

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C16-496		通信	森本	240,000	240,000	電話料金 「KDDI利用料金」「ドコモケイタイ」の付記があるものと全く付記がないものがある。	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) ・すべての支出について内容が全く不明。 ・携帯電話料金は複数台分の料金と推測される。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性が高い ・自宅の固定電話料金とインターネット回線の使用料を含むと推測される	14-4	495~508	同上		【家族使用分】 含まれない。 【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【領収書等】 口座から自動引き落としされている場合は、通帳の写しを添付書類とする規定である。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	98,094
C16-497		通信	田中	215,762	215,762	KDDI電話代	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) 内容不明 自宅の電話料金や携帯の分割代金等を含むと推測される	14-4	509~517	同上		【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯購入代金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	107,881
C16-498		通信	石井	178,028	178,028	ソフトバンク携帯電話 3台分 割引料金も含む。それ以上の内容は不明。	・使途不明・私的利用 ・領収書の添付なし ・3台分の料金であり、家族使用分を含むと推測される。 ・携帯本体の分割払い分も含むと推測される。	14-4	518~520	同上		【家族利用料金】 含まれない。携帯電話1回線とwifi機器2回線の料金である。 【携帯本体分割払い分】 携帯機種変更料6000円が含まれる。しかし、携帯本体購入費への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	89,014
C16-499		通信	おげき	139,498	139,498	NTTドコモの料金の引き落とし記録。	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) 誰の通帳かも不明。これでは領収書を添付したことになる。内容も全く不明。金額からして複数台分と推測される。家族利用分も含むと推測される。	14-4	521~530	同上		【家族利用料金】 含まれない。 【領収書等】 口座から自動引き落としされている場合は、通帳の写しを添付書類とする規定である。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	63,903
C16-500		通信	わたべ	195,583	195,583	NITファイナンスへの支払いと「KDDI料金」の引き落とし。29年2月と3月はBIGLOBE(セブ)の引き落としもある。	・使途不明・私的利用 請求書なし。領収書はNITファイナンス(東日本)のみ。誰の通帳かも不明。 ・金額も高額であり、家族使用分などが含まれている可能性もある。 ・自宅での固定電話料金を含むと推測される。	14-4	531~543	同上		【家族使用分】 含まれない。 【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	97,791
合計額				1,736,009	1,736,009								860,800

C17-488		通信	おげき	59,395	59,395	NITドコモ引き落としの記録	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) 誰の通帳かも不明。これでは領収書を添付したことになる。内容も全く不明。金額からして複数台分と推測される。家族利用分も含むと推測される。	15-4	317~323	1009~1015	同上	【家族利用料金】 含まれない。 【領収書等】 口座から自動引き落としされている場合は、通帳の写しを添付書類とする規定である。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	29,697
C17-489		通信	石井	155,506	155,506	ソフトバンク携帯電話 3台分	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) ・すべての支出について内容が全く不明。 ・携帯電話料金は複数台分の料金と推測される。議員の家族などの利用料金が含まれている可能性が高い ・自宅の固定電話料金とインターネット回線の使用料を含むと推測される	15-4	324~325	2051~2060	同上	【家族利用料金】 含まれない。携帯電話1回線とwifi機器2回線の料金である。 【自宅固定電話料金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	69,811
C17-490		通信	不明	215,635	215,635	「JCOM 3 サービスパック利用料」	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) 自宅の固定電話とインターネット回線の料金と推測される。TVの料金が含まれている可能性もある。いずれも政務調査とは無関係である。	15-4	326~337	3143~3164	同上	【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。	107,817
C17-491		通信	田中	142,532	142,532	KDDI電話代	・携帯電話料金であるが、内容が全く不明。 高額であり複数台分の料金と推測される。 議員の家族などの利用料金が含まれている可能性が高い	15-4	337~2~339	4051~4057	同上	【家族利用料金】 含まれない。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	71,266

支出番号	支出日	費目	議員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C17-492		通信	谷沢	101,891	101,891	電話料金・NTTファイナンス	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) ・内容不明。 ・自宅での固定電話料金を含むと推測される。	15-4	340~349	5043~5064	同上	【自宅の固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	50,945
C17-493		通信	森本	240,000	240,000	ドコモ携帯代、インターネット代、固定電話代の引き落とし記録	・領収書の添付とはいえない(説明責任の放棄である) 誰の通帳かも不明。内容も不明。 ・自宅の固定電話料金を含むと推測される。 携帯料金は複数台のものとして推測される。家族使用分を含むと推測される。	15-4	350~353	7148~7172	同上	【家族使用分】 含まれない。 【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	99,241
C17-494		通信	不明	137,297	137,297	KDDI電話とBIGLOBE(セデ)の引き落とし記録。	・用途不明・私的利用 請求書なし。領収書はNTTファイナンス(東日本)のみ。誰の通帳かも不明。 ・金額も高額であり、家族使用分などが含まれている可能性もある。 ・自宅での固定電話料金を含むと推測される。 前年の領収書(C16-500)から、わたべ議員のものとなる。	15-4	354~355	8116~8137	同上	【家族使用分】 含まれない。 【自宅固定電話料金】 含まれる。しかし、自宅固定電話料金への政務活動費の充当は認められる。 【携帯電話料金】 運用指針の定める上限規制に服しているため、按分比による規制は及ばない。	68,648

合計額 1,052,256 1,052,256

497,425

支出番号	支出日	費目	職員名	支出金額	原告らの主張する違法支出額	支出内容	原告らの主張する違法性を裏付ける事情	証拠番号(甲)	シートNo	位置	領収書以外の関連証拠	会派まちだ市民クラブの主張	裁判所の認定する違法支出額
C15-578	03/31	事務	河辺	82,130	82,130	備品 複合機 キヤノン MF726CDW	・年度末の高額機器の購入。	13-5	587			・政務活動のための合理的な必要に基づく購入と、政務活動費の消化を目的とする購入は、矛盾しない。 ・「支出の緊急の必要性」は求められていない。 ・大量のカラー資料の印刷のため、レーザープリンターを購入した。	41,065
C15-579	03/31	事務	戸塚	69,237	69,237	備品ノートパソコン 2011036248098 90,806円 うちポイントカード13,569円、金券8,000円を使い支払う。	・年度末の高額機器の購入。	13-5	592			・政務活動のための合理的な必要に基づく購入と、政務活動費の消化を目的とする購入は、矛盾しない。 ・「支出の緊急の必要性」は求められていない。	23,834
C15-580	03/30	事務	小関	187,650	187,650	レシートがなく、備品パソコン、パソコン周辺機器としての記載。	・年度末の高額機器の購入 ・購入内容不明	13-5	637		丙D61、62の1~3	同上	93,825
C15-581	06/08	事務	小関	32,552	32,552	消耗品 トナー・用紙代として	・レシートがない ・購入内容不明	13-5	638	中	同上	会派控室備え付けのプリンターのトナーカートリッジの購入代金。	0
C15-582	11/13	事務	小関	10,570	10,570	インク代として	・レシートがない ・購入内容不明 同日の、同じ場所での購入なのに、手書き領収書であるうえ、領収書が分割されている(C15-582~586)。内容が不明であるうえ、極めて不自然な領収書の発行状況となっている。	13-5	638	下		会派控室備え付けのプリンターのトナーカートリッジの購入代金(丙D41)。	0
C15-583	11/13	事務	小関	10,570	10,570	同上	・同上	13-5	639	上		同上	0
C15-584	11/13	事務	小関	10,570	10,570	同上	・同上	13-5	639	中		同上	0
C15-585	11/13	事務	小関	10,970	10,970	同上	・同上	13-5	639	下		同上	0
C15-586	11/13	事務	小関	2,100	2,100	同上	・同上	13-5	640	上		会派控室備え付けのプリンターのコピー用紙の購入代金(丙D41)。	0
合計額				416,349									158,724